

健 康 福 祉

1	高松市社会福祉審議会	1
2	社会福祉法人・施設指導監査	1
3	地域福祉	1
4	低所得者等対策	3
5	災害対策	5
6	法外援護	6
7	国民健康保険	6
8	後期高齢者医療制度	16
9	香川県後期高齢者医療広域連合	18
10	障害者福祉	19
11	障害者総合支援法	22
12	障害者総合支援法以外の事業	28
13	新型コロナウイルス感染症対策	35
14	生活保護	35
15	中国残留邦人生活支援	36
16	生活困窮者自立支援事業	37
17	高齢者福祉	38
18	地域包括ケアシステムの構築	48
19	介護保険	50
20	地域包括支援センター	59
21	児童福祉	64
22	母子福祉等	82
23	女性相談	86
24	こども未来館	87
25	教育・保育施設	89
26	市内福祉施設	104
27	社会福祉施設等整備事業に対する助成制度	107
28	保健所	108
29	保健センター	129

1 高松市社会福祉審議会

社会福祉法第7条の規定により設置したもので、市長の監督に属し、その諮問に答え、または意見具申を行う。

- (1) 設置年月日 平成11年4月1日
- (2) 設置目的 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する。
- (3) 組織（令和6年4月1日現在）
 - 委員 23人（市議会の議員2人、社会福祉事業従事者10人、学識経験者11人）
 - 臨時委員 9人（医師等）
- (4) 分科会 民生委員審査専門分科会（6人）、身体障害者福祉専門分科会（9人）、高齢者福祉専門分科会（7人）、児童福祉専門分科会（8人）、成年後見制度利用促進専門分科会（14人）、地域共生社会専門分科会（5人）
（身体障害者福祉専門分科会内に審査部会を設置：委員1人、臨時委員9人）

2 社会福祉法人・施設指導監査

関係法令や国の通知に基づき、法人運営や施設サービスについて、指導監査を行うことで福祉の向上を図っている。

本市が所轄する社会福祉法人は、主たる事務所が本市にあり、法人の経営する施設・事業が市内のみにある法人に限られている。

また、社会福祉施設等については、社会福祉法、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び老人福祉法等に定めるもののうち中核市に権限が移譲されたものに限る。

- (1) 本市が指導監査を所轄する社会福祉法人・施設等の状況（令和6年4月1日現在）
 - 社会福祉法人数57法人、社会福祉施設数108施設
 - （内訳） 障害者福祉施設 6施設、老人福祉施設 47施設、児童福祉施設55施設

3 地域福祉

(1) 地域福祉計画

本市では、市町村地域福祉計画のガイドラインとして、平成15年9月に公表された「香川県地域福祉支援計画」を踏まえ、市民意識調査や地区説明会、パブリックコメントの実施など各段階において意見・提言を得た上で、17年3月に17年度から5年間を計画期間とする「高松市地域福祉計画」を策定した。

その後、計画の見直しを行い、22年3月に「第2次高松市地域福祉計画」を、28年3月に「第3次高松市地域福祉計画」を策定し、計画期間の中間年に当たる令和元年度において、計画の中間見直しを行った。

また、6年3月には、第3次計画を踏襲した上で見直し、「誰もが人や社会とつながり、支え合いながら「健幸」に暮らせるまちへ」を基本理念とした「第4次高松市地域福祉計画」を策定した。

(2) 高松型地域共生社会構築事業

平成30年4月施行の改正社会福祉法に基づき、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、障害者や高齢者、子供など、一人一人が社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の構築が喫緊の課題である。

そこで、本市では、総合センターを核とした「まるごと」受け止める支援体制による高松型地域共生社会構築事業を推進するため、30年4月に、関係課で組織する地域共生社会推進プロジェクトチームを設置

し、同年8月から多機関の協働による包括的支援体制構築事業（モデル事業）を開始した。

また、31年4月1日の機構改革により、健康福祉総務課内に「地域共生社会推進室」を設置し、関係課及び関係機関と調整を図りながら、地域生活課題の解決に向けた包括的な支援体制の構築を進め、令和3年度は、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」として取り組み、4年度から「重層的支援体制整備事業」として取り組んでいる。

ア アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組

平成30年8月から、高松市社会福祉協議会への委託により、勝賀総合センターエリア及び香南地区の2か所に、社会福祉士等の資格を有する「まるごと福祉相談員」をそれぞれ1名配置するモデル事業を開始し、令和元年10月から1名増員するとともに、対象エリアに牟礼総合センターエリアを加え、香南地区から香川総合センターエリア全域に拡充し、令和2年10月から、さらに1名増員して、国分寺総合センターエリアを加えた。3年10月には「まるごと福祉相談員」は、「生活支援コーディネーター」を兼務し、15人体制として、本庁エリア、仏生山総合センターエリア、山田エリアを加えた市内全域を対象エリアとし、地域の拠点等に出向き、アウトリーチ（地域の情報収集、戸別訪問等）を実施して、複合的課題を抱えた世帯や個人の相談支援を行っている。

また、2年2月に、幅広く住民の福祉に関する相談を受け、担当課や関係機関へつなぐ「つながる福祉相談窓口」を、先行して勝賀総合センターに開設し、2年10月に牟礼総合センター及び香川総合センター、3年1月に国分寺総合センター、3年4月に本庁、4年3月に仏生山総合センター、5年4月に山田総合センターへと順次開設した。

まるごと福祉相談員の活動状況

区分	種別	3		4		5				
		アウトリーチ (件)	相談支援		アウトリーチ (件)	相談支援		アウトリーチ (件)	相談支援	
			(人)	(世帯)		(人)	(世帯)		(人)	(世帯)
本庁エリア	1,195	79	70	3,755	205	175	4,888	221	199	
牟礼エリア	570	69	61	895	86	79	1,560	66	58	
山田エリア	784	59	41	1,783	104	73	1,630	87	73	
仏生山エリア	737	38	28	1,816	113	89	2,144	96	79	
香川エリア	1,097	106	84	1,293	96	83	1,640	89	75	
勝賀エリア	655	76	60	903	76	52	953	74	47	
国分寺エリア	921	59	38	590	51	35	1,224	56	32	
合計	5,959	486	382	11,035	731	586	14,039	689	563	

※ 本庁エリア、仏生山エリア、山田エリアは3年10月から事業実施。

つながる福祉相談窓口の相談受付状況

区分	種別	3		4		5	
		相談支援		相談支援			
		(人)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)	(世帯)
本庁		121	120	87	86	59	—
牟礼総合センター		0	0	3	3	33	—
仏生山総合センター		0	0	3	3	40	—
香川総合センター		0	0	0	0	12	—
勝賀総合センター		2	2	3	3	17	—
国分寺総合センター		2	2	0	0	40	—
山田総合センター		—	—	—	—	20	—
合計		125	124	96	95	221	—

※1 仏生山総合センターは4年3月1日から、山田総合センターは5年4月1日から事業実施。

※2 令和5年度は集計方法を変更したため、世帯数は不明。

イ 多機関協働の取組

住民の身近な圏域において、住民主体で包括的に地域課題を把握し、解決を試みる体制（地域福祉ネットワーク会議等）を構築・推進するもので、平成31年4月から、生活支援コーディネーターとともに地域の支え合いの仕組みづくりを支援している。

住民主体の支え合いサービス実施状況

(6.3.31現在)

種別	サービス実施地区 (地区)	総合事業		介護保険事業外
		訪問型サービスB (地区)	通所型サービスB (地区)	その他事業 (地区)
地区数	40	26	6	22

ウ 参加支援事業の取組

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行うもので、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューとのマッチングを行っている。また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューを作っている。

参加支援事業実施状況

年度	4	5
協力依頼機関数 (件)	42	63
支援プラン策定人数 (人)	5	9

4 低所得者等対策

(1) 高松市たすけ合い金庫制度

昭和36年、高松市社会福祉協議会が、共同募金配分金及び質流れ即売会の益金等を基金とし、低所得世帯等の生活つなぎ資金の貸付けを目的に設立した。38年、資金に不足を生じたため、高松市が市社会福祉協議会に対し資金を貸し付け、その後、利用者の増加に伴い、逐次、資金の増額を行い、現在850万円の資金を貸し付けている。

ア 運営 高松市社会福祉協議会が、各地区民生委員協議会に貸付け事務を委託

イ 対象 高松市の住民であって、他から融資を受けることが困難であり、この貸付けを受けることに

より、更生・救済の可能性がある者

(2) 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業（国庫補助事業）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、令和3年度または4年度住民税非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、住民税非課税世帯と同様の事情であると認められる世帯に対して、1世帯当たり10万円の給付を行った。

(5. 3. 31時点)

区分	確認書発送	返送件数	申請件数	支給決定	不支給決定
R3非課税世帯	48,222	46,091	133	46,133	91
R4非課税世帯	4,731	4,530	1,147	5,604	73
家計急変世帯	—	—	390	277	113
計	52,953	50,621	1,670	52,014	277

(3) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（国庫補助事業）

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増等を踏まえ、特に家計への影響が大きい、令和4年度住民税非課税世帯及び、予期せず令和4年1月から12月までの収入が減少し、住民税非課税世帯と同様の事情であると認められる世帯に対して、1世帯当たり5万円の給付を行った。

(5. 3. 31時点)

区分	確認書発送	返送件数	申請件数	支給決定	不支給決定
非課税世帯	49,667	45,583	117	45,668	32
家計急変世帯	—	—	221	200	21
計	49,667	45,583	338	45,868	53

(4) 高松市住民税均等割のみ課税世帯等臨時特別給付金（高松市独自事業）

物価高騰の影響等を踏まえ、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の対象とならない、令和4年度住民税所得割が課税されていない世帯（住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給を受けた世帯は除く。）に対して、1世帯当たり5万円の給付を行った。

(5. 3. 31時点)

区分	申請書発送	返送件数	申請件数	支給決定	不支給決定
均等割のみ課税世帯	7,453	7,015	42	6,968	89

(5) 高松市住民税非課税世帯（令和5年度）生活支援給付金（国庫補助事業）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、生活が困窮する令和5年度住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり3万円の給付を行った。

(6. 3. 31時点)

区分	確認書発送	返送件数	申請件数	支給決定	不支給決定
非課税世帯	50,112	45,388	121	45,469	35

(6) 高松市住民税非課税世帯（令和5年度）生活支援追加給付金（国庫補助事業）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、特に影響を受ける令和5年度住民税非課税世帯に対して、追加給付金として1世帯当たり7万円の給付を行った。

(6. 6. 30時点)

区分	支給通知発送	確認書発送	返送件数	申請件数	支給決定	不支給決定
非課税世帯	42,635	7,149	4,626	111	47,211	141

(7) 高松市住民税均等割のみ課税世帯（令和5年度）生活支援及びこども加算給付金（国庫補助事業）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、影響を受ける令和5年度住民税均等割のみ課税世帯対

して、1世帯当たり10万円の給付を行った。また、給付対象世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円の加算給付を行った。

(6. 6. 30時点)

区分	確認書発送	返送件数	申請件数	支給決定	不支給決定
均等割のみ課税世帯	7,818	7,329	18	7,334	13

(8) 高松市住民税非課税世帯（令和5年度）こども加算給付金（国庫補助事業）

上記(6)の給付対象世帯に、扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円の加算給付を行った。

(6. 6. 30時点)

区分	支給通知発送	確認書発送	返送件数	申請件数	支給決定	不支給決定
非課税世帯	2,708	722	539	20	3,265	2

(9) 高松市低所得世帯（令和6年度）生活支援給付金（国庫補助事業）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、生活が困窮する新たに令和6年度住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯に対して、1世帯当たり10万円の給付を行う。また、給付対象世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円の加算給付を行う。財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、本市においても、令和6年度補正予算を計上し、事業を実施している。（受付期間：令和6年7月17日～9月30日）

5 災害対策

(1) 避難行動要支援者名簿整備・個別避難計画作成

本市では、災害時に自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く、安全に行われる体制づくりを進めている。

「避難行動要支援者名簿」とは、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置（避難支援等）を実施するための基礎とする名簿であり、「個別避難計画」とは、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成する、避難支援等を実施するための計画をいう。名簿及び計画の情報については、地域等と行政で共有し、災害時の避難支援や普段の見守りなどに役立てている。

(2) たかまつ安心キット

災害時や自宅で体調が悪くなる等の緊急時に備えるため、平成23年度から、かかりつけ医療機関や持病などの医療情報や緊急連絡先を記入した用紙を専用の容器に入れ、決められた場所（冷蔵庫）に保管しておく「たかまつ安心キット」を、各地域コミュニティ協議会等を通じて希望者に無料配布している。

(3) 小規模災害援護

災害救助法の適用を受けない、いわゆる小災害により、被害を受けた世帯及び被災者に対し、高松市小規模災害弔慰金及び見舞金支給要綱に基づき援護を行っている。

ア 災害弔慰金

災害により死亡した者 1人につき 50,000円

イ 災害見舞金

(ア) 住居の全損 1世帯につき 30,000円

(イ) 住居の半損 // 10,000円

ウ 弔慰金及び見舞金給付状況

区分		年度	元	2	3	4	5		
		件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
弔慰金	件数 (件)	5	3	1	1	5			
	金額 (千円)	250	150	50	50	250			
見舞金	全損	件数 (件)	16	9	14	14	15		
		金額 (千円)	480	270	420	420	450		
	半損	件数 (件)	0	3	3	3	1		
		金額 (千円)	0	30	30	30	10		
	負傷	件数 (件)	-	-	-	-	-		
		金額 (千円)	-	-	-	-	-		

6 法外援護

(1) 原子爆弾被爆者援護

原子爆弾の被爆者に対し、平成元年から、高松市原子爆弾被爆者の援護に関する要綱に基づき援護金及び弔慰金を支給している。

ア 対 象 援護金 被爆者手帳の保持者で、かつ1年以上の市内在住者

弔慰金 援護金の支給対象者が死亡した場合その者の葬祭を行った者

イ 支 給 額 援護金 (年額) 15,000円、弔慰金 15,000円

ウ 支給状況

(単位：千円)

区分		年度	元	2	3	4	5	
		援護金	弔慰金	援護金	弔慰金	援護金	弔慰金	援護金
援護金		1,620	1,485	1,395	1,275	1,275		
弔慰金		90	75	120	90	105		

7 国民健康保険

(1) 世帯数及び被保険者数

(5年度)

世帯数			人数 (人)					
総世帯数 (全市)	国保加入世帯		総人口 (全市)	国保加入者				
	総数 (加入率)	うち外国人 世帯 (加入率)		一般 被保険者	退職被保険者等		合計 (加入率)	うち外国人 加入者 (加入率)
					本 人	被扶養者		
190,709	48,993 (25.69%)	1,283 (0.67%)	411,330	70,783	0	0	70,783 (17.21%)	1,499 (0.36%)

※国保に関する数値は、年度平均値である。

(2) 収支状況

ア 収入

(5年度)

科目	予算現額 (円)	調定額 (円)	収入済額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収入率 (%)	
						対予	対調※
国民健康保険料	7,304,587,000	9,040,621,842	7,324,816,078	270,480,304	1,445,325,460	100.28	83.52
一部負担金	2,000	0	0	0	0	0.00	—
使用料及び手数料	5,018,000	3,621,800	3,621,800	0	0	72.18	100.00
国庫支出金	1,512,000	1,342,000	1,342,000	0	0	88.76	100.00
県支出金	30,302,941,000	30,192,707,111	30,192,707,111	0	0	99.64	100.00
繰入金	3,803,800,000	3,612,270,590	3,612,270,590	0	0	94.96	100.00
繰越金	69,502,000	69,502,791	69,502,791	0	0	100.00	100.00
諸収入	114,845,000	184,583,530	57,320,040	1,379,216	125,884,274	49.91	31.29
合計	41,602,207,000	43,104,649,664	41,261,580,410	271,859,520	1,571,209,734	99.18	96.33

※対調収納率=収入済額/(調定額-不納欠損額)

イ 支出

(5年度)

科目	予算現額 (円)	支出済額 (円)	繰越明許 (円)	不用額 (円)	執行率 (%)
総務費	607,643,000	580,487,650	0	27,155,350	75.53
保険給付費	29,965,953,000	29,742,352,742	0	223,600,258	99.25
国民健康保険事業費 納付金	10,458,209,000	10,458,207,682	0	1,318	100.00
保健事業費	459,177,000	384,295,046	0	78,301,237	82.95
諸支出金	107,661,000	61,137,817	0	46,523,183	56.79
翌年度繰越金	0	35,099,473	0	0	—
合計	41,598,643,000	41,261,580,410	0	375,581,346	99.19

(3) 保険給付の状況 (支払義務額)

(5年度)

区分		療養の給付	療養費	高額療養費	高額介護合算
一般	件数(件)	1,272,678	22,877	61,407	136
	金額(円)	25,291,756,572	147,030,506	3,932,851,126	2,824,817
区分		移送費	出産育児諸費	葬祭諸費	傷病手当金
一般	件数(件)	0	165	491	9
	金額(円)	0	69,104,000	24,550,000	183,945

(4) 療養の給付 (診療費) の内訳

一般被保険者分

(5年度)

種別		件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 日数(日)	1日当たり 費用額(円)	1人当たり 費用額(円)
医科	入院	21,085	366,012	12,940,551,279	29.8	17.36	35,356	182,820
	入院外	667,751	1,045,187	12,055,464,277	943.4	1.57	11,534	170,316
歯科		162,907	261,343	2,302,758,571	230.1	1.60	8,811	32,533

(5) 国民健康保険料 (平成17年度は旧高松市を除いて保険税、18年度以降は保険料)

国民健康保険料は、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主に対して賦課するものであり、昭和56年度に保険税から国民健康保険料制度へ移行し、平成5年度からは、従来、条例で保険料率を明記して

いたものを、保険料の賦課総額に対する賦課割合を明記することに改めた。

また、12年度から介護保険制度の施行に伴い、医療給付費分保険料の算定方法に基づき介護納付金分保険料率及び賦課限度額を定めた。

17年度の市町合併に伴い、国民健康保険料率のうち介護納付金分保険料率については、18年度から各合併町とも旧高松市の率に改定した。医療給付費分保険料率については、旧塩江町が18年度から旧高松市の率を適用しており、旧香川町、旧香南町、旧国分寺町、旧庵治町及び旧牟礼町については、合併特例の経過措置により20年度まで各町の合併前の率を適用することとしてきたが、20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢者支援金分が新設されたことから被保険者の保険料負担増を考慮し、医療給付費分保険料率を引下げ、21年度には全市域で同率とした。

また、20年度からは、介護納付金分保険料についても、算定単価の減等により、料率を引下げるとともに、新設の後期高齢者支援金分保険料については、医療給付費分保険料の算定方法に基づき後期高齢者支援金分保険料率及び賦課限度額を定めた。

さらに、高齢化の進展等により医療費は年々増え続けており、安定的かつ持続的な運営を図るため、24・25・30年度及び令和2年度に、保険料率を引き上げた。また、政令改正を受け、平成26・27・28・30・令和元・4・5年度及び6年度に賦課限度額を引き上げた。

加えて、国保制度の安定化及び基盤強化を図るため、平成30年度から、各都道府県が国保の財政運営の責任主体となったことに伴い、将来の県内保険料の統一に向け、本市の保険料についても、資産割を廃止した。

ア 保険料額の計算

医療給付費分保険料＋後期高齢者支援金分保険料＋介護納付金分保険料＝国民健康保険料

医療給付費分保険料、後期高齢者支援金分保険料、介護納付金分保険料は、それぞれについて所得割額、均等割額、平等割額の合計額

イ 保険料率等

(6年度)

保険料区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
料率等	所得割額	9.88/100	2.6/100	2.16/100
	均等割額	31,700円	8,700円	9,400円
	平等割額	21,700円	5,800円	4,600円
賦課限度額		650,000円	240,000円	170,000円
納付回数		年8回		

ウ 保険料賦課割合

(ア) 医療給付費分保険料（一般被保険者の軽減適用前）

(単位：%)

項目	年度	元	2	3	4	5
	所得割		51.78	51.35	51.23	51.03
均等割		32.88	34.06	34.01	34.09	33.96
平等割		15.34	14.59	14.76	14.89	15.03

(イ) 介護納付金分保険料（全被保険者の軽減適用前）

(単位：%)

項目	年度	元	2	3	4	5
	所得割		49.65	49.49	49.35	48.55
均等割		34.50	35.49	35.54	36.06	35.78
平等割		15.85	15.02	15.10	15.39	15.31

(ウ) 後期高齢者支援金分 (全被保険者の軽減適用前)

(単位：%)

項目	年度	元	2	3	4	5
所得割		51.21	51.10	50.94	50.84	51.18
均等割		33.35	34.51	34.48	34.49	34.11
平等割		15.44	14.39	14.58	14.67	14.71

(6) 諸率の推移

項目	年度	元	2	3	4	5
保険者負担割合 (未就学児童)	(%)	80	80	80	80	80
〃 (就学後～70歳未満)	(%)	70	70	70	70	70
〃 (70歳以上)	(%)	80	80	80	80	80
〃 (70歳以上の一定以上所得者)	(%)	70	70	70	70	70
受診率 (全体)	(%)	1,175	1,099	1,159	1,180	1,203
〃 (一般被保険者)	(%)	1,174	1,099	1,159	1,180	1,203
〃 (退職被保険者等)	(%)	1,445	-	-	-	-
被保険者1人当たり療養諸費費用額 (全体)	(円)	445,870	430,941	456,429	467,617	487,246
〃 (一般被保険者)	(円)	445,810	430,941	456,429	467,617	487,246
〃 (退職被保険者等)	(円)	505,341	-	-	-	-
被保険者1人当たり保険料(税) 現年度調定額 (全体)	(円)	94,514	104,760	106,240	105,830	107,234
〃 (一般被保険者)	(円)	94,531	104,760	106,240	105,830	107,234
〃 (退職被保険者等)	(円)	74,246	0	0	0	0
被保険者1人当たり保険料(税) 現年度収納額 (全体)	(円)	85,732	95,734	97,251	96,635	98,487
〃 (一般被保険者)	(円)	85,742	95,734	97,251	96,635	98,487
〃 (退職被保険者等)	(円)	73,206	0	0	0	0
保険料現年度分収納率 (全体)	(%)	90.70	91.38	91.54	91.31	91.84
〃 (一般被保険者)	(%)	90.70	91.38	91.54	91.31	91.84
〃 (退職被保険者等)	(%)	98.60	100.00	100.00	0.00	0.00
被保険者1人当たり一般会計繰入金	(円)	65,300	50,269	46,692	47,009	51,033

※受診率は診療費ベース、1人当たり療養諸費費用額は第三者行為診療分を含む。

(7) 国民健康保険給付の概要

ア 療養の給付

医療機関等で健康保険が適用される治療を受けた場合、保険証を提示することにより、かかった医療費の一部負担割合(下表)を自己負担することで診療を受けることができる。

年齢区分	負担割合
義務教育就学前	2割
義務教育就学後から70歳未満	3割
70歳以上75歳未満	2割
70歳以上75歳未満で現役並み所得	3割

イ 療養費の支給

急病などやむを得ない理由で保険証を提示せず診療を受けたときや、医師が必要と認めたコルセット等の治療用補装具を着用したときなど、かかった費用を全額負担した場合、申請により、自己負担分を

除いた額を支給する。

ウ 高額療養費の支給

医療機関や薬局の窓口で支払う自己負担額が、1カ月（暦月：1日から末日まで）単位で一定額を超えた場合に、その超えた金額を申請に基づいて支給する。

入院時の食事代や保険が適用されない診療費、差額ベッド料などの保険診療で認められないものは、対象外となる。

(ア) 70歳未満の自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降
ア：901万円超の世帯	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算	140,100円
イ：600万円超～901万円以下の世帯	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算	93,000円
ウ：210万円超～600万円以下の世帯	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算	44,400円
エ：210万円以下の世帯	57,600円	44,400円
オ：住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

(イ) 70歳以上75歳未満の自己負担限度額（月額）平成30年8月1日診療分から

区分		個人ごと (外来)	世帯単位（外来・入院）	
			3回目まで	4回目以降
現役並み 所得者	現役並みⅢ (課税所得690万円以上の世帯)	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算	140,100円	
	現役並みⅡ (課税所得380万円以上の世帯)	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算	93,000円	
	現役並みⅠ (課税所得145万円以上の世帯)	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算	44,400円	
一般		18,000円	57,600円	44,400円
住民税非 課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
	低所得者Ⅰ		15,000円	

(ウ) 世帯合算

同一世帯内で、同じ月内に一部負担金を21,000円以上支払ったものが複数あるときは、それらの額を合算して、限度額を超えた分が支給される。ただし、70歳以上の一部負担金は金額にかかわらず、全て合算する。

(エ) 多数該当

同じ世帯で、過去1年間に4回以上高額療養費支給に該当する場合、一部負担金の額が(ア)(イ)の表の「4回目以降」の欄の金額になる。

(オ) 外来年間合算

基準日（7月31日）時点で、70歳以上75歳未満の一般または住民税非課税世帯である被保険者の外来療養に係る額が、年間（8月～翌年7月）で144,000円を超える場合に、その超えた分が高額療養費として支給される。

(カ) 限度額適用認定証

70歳未満の被保険者及び70歳以上の住民税非課税世帯の被保険者が医療機関を受診したとき、保険証と併せて限度額適用認定証を医療機関に提示すると、自己負担限度額を超えた金額は、市が医療機

関に支払うことにより高額療養費が現物給付される。限度額適用認定証は、保険料の滞納がない被保険者に対して、申請により交付する。

(イ) 特定疾病療養受療証

厚生労働大臣が指定している血友病の者、人工透析を受けている慢性腎不全の者及びエイズの治療を受けている者は、申請により特定疾病療養受療証の交付を受ければ、自己負担額は1月1万円（人工透析を実施している慢性腎不全の人のうち上位所得者は2万円）までとなる。

(ロ) 高額療養費資金の貸付

被保険者で高額療養費に係る一部負担金の支払いが困難な世帯に、高額療養費該当額の9割を貸し付ける。ただし、対象者は、市内に住所を有する者で、保険料の滞納がなく、所得税の非課税者のみで構成されている世帯に限る。

エ 高額医療・介護合算療養費の支給

被保険者における世帯内で、医療費と介護（予防）サービス費の両方の自己負担があり、1年間の自己負担額合計が限度額を超えた場合、申請により超えた額を支給する。

オ 移送費の支給

医師の診断により、重い病気やけがなどの歩行不能な病人を入院・転院させるために交通機関を利用した場合、常識の範囲内の額で移送費を支給する。

カ 入院時食事療養費・生活療養費の支給

入院時の食事にかかる費用のうち、被保険者は標準負担額を自己負担（療養病床に入院する65歳以上の者は、食費と居住費を負担）し、残りは入院時食事療養費（入院時生活療養費）として国民健康保険から医療機関に支払う。

ただし、住民税非課税世帯の場合、申請により標準負担額減額の認定を受ければ、標準負担額が減額される。

キ 出産育児一時金の支給

被保険者が出産（妊娠12週（85日）以上で死産・流産を含む。）したとき、産科医療補償制度加入の医療機関等での在胎週数22週に達した日以後の分娩については50万円（※令和5年3月までの分娩の場合は42万円）を、それ以外の分娩については48万8,000円（※令和5年3月までの分娩の場合は40万8,000円）を、出産育児一時金として支給する。

また、国民健康保険から、直接、出産した医療機関等に対して出産育児一時金を支払う直接支払制度を利用すれば、医療機関等の窓口で支払う出産費用は出産育児一時金を上回った額のみとなる。

ク 葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った者に対して、申請により葬祭費として5万円を支給する。

ケ 傷病手当金

事業所等に雇用され、給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために労務に服することができず給与等を受けられないとき、要件を満たす場合、申請により傷病手当を支給する（令和2年1月1日～5年5月7日感染分まで）。

(8) 特定健康診査等

医療制度改革により、平成19年度まで保健センターで実施していた基本健康診査に代わり、20年度からは、40歳以上の被保険者を対象に、各医療保険者がメタボリックシンドロームの予防に重点を置いた「特定健康診査」及び特定健康診査の結果に基づいた保健指導である「特定保健指導」を実施している。

ア 特定健康診査

高松市国民健康保険では、40歳以上75歳未満（該当年度に40歳になる人を含む。）の国保加入者を対象に、次のとおり特定健康診査を実施する。

(ケ) 健診期間

令和6年7月1日～10月31日（一部健診実施機関は、12月25日まで）

(イ) 実施場所

市内及び綾川町・三木町内の特定健康診査実施機関

(ウ) 健診項目

a 必須項目（特定健康診査受診者全員に実施）

問診、身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、貧血検査、腎機能検査、心電図検査、血清尿酸値

b 詳細な項目（実施基準を満たし、医師が必要と認めた場合に実施）

眼底検査

(エ) 自己負担金

なし（令和2年度から対象者全員）

(オ) 受診率向上の取組

はがき及びSMS（ショートメッセージサービス）による未受診勧奨、一部健診実施機関での受診期間の延長、健診実施機関の市外への拡充等のほか、みなし受診事業及び若年層健康診査を実施している。

実績

区分	年度	元	2	3	4	5
						6.5未現在速報値
対象者数（人）		57,988	57,442	55,588	52,357	49,750
受診者数（人）		26,366	25,939	24,195	22,978	21,207
受診率（%）		45.5	45.2	43.5	43.9	42.6

イ 特定保健指導

特定健康診査の結果、動機づけ支援・積極的支援に階層化された方に、メタボ予防のための生活習慣改善の保健指導を行う。（単位：人・%）

年度	積極的支援			動機づけ支援			合計		
	対象者	終了者数	率	対象者	終了者数	率	対象者	終了者数	率
元	652	194	29.8	2,737	1,119	40.9	3,389	1,313	38.7
2	688	209	30.4	2,726	1,174	43.1	3,414	1,383	40.5
3	616	123	20.0	2,393	598	25.0	3,009	721	24.0
4	562	10	1.8	2,186	635	29.0	2,748	645	23.5
5	522	94	18.0	2,143	727	33.9	2,665	821	30.8

※ 令和5年度の対象者数・終了者数は、暫定数値

※ 積極的支援には、動機づけ支援相当を含む。

ウ 糖尿病性腎症重症化予防

香川県糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき、地区医師会及び医療機関等と連携した受診勧奨及び保健指導を行い、糖尿病性腎症の重症化予防を図る。

(ア) 糖尿病治療中断者再受診勧奨事業

令和4年度特定健康診査の結果、糖尿病の治療が必要であるにもかかわらず、糖尿病治療を中断

している35人を対象に、糖尿病重症化予防を図ることを目的に、医療機関への再受診勧奨を実施した。

(イ) 糖尿病要医療受診勧奨推進事業

令和4年度特定健康診査の結果、HbA1c6.5%以上で要治療と判断された145人を対象に、糖尿病患者や糖尿病予備群の早期発見、糖尿病予備群段階での生活習慣病の改善及び合併症発症以前の早期治療につなげ、糖尿病重症化予防を図ることを目的に受診勧奨を実施した。

エ 慢性腎臓病（CKD）予防対策（保健指導・受診勧奨）

特定健康診査の結果、腎機能の状態を示す値（尿蛋白、eGFR値）が低下している人の慢性腎臓病（CKD）の進行を遅らせ、人工透析治療の移行を防ぐ。

オ 歯科保健指導

糖尿病と歯周病の関連について知識を周知啓発するとともに、保健指導や歯周病の治療を受けることで糖尿病の重症化予防を図る。

(9) 国民健康保険人間ドック・歯科ドック助成制度

ア 人間ドック助成制度

国民健康保険加入者のうち、次の要件を全て満たした人に対して、市の指定医療機関で受診した人間ドック費用の一部を助成する。令和2年度に対象年齢の引下げ及び簡易脳ドック区分の新設等の助成要件の見直しを行い、併せて助成額を変更（一般ドック1日コース：10,000円、一般ドック1泊2日コース：16,000円、脳ドック：13,000円、簡易脳ドック：7,000円）した。

(ア) 満35歳以上であること（当該年度4月1日現在）

(イ) 納期限の到来している保険料を完納していること

(ウ) 特定健康診査等と重複受診とならないこと（簡易脳ドックを除く。）

実績

年度		元	2	3	4	5	
件数 (件)	一般ドック	1日	1,636	1,259	1,397	1,405	1,389
		1泊2日	138	79	92	80	71
	脳ドック		107	19	28	28	12
	簡易脳ドック		—	33	29	28	23
金額(円)		30,130,000	14,337,000	16,009,000	15,890,000	15,343,000	
1件当たり助成額 (円)	1日		15,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	1泊2日		25,000	16,000	16,000	16,000	16,000
	脳ドック		20,000	13,000	13,000	13,000	13,000
	簡易脳ドック		—	7,000	7,000	7,000	7,000

※ 令和2年度は過年度分支出があるため、件数に1件当たり助成額を乗した値と金額が一致しない。

イ 歯科ドック助成制度

平成20年度から、国民健康保険加入者のうち、満40歳以上であること（当該年度4月1日現在）と上記アの(イ)の要件を満たし、市が実施する成人歯科健康診査と重複受診とならない人に対して、市の指定医療機関で受診した歯科ドック検診費用の一部を助成している。

実績

年度		元	2	3	4	5
件数 (件)	精密コース	4	2	2	4	9
	標準コース	2	5	2	4	12
金額(円)		26,000	23,400	15,600	31,200	78,000
1件当たり 助成額 (円)	精密コース	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
	標準コース	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600

(10) 高松市データヘルス計画（国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画）

増大する国民健康保険及び介護保険に係る保険給付費の適正化を図り、保険料の上昇抑制に向けた対策を講じるため、平成25年12月に「第1期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画」を策定した。その後、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」が一部改正され、保険者は健康・医療情報を活用して実施計画を策定し、PDC Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施及び評価を行うこととなり、28年3月に第1期データヘルス計画を包含した第2期計画を策定し保健事業を推進した。

また、28年4月の「日本再興戦略2016」において、「データヘルス計画を通じた企業や保険者等による健康・予防に向けた取組を強化する。」としたことを踏まえ、これまでの計画の評価・改善等を行い、30年度から令和5年度までを計画期間とする「第2期高松市データヘルス計画（国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画）」を策定し、同計画の進行管理として、2年度にこれまでの取組の中間評価を行い、必要な見直しを行った。

なお、5年度は、第2期計画の最終の年に当たることから、令和2年に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」において、「保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組の推進」が掲げられたこと、また、4年12月の経済財政諮問会議による「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、「保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を行うとともに、当該計画の標準化の進展に当たり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なKPIの設定を推進する」ことが示されたことを踏まえ、「第2期高松市データヘルス計画」の評価等を行うとともに、国から示されている「国民健康保険保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き」に基づき、また、香川県内における国民健康保険料水準の統一に向けた検討状況等にも留意しながら、「第3期高松市データヘルス計画」を策定した。

(11) 保険給付費適正化の取組

ア ジェネリック医薬品利用促進

(ア) ジェネリック医薬品差額通知

(イ) ジェネリック希望シールの全世帯への配布

イ 重複・頻回受診者対策

レセプト情報から抽出した重複・頻回受診対象者に、適正な医療機関へのかかり方について通知し、必要に応じて電話指導を実施する。

ウ 重複・多剤服薬者対策

医療費データベースから抽出した重複・多剤服薬対象者に、服薬情報を通知し、必要に応じて電話指導を実施する。

エ 医療費通知（年1回）

被保険者に自ら受けている医療費の確認と意識の向上を促し、医療機関等からの不適正な請求を防止

する。

オ 保険給付費適正化に関する周知啓発活動（保険給付費適正化プロジェクトチームの活用）

国保・介護保険財政の厳しい現状・将来予測を理解し、生活習慣病の予防や介護予防等への意識を高め、普段の生活の中での健康づくりの取組につなげることを目的に、各所へ出向き周知啓発活動を実施する。

(12) 繁忙期における窓口受付時間の延長及び日曜開庁

例年、3月末から4月初めは、国民健康保険等の手続のため多くの市民が訪れ、窓口が非常に混雑していることから、この混雑を緩和するため、平日の窓口受付時間の延長及び日曜開庁を実施し、市民の利便性の向上を図った。

ア 窓口の受付時間の延長

(ア) 延長期間 令和6年3月25日(月)～4月5日(金)までの平日延べ10日間

(イ) 延長時間 平日(月曜日から金曜日まで)の午後5時00分～午後7時00分

(ウ) 延長期間中における取扱い状況 (単位：件)

国民健康保険届出及び 電話相談関係	92
----------------------	----

イ 日曜開庁

(ア) 日曜開庁日 令和6年3月31日(日)、4月7日(日)

(イ) 開庁時間 午前8時30分～午後5時00分

(ウ) 日曜開庁中における取扱い状況 (単位：件)

国民健康保険届出及び 電話相談関係	28
----------------------	----

(13) 直営診療施設

ア 直営診療施設の概要

女木町及び男木町の2地域に居住する国民健康保険被保険者等の医療を確保するため、両地域に直営診療所を設置し、患者の診療等を行っており、令和3年度に実証実験を行った後、4年4月6日からオンライン診療を開始している。

また、令和5年4月からは、医師2人(会計年度任用職員)、看護師2人(会計年度任用職員)、事務職員1人(会計年度任用職員)の体制で、両診療所を運営しており、毎週木曜日(第5週を除く)には、高松市立みんなの病院から医師の派遣を受けている。

また、愛称をネーミングライツにより募集し、4年8月から女木診療所は「オーテがみまもるクリニック」、男木診療所は「SETOLAS 男木島診療所」に決定した。

(6.4.1 現在)

診療所名	高松市国民健康保険女木診療所	高松市国民健康保険男木診療所
開設年月日	昭和25年10月1日	令和4年2月12日
設置場所	高松市女木町112番地	高松市男木町1988番地
島の状況	世帯数 84世帯	世帯数 95世帯
	人口 122人	人口 143人
	国保被保険者数 39人	国保被保険者数 41人
診療科目	内科・外科	内科・外科
診察日	月・木(14:00～17:00)	月・木(10:45～12:00)
	火・金(10:30～12:00)	火・金(14:00～16:45)

※ 高松市国民健康保険男木診療所の当初開設年月日は昭和26年4月1日だが、移設に伴い、令和4年2月

12日が現在の診療所の開設日となった。

イ 収支状況

収 入

(単位：円・%)

区分	4年度 (円)	5年度 (円)	増減額 (円)	前年度比 (%)
診療収入	10,681,139	9,922,741	▲758,398	92.90
使用料及び手数料	13,300	8,900	▲4,400	66.92
繰入金	21,329,139	17,171,917	▲4,157,222	80.51
国庫補助金	0	0	—	—
市債 (辺地債)	0	0	—	—
諸収入	140,225	1,040,133	899,908	741.76
繰越金	0	0	—	—
合計	32,163,803	28,143,691	▲4,020,112	87.50

支 出

(単位：円・%)

区分	4年度 (円)	5年度 (円)	増減額 (円)	前年度比 (%)
総務費	28,653,371	22,372,013	▲6,281,358	78.08
医業費	3,353,790	5,155,634	1,801,844	53.73
施設費 (公債費)	156,642	616,044	459,402	393.28
施設整備費	0	0	—	—
合計	32,163,803	28,143,691	▲4,020,112	87.50

ウ 診療の状況

年度		元	2	3	4	5
女木診療所	延べ患者数 (人)	1,206	1,162	653	578	543
	1日平均患者数 (人)	6.5	6.3	3.5	3.1	3.0
	1日1人当たりの診療費 (円)	5,961	5,601	6,244	6,325	6,619
男木診療所	延べ患者数 (人)	924	830	731	867	786
	1日平均患者数 (人)	5.0	4.5	3.9	4.7	4.4
	1日1人当たりの診療費 (円)	8,036	7,841	8,125	7,431	7,595

8 後期高齢者医療制度

従来の老人保健制度に代わり、75歳以上の高齢者等を対象に、今までに加入していた医療保険から独立した制度として、平成20年4月から新たに創設された。運営は香川県後期高齢者医療広域連合が保険者となつて、資格管理、財政運営など、制度全般を行い、各種申請や届出の受付、保険料の徴収などの窓口業務を市町が行っている。

(1) 被保険者数

(5年度)

被保険者数	64,911人	総人口に対する 受給者の割合	15.78%	総人口	411,330人
-------	---------	-------------------	--------	-----	----------

(2) 収支状況

ア 収入

(5年度)

科目	予算現額 (円)	調定額 (円)	収入済額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収入率 (%)	
						対予	対調※
後期高齢者医療 保険料	5,654,270,000	5,600,112,583	5,533,307,600	7,456,283	59,348,700	97.86	98.94
使用料及び手数料	760,000	776,450	776,450	0	0	102.16	100.0
繰入金	1,542,828,000	1,527,634,822	1,527,634,822	0	0	99.02	100.0
繰越金	9,784,000	9,784,515	9,784,515	0	0	100.01	100.0
諸収入	5,012,000	5,184,000	5,184,000	0	0	103.43	100.0
合計	7,212,654,000	7,143,492,370	7,076,687,387	7,456,283	59,348,700	98.11	99.17

※対調収納率=収入済額/ (調定額-不納欠損額)

イ 支出

(5年度)

科目	予算現額 (円)	支出済額 (円)	繰越明許 (円)	不用額 (円)	執行率 (%)
総務費	282,952,000	267,768,876	0	15,183,124	94.63
後期高齢者医療 広域連合納付金	6,925,551,000	6,793,346,196	0	132,204,804	98.09
諸支出金	4,151,000	3,682,800	0	468,200	88.72
合計	7,121,654,000	7,064,797,872	0	147,856,128	97.95
歳入歳出差引額 (円) 翌年度繰越金			11,889,515		

(3) 後期高齢者医療保険料

ア 保険料率等

(6年度)

率	所得割額	10.41/100
	均等割額	54,000円
賦課限度額		800,000円
納付回数		年8回

※1 賦課のもととなる所得金額が、58万円以下の方は、所得割率9.63%を適用する。

※2 令和5年度までに資格を取得している方は、73万円を賦課限度額とする。

イ 収納率

(単位：%)

年度	元	2	3	4	5
保険料(税)現年度分収納率	99.29	99.44	99.39	99.31	99.56

(4) 後期高齢者医療健康診査

75歳以上(65歳以上で一定の障害がある人を含む。)で、後期高齢者医療制度に加入している人に、香川県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて、次のとおり健康診査を行う。

ア 健診期間及び実施場所 特定健康診査と同じ

イ 健診項目

- ・必須項目 (健康診査受診者全員に実施)

問診、身体計測、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、貧血検査、腎機能検査、心電図検査、血清尿酸値

- ・詳細な項目 (実施基準を満たし、医師が必要と認めた場合に実施)

眼底検査

ウ 自己負担金 なし

(5) 後期高齢者医療人間ドック・歯科ドック助成制度

ア 人間ドック助成制度

平成26年度から、後期高齢者医療制度加入者のうち、次の要件を全て満たした人に対して、市の指定医療機関で受診した人間ドック費用の一部助成を行っている。令和2年度に簡易脳ドック区分の新設等の助成要件の見直しを行い、併せて助成額を変更（一般ドック1日コース：10,000円、一般ドック1泊2日コース：16,000円、脳ドック：13,000円、簡易脳ドック：7,000円）した。

- (ア) 高松市に住所がある香川県後期高齢者医療制度に加入している人
- (イ) 納期限の到来している保険料を完納していること
- (ウ) 後期高齢者医療健康診査と重複受診とにならないこと（簡易脳ドックを除く。）

実績

年度		元	2	3	4	5	
件数 (件)	一般ドック	1日	420	374	406	497	563
		1泊2日	60	52	55	53	47
	脳ドック		50	11	14	20	16
	簡易脳ドック			12	11	14	21
金額（円）		8,800,000	4,799,000	5,199,000	6,176,000	6,737,000	
1件当たり助成額（円）	1日		15,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	1泊2日		25,000	16,000	16,000	16,000	16,000
	脳ドック		20,000	13,000	13,000	13,000	13,000
	簡易脳ドック			7,000	7,000	7,000	7,000

イ 歯科ドック助成制度

平成26年度から、後期高齢者医療制度加入者のうち、上記アの(ア)、(イ)の要件を満たし、市が実施する「成人歯科健康診査」、または香川県後期高齢者医療広域連合の「歯科健康診査」と重複受診とにならない人に対して、市の指定医療機関で受診した歯科ドック費用の一部助成を行っている。

実績

年度		元	2	3	4	5
件数 (件)	精密コース	2	1	2	3	0
	標準コース	3	1	1	0	2
金額（円）		18,200	7,800	13,000	15,600	5,200
1件当たり 助成額（円）	精密コース	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
	標準コース	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600

9 香川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度創設に先立ち、その運営主体として香川県内の全市町が加入する香川県後期高齢者医療広域連合が、平成19年1月に設立された。

(1) 設立年月日及び組織する団体

平成19年1月15日 香川県内の全市町（8市9町）

(2) 処理する事務

ア 後期高齢者医療制度の被保険者の資格に関すること

- イ 後期高齢者医療制度の医療給付に関すること
- ウ 後期高齢者医療制度の保険料の賦課に関すること
- エ 後期高齢者医療制度の保健事業に関すること
- オ その他後期高齢者医療制度の施行に関すること

ただし、次の事務は市町で処理する。

- (ア) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- (イ) 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- (ウ) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- (エ) 医療給付に関する申請及び届け出の受付及び証明書の引渡し
- (オ) 保険料に関する申請の受付
- (カ) 健康診査等保健事業の実施

(3) 議会の組織及び執行機関

ア 議会の組織

- (ア) 関係市町の議会の議員で組織する。
- (イ) 議員は、関係市町の議会において選挙する。
- (ウ) 定数は、22人とする（高松市5人、丸亀市2人、その他の市町それぞれ1人）。

イ 執行機関

- (ア) 広域連合長、副広域連合長2人及び会計管理者を置く。
- (イ) 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票により選挙する。
- (ウ) 副広域連合長は、広域連合長が議会の同意を得て、関係市町の長のうちから選任する。
- (エ) 会計管理者は、広域連合長が関係市町の会計管理者のうちから任命する。

(4) 市町負担金の負担割合

区 分	負担割合等
共通経費	均等割 10%
	後期高齢者医療被保険者割 50%
	人口割 40%
医療給付に要する経費	市町一般会計において負担すべき額
保険料その他の納付金	市町が徴収した保険料の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

(備考) 後期高齢者医療被保険者割については、前年度の3月31日現在の被保険者数による。

人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく

10 障害者福祉

(1) たかまつ障がい者プラン

本市においては、平成15年12月に、障害者基本法に基づく障害者計画として、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念に掲げる、「新高松市障害者計画」を策定し、総合的かつ計画的な推進に努めてきた。

この計画に基づき、これまで、障害者個人の尊厳が尊重され、地域において、その人らしい自立した生活が送れるよう、障害のある人の社会活動への参加・参画に向けた福祉施策の一層の推進に取り組んできた。

この間、17年度の近隣町との合併による市域の拡大、また、国全体の動きとして、18年4月に障害者自

立支援法が施行され、サービス体系が大きく再編されるとともに、新たに障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、各年度における必要なサービス見込量とその確保のための方策を定めた障害福祉計画の策定が義務づけられた。このため、18年12月に「第1期障害福祉計画（計画期間：18年度～20年度）」を、20年12月に「第2期障害福祉計画（計画期間：21年度～23年度）」を策定したことに伴い、「新高松市障害者計画」も数値目標などを一部修正したところである。その後、24年3月の「第3期障害福祉計画（計画期間：24年度～26年度）」の策定に併せ、国の「障害者基本計画」や「基本指針」、香川県の「かがわ障害者プラン」の状況等を踏まえ、「新高松市障害者計画」と「高松市障害福祉計画」を統合した新しい計画「たかまつ障がい者プラン」（計画期間：24年度～26年度、27年度～29年度）を、また、その取組を継続するとともに、障害児福祉計画を加えて、一層の取組の充実を目指す指針として、30年3月に「たかまつ障がい者プラン」（計画期間：30年度～令和2年度）を策定した。さらに、前プランの取組を継続するとともに、本市の障害者を取り巻く現状と課題を踏まえ、国の障害者施策の新たな動向等にも即して、一層の取組の充実を目指す指針として、「たかまつ障がい者プラン」（計画期間：令和3年度～5年度、6年度～8年度）を策定した。

(2) 障害者等にやさしいまちづくり

本市では、昭和53年に障害者等の利用に配慮した施設整備の推進を目的に「建築物等に関する福祉環境整備要綱」を定め、平成6年の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）の制定を受けて、国・県の指針との整合性と事前協議制の強化を図るなど、要綱の見直しを行い、さらに、9年度からは、「香川県福祉のまちづくり条例」の全面施行を受けて、本市要綱を廃止し、県、市、事業者等と連携して福祉のまちづくりを推進する体制を整備するとともに、18年12月から施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の趣旨も踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設整備の推進など、障害者等に優しいまちづくりに努めている。

(3) 高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例

平成18年に国連総会で採択され、26年に日本も批准した障害者の権利に関する条約第2条において、手話が言語であることが定義され、また、31年3月までに200を超える全国の自治体で手話言語条例が成立するなどの社会情勢の変化を受けて、本市では、障害のある人も障害のない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、笑顔で暮らすことのできる、障壁のない地域共生社会の実現に寄与するために「高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例」を31年3月に施行した。本条例は、「言語としての手話に対する理解の増進」「障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及や利用の促進」について、基本理念を定め、市の責務や市民・市民活動団体・事業者の役割、基本理念にのっとりた施策の推進について定めている。

また、改正障害者差別解消法により事業者等にも合理的配慮の提供が義務付けられたことを踏まえ、令和6年4月に、当該条例の事業者の役割を見直した。

(4) 障害者の現状

ア 身体障害者の現状

(ア) 身体障害者数の推移

(各年度 3.31現在 単位：人)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
1級	5,695	5,649	5,682	5,544	5,484
2級	2,375	2,327	2,316	2,232	2,214
3級	2,791	2,760	2,714	2,624	2,578
4級	5,205	5,138	5,030	4,870	4,806
5級	988	984	962	930	906
6級	978	951	939	915	877
合計	18,032	17,809	17,643	17,115	16,865

(イ) 身体障害者障害別・級別状況

(6.3.31現在 単位：人)

区分	障害別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳以上	視覚	413	360	61	82	131	46	1,093
	聴覚	101	311	164	262	10	469	1,317
	音声言語	6	4	66	77	—	—	153
	肢体	1,600	1,421	1,325	2,225	750	345	7,666
	内部	3,227	65	926	2,135	—	—	6,353
	小計	5,347	2,161	2,542	4,781	891	860	16,582
18歳未満	視覚	1	4	1	1	3	1	11
	聴覚	1	22	8	2	0	7	40
	音声言語	0	0	0	2	—	—	2
	肢体	100	26	13	12	12	9	172
	内部	35	1	14	8	—	—	58
	小計	137	53	36	25	15	17	283
合計	視覚	414	364	62	83	134	47	1,104
	聴覚	102	333	172	264	10	476	1,357
	音声言語	6	4	66	79	—	—	155
	肢体	1,700	1,447	1,338	2,237	762	354	7,838
	内部	3,262	66	940	2,143	—	—	6,411
	合計	5,484	2,214	2,578	4,806	906	877	16,865

イ 知的障害者の現状

療育手帳は、福祉事務所長が経由機関となり、県が交付している。

(ア) 療育手帳交付者の推移

(各年度 3.31現在 単位：人)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
最重度 (㉠)	571	563	563	573	584
重度 (A)	619	634	633	648	654
中度 (㉡)	802	807	783	798	815
軽度 (B)	1,253	1,327	1,388	1,410	1,435
合計	3,245	3,331	3,367	3,429	3,488

(イ) 療育手帳障害程度別交付状況

(6.3.31現在 単位：人)

区分	最重度 (㉠)	重度 (A)	中度 (㉡)	軽度 (B)	計
18歳以上	468	509	620	967	2,564
18歳未満	116	145	195	468	924
合計	584	654	815	1,435	3,488

ウ 精神障害者の現状

精神障害者保健福祉手帳は、市長が経由機関となり、県が交付している。

(ア) 精神障害者保健福祉手帳交付者の推移

a 等級別交付者の状況

(各年度3.31現在 単位：人)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
1級	215	231	250	245	246
2級	1,856	1,942	2,035	2,116	2,190
3級	1,011	1,059	1,189	1,347	1,495
合計	3,082	3,232	3,474	3,708	3,931

b 年齢別交付者の状況

(各年度3.31現在 単位：人)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
20歳以上	2,956	3,099	3,316	3,532	3,715
20歳未満	126	133	158	176	216
合計	3,082	3,232	3,474	3,708	3,931

(イ) 自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移

精神障害者が通院し、医療を受ける際の自己負担額を1割に軽減し、精神障害者の適正な医療を普及させるため、市町村経由で自立支援医療受給者証（精神通院）を交付している。

a 年齢別支給認定者の状況

(各年度3.31現在 単位：人)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
20歳以上	5,011	5,694	5,590	5,895	6,155
20歳未満	475	451	345	340	266
合計	5,486	6,145	5,935	6,235	6,421

11 障害者総合支援法

(1) 障害者総合支援法の施行

障害福祉施策は、平成15年度から始まった支援費制度により、特に居宅生活支援の分野において飛躍的に充実したが、対象者が身体障害者と知的障害者に限られていたこと、地方自治体間でのサービスの提供体制に格差が生じていたこと、増え続けるサービス利用のための財源確保が困難になってきたことなどから、18年4月、その制度上の課題を解決するとともに、障害福祉サービスの充実、一層の利用推進を図るため、障害者自立支援法が施行された。さらに、国の障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講じるものとして、従前の障害者自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改正され、25年4月1日に施行された。

(2) 障害者総合支援法の周知

平成18年10月からの地域生活支援事業の実施、19年4月、20年7月、21年7月及び22年4月からの利用者負担の軽減、25年4月の障害者総合支援法施行に伴う、障害者の定義への難病等の追加など、新しい制度への円滑な移行を図るため、本市ホームページや広報高松に制度の概要等を掲載するとともに、利用者や事業者に対する説明会の開催、また、障がい福祉課において相談窓口を設置し、パンフレットの配布や、

きめ細やかな相談を実施するなど、利用者等に対して制度の周知徹底に努めた。

(3) 高松市障害支援区分等審査会の設置

障害者の福祉サービスの必要性を客観的に判断するため、障害程度区分が設けられ、介護給付の支給においては、その障害程度区分の審査判定業務を行い、また、本市の支給要否決定に当たり意見を述べることを目的として、平成18年5月から高松市障害程度区分等審査会を設置している。26年4月から障害程度区分が、障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められたことから、名称を「高松市障害支援区分等審査会」に変更している。

- ア 委員数 12人
- イ 合議体数 3合議体（1合議体委員4人）
- ウ 開催日 毎週水曜日午後6時30分～
- エ 開催場所 高松市役所本庁舎内会議室など

オ 障害支援区分認定状況

(単位：件)

区分		年度				
		元	2	3	4	5
在宅	新規	231	231	273	227	264
	継続	284	345	487	358	446
施設入所	新規	57	60	57	36	62
	継続	150	93	80	142	111
合計		722	729	897	763	883

(4) 障害福祉サービス

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、社会福祉事業や措置制度等の社会福祉の共通基盤制度について、増大・多様化するニーズに対応するための見直しが行われた。この社会基礎構造改革の一つとして、障害福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、15年度に「措置制度」から「支援費制度」に、18年度からは障害者自立支援法に基づくサービスに移行し、24年度からは障害者自立支援法及び児童福祉法が一部改正され、相談支援の充実、障害児支援の強化等が実施されるとともに、25年度からは障害者の定義に難病を追加するなどした、障害者総合支援法が施行されている。

ア 本市の取組状況

援護の実施者として、施設・事業者の指定やサービスの支給決定等の事務を行うとともに、障害者からの相談をはじめ、情報提供、サービス利用のあっせん調整など、利用者本位の対応に努めた。

(ア) 相談体制の充実

障がい福祉課窓口、障害者相談支援事業所及び本市が委嘱している身体障害者相談員・知的障害者相談員による利用者へのきめ細やかな相談に努めた。さらに、平成30年度から、障害の種別にかかわらず、総合的・専門的な相談や情報提供・助言、既存の障害福祉サービス事業所等との連絡調整などを行う基幹相談支援センターを市内に8か所開設した。

(イ) 社会基盤の整備

障害者のニーズを踏まえたサービスの提供体制の確保のため、障害者福祉施設など社会基盤の整備促進に努めた。

(ウ) 利用者保護と苦情処理

本市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業や施設での苦情解決制度の活用、さらに

は成年後見制度利用支援事業を実施するなど利用者保護に取り組んだ。

イ 高松市内の施設・事業所

(ア) 障害者支援施設・日中活動系サービス事業費等

(5年度)

サービスの種類	実施事業所数	定員数(人)	事業費(円)
生活介護	52	1,383	2,684,452,982
就労継続支援A型	16	264	353,380,564
就労継続支援B型	78	1,125	1,663,515,344
就労移行支援	8	114	217,604,403
療養介護	2	115	395,152,545
施設入所支援	7	333	616,576,327
宿泊型自立訓練	1	14	10,721,212
機能訓練	1	36	23,198,486
生活訓練	4	52	32,039,902
就労定着	5	—	11,528,371
自立生活援助	1	—	146,419
合計	175	3,436	6,008,316,555

(イ) 訪問系・居宅系障害福祉サービス事業費等

(5年度)

サービスの種類	事業所数	事業費(円)
居宅介護	86	630,957,929
重度訪問介護	61	477,670,861
行動援護	11	14,491,126
同行援護	33	104,820,451
短期入所	51	236,501,154
共同生活援助	33	941,521,330
計画相談支援等	37	144,177,394
合計	312	2,550,140,245

(ウ) 障害児通所支援(児童福祉法)

(5年度)

サービスの種類	事業所数	事業費(円)
児童発達支援	51	581,393,281
放課後等デイサービス	55	1,041,122,955
合計	106	1,622,516,236

(5) 自立支援医療(更生医療給付事業)

身体障害者の更生に必要な医療であって、その障害を除去し、または軽減して職業能力の増進を図るなど、社会・日常生活を容易にすることを目的とする。

更生医療給付状況

(5年度)

区分	延べ給付件数(件)	金額(円)	
		公費負担額	自己負担額
心臓機能障害	247	11,081,040	818,363
腎臓機能障害	14,109	445,592,978	37,059,991
その他の機能障害	547	42,468,619	1,831,437
合計	14,903	499,142,637	39,709,791

(6) 補装具の交付・修理

身体障害者(児)及び難病患者等の失われた部位や損傷のある部分の、必要な身体機能を獲得し、あるいは補うための用具(視覚障害者安全つえ、補聴器、義肢、装具、車椅子等)の交付、貸与及び修理を行っている。なお、平成18年10月から、ストマ用装具は日常生活用具に変更となっている。

ア 交付・修理状況（身体障害者）

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
交付件数（件）	344	355	360	372	346
修理件数（件）	457	398	435	450	426
合計（件）	801	753	795	822	772
金額（円）	65,000,450	77,606,573	77,734,285	78,498,555	66,707,302

イ 交付・修理状況（身体障害児）

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
交付件数（件）	85	86	88	67	81
修理件数（件）	62	52	52	83	43
合計（件）	147	138	140	150	124
金額（円）	18,588,092	19,856,517	17,533,074	18,626,039	20,278,981

(7) 地域生活支援事業

ア 相談支援事業

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

障害者自立支援法の施行に伴い、施設のうち、身体障害の2か所が平成18年10月から同事業に移行、知的障害の2か所、精神障害の7か所（うち市内3か所）が、同時期に事業を開始した。

令和5年度利用状況 実施施設数 11か所、相談数（高松市のみ）10,788件、委託料60,401,734円、平成30年4月に障害者地域生活支援拠点の中心的な役割を担う基幹相談支援センターの中核拠点を高松市社会福祉協議会（福祉コミュニティセンター高松東館）内に開設するとともに、市内7か所（身体2か所、知的2か所、精神3か所）の相談支援事業所に基幹相談支援センターの地域拠点を設置し、これらが連携して地域の障害者等を支援している。

イ 手話通訳設置事業

市窓口到手話通訳者を置き、聴覚障害者及び音声・言語障害者が家庭生活・社会生活において円滑にコミュニケーションができるよう、昭和50年4月1日から実施し、平成25年度からは2名体制に、令和2年度からは3名体制にした。5年度途中から1名体制になったため、6年2月から、手話通訳者の不在時には、業務委託による遠隔手話通訳を実施している。

令和5年度利用状況 手話通訳者対応 人数 358人、件数 600件
遠隔手話通訳対応 人数 10人、件数 11件

ウ 手話通訳者派遣事業

重度の聴覚障害者で、社会生活を営む上で手話通訳を必要とする場合に、手話奉仕員等の派遣を市社会福祉協議会に委託して、昭和53年4月1日から実施している。なお、平成2年度から高松市身体障害者協会に、26年から香川県聴覚障害者協会に委託して実施している。

令和5年度派遣状況 件数 1,040件、委託料 7,058,000円

エ 要約筆記者派遣事業

要約筆記は、手話のできない聴覚障害者のコミュニケーション手段であり、こうした障害者の社会活動への参加を促進するため要約筆記を必要とする場合に、要約筆記奉仕員等の派遣を「要約筆記サーク

ル・ゆうあい」に委託し、平成12年10月1日から実施している。

令和5年度派遣状況 件数 70件、委託料 1,340,900円

オ 重度障害者(児)日常生活用具給付事業

在宅の重度の障害者(児)の日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付して福祉の増進を図っている。

障害者自立支援法の施行により、平成18年10月からこれまで補装具に分類されていたストマ用装具が日常生活用具に変更となっている。

(ア) 令和5年度給付内容

主な日常生活用具名	
人工喉頭	聴覚障害者用屋内信号装置
電気式たん吸引器	便器
特殊便器	特殊寝台
視覚障害者用時計	特殊マット
視覚障害者用体重計	携帯用会話補助装置
体位変換器	入浴補助用具
移動・移乗支援用具	透析液加温器
電磁調理器	頭部保護帽
視覚障害者用拡大読書器	ネブライザー
T字状・棒状のつえ	情報・通信支援用具
酸素ボンベ運搬車	視覚障害者用ポータブルレコーダ
聴覚障害者用通信装置	点字図書
ストマ用装具	紙おむつ

※ 平成30年度から新たに視覚障害者用音声色識別装置が給付対象となった。

(イ) 給付状況(身体障害者)

令和5年度給付状況 件数 15,037件、金額 105,547,117円

(ウ) 給付状況(障害児)

令和5年度給付状況 件数 506件、金額 9,368,702円

カ 平成18年10月に障害福祉サービスから地域生活支援事業に移行した3事業

(ア) 利用状況等

(5年度)

事業名	利用件数(件)	利用状況	事業費(円)
移動支援事業	6,609	40,056(h)	97,907,800
地域活動支援センターⅡ型事業	1,219	3,761(日)	17,743,716
日中一時支援事業	1,058	3,168(日)	24,106,700

(イ) 上記事業を行う事業所 148事業所(令和6年4月1日現在)

移動支援事業 … 99事業所 地域活動支援センターⅡ型事業 … 8事業所

日中一時支援事業 … 41事業所

キ 地域生活支援事業利用者負担額助成事業

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスを利用する際、原則、要する費用の1割を利用者が負担することから、利用者負担の軽減を図るため、平成19年1月(適用は18年10月)から、障害福祉サービスと地域生活支援事業に位置づけられた移動支援事業等及び日常生活用具の給付の利用者負担について、市単独で助成を行った。さらに、19年4月からは、補装具費の支給に係る利用者負担についても新たに助成に加えた。

(ア) 助成額

それぞれのサービスの上限額を一つに合わせ、障害福祉サービスの上限額のみを負担とする。具体的には、世帯の月額負担上限額を超えた額について、本人の申請に基づき償還払いとする。

(イ) 助成状況（令和5年度）

決算額 957,272円 人数 91人

ク 福祉ホーム事業

障害者自立支援法の施行により、平成18年10月から現に住居を求めている障害者について、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与するため、朝日園（三木町）、香川県社会福祉事業団（丸亀市）2法人と委託契約を締結し実施している。

令和5年度実施状況 法人数 2法人、委託料 3,275,500円

ケ 身体障害者訪問入浴サービス事業

家庭内において、入浴困難な寝たきり身体障害者に、定期的に巡回入浴車を派遣して入浴援護を行うことにより、身体障害者福祉の増進を図るため、昭和56年4月1日から市社会福祉協議会等に委託して実施している。

令和5年度実施状況 回数 503回、金額 6,340,818円

コ 手話奉仕員養成事業

聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図るため、手話奉仕員を養成する事業を平成15年度から実施している。

(ア) 内容 入門課程44時間 基礎課程50時間 (イ) 定員 各40人

(ウ) 養成課程修了者 51人（令和5年度）

サ 身体障害者用自動車改造助成事業

重度の身体障害者の社会復帰の促進を図るため、重度の身体障害者が就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造した場合、高松市身体障害者用自動車改造助成要綱に基づき、改造に要する経費を助成する事業を実施している（1件10万円を限度とする。）

令和5年度助成状況 件数 6件、金額 600,000円

シ 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業

身体障害者の自立更生の促進を図るため、身体障害者が自動車運転免許を取得しようとする場合、これに要する経費を助成する事業を高松市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱に基づき、平成8年4月1日から実施している（1件10万円を限度とする。）。

令和5年度助成状況 件数 0件、金額 0円

ス 障害者住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

平成20年10月から賃貸借契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人が得られない精神科病院もしくは知的障害者入所施設に入院または入所している精神障害者もしくは知的障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに家主等への相談、助言を通じて障害者の地域生活の支援を行っている。

令和5年度利用状況 補助件数 0件、補助金額 0円

セ 障害者権利擁護事業

知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な者の成年後見制度の活用を図るため、審判の申立てに要する経費・手数料及び成年後見人等の報酬に係る経費を助成している。

令和5年度申立状況 件数 5件、金額 59,508円

報酬助成 件数 32件、金額 5,491,717円

ソ 障がい者アートリンク事業

芸術活動を通じた障害者の感性・創造力を育み、障害者の社会参加の促進を図るため、障害福祉サービス事業所等へ芸術家を派遣しており、令和元年度からは、地域生活支援事業として実施している。令和5年度は、事業10周年となり、報告展示会の会期中に、「アートリンクの可能性～インクルーシブの視点から文化をつくる～」と題して、10周年記念トークを開催した。

令和5年度 派遣事業所 16事業所

12 障害者総合支援法以外の事業

(1) 高松市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会・高松市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会

社会福祉法において設置が義務づけられている社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会及び同審査部会を設置している。

ア 開催状況（令和5年度）

身体障害者福祉専門分科会審査部会 2回開催

イ 指定医等の指定状況

区分	年度	元	2	3	4	5
身体障害者福祉法第15条指定医（人）		14	12	16	14	9
障害者総合支援法第59条指定医療機関（機関）		9	5	6	10	6

(2) 育成医療等負担費用助成事業

育成医療等の給付を受け、国の徴収基準額に定める費用を負担している者に対し、その費用を助成する高松市育成医療等負担費用助成制度を、昭和49年4月1日から実施している。

ア 助成の対象となる医療給付

育成医療、更生医療及び療育医療の給付

イ 助成額

医療給付を受けている者が、実施機関が決定した国の徴収基準に定める費用で、医療機関に納付した額

ウ 助成状況

（令和5年度）

区分	延べ受給者数（人）	助成金額（円）
育成医療	3	89,130
更生医療	1,508	39,574,150
療育医療	—	—
合計	1,511	39,663,280

(3) 福祉タクシー事業

障害者が社会生活上、外出する必要が生じる場合に、タクシー料金の一部を助成することにより、タクシー利用を容易にすることで、障害者の社会参加の促進を図るため、昭和54年9月1日から実施している。

また、平成26年4月1日から所得制限を導入した。

ア 助成の対象となる者

所得上の条件（18歳以上：本人と配偶者が市民税非課税、18歳未満：所得制限なし）に該当し、市内に住所を有する、次のいずれかに該当する方。

- ・身体障害者手帳1級～2級、療育手帳A、㊤、精神障害者保健福祉手帳1級～2級所持者
- ・身体障害者手帳を所持し、補装具または介護保険等の制度による車椅子・電動車椅子利用者（対象となる障害・等級に制限あり）

イ 令和5年度助成状況 交付者数 2,969人、助成金額 27,277,960円、使用率 31.11%

(4) 障害児を守る日事業

昭和47年度から障害のある児童の健全な育成を図るとともに、広く市民への啓発と障害児への温かい福祉の風土づくりを推進するため、懸垂幕及び各総合センター、支所に啓発表示板を掲げるとともに、市中央図書館で「障がい」をテーマに選書コーナーを設置し、市民への周知啓発を行った。また、障害児社会見学事業及び「障害児を守る日」作品展の代替事業として、義務教育の児童・生徒に対して「あすチャレ！ school」事業や「補助犬出前授業」事業を行い、障害（者・児）に対する理解を深める機会を提供した。

(5) 身体障害者福祉電話貸与事業

障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保するため、昭和50年度から外出困難な在宅の重度の障害者に、身体障害者福祉電話を貸与している。（令和元年度から新規の貸与を廃止）

令和5年度貸与状況 台数 5台、114,529円

(6) 身体障害者福祉ファクシミリ貸与事業

聴覚等障害者の社会参加の促進、日常生活の不安解消等に努め、その福祉の増進を図るため、平成5年4月1日から福祉ファクシミリを貸与している。（令和2年度から新規の貸与を廃止）

令和5年度貸与状況 台数 2台、42,738円

(7) あんしん通報サービス事業

ひとり暮らしの重度の身体障害者の方が、住み慣れた地域で安心して生活できるように緊急通報装置を貸与、給付してきたが、平成27年度から「高松あんしん通報サービス事業」と事業名を変更し、サービスの内容を充実させた。

令和5年度貸与状況 台数 18台

(8) 身体障害者等更生資金利子補給

昭和53年度から、生活福祉資金のうち、障害者のみ借受けができる資金の借受者に対し、償還利子部分を補給することにより、障害者の経済的自立の促進と生活の安定を図っている。

令和5年度利子補給状況 件数 0件

(9) 障害者（児）紙おむつ給付事業

平成24年度から、3歳以上の障害者（児）で身体障害者手帳の下肢、体幹、内部機能障害で1級、または療育手帳^㉔のうち、6カ月以上寝たきりでおむつを必要とする障害者（児）に紙おむつを給付し、日常生活を支援している。（生計中心者の前年分所得が800万円以下の者）

令和5年度給付状況 登録人数 317人、延べ給付人数 3,456人

(10) 在宅重度障害者介護見舞金

平成7年度から、身体障害者手帳（1・2級）を所持し、日常生活動作評価表8点以上及び療育手帳^㉔、A）を所持し、日常生活能力判定表12点以上の20歳以上65歳未満の在宅の重度の障害者を常時介護している者に、月額6,000円の介護見舞金を支給しているが、16年度から精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持し、日常生活能力判定表12点以上の20歳以上65歳未満の在宅の重度の障害者を常時介護している者も支給の対象としている。なお、24年度から所得制限を撤廃するとともに、年齢を20歳以上と変更している。

令和5年度支給状況 支給人数 576人

(11) 在宅重度障害者訪問診査事業

平成6年度から、市内に住所を有する18歳以上の者で、歩行困難のため身体障害者・知的障害者相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度の障害者であって、地理的条件等により、受診の機会が少ない者を対象に、医師等を派遣して診査及び更生相談を行い、在宅の重度の障害者の福祉の増進を図っている。

令和5年度実施状況 0件

(12) 障害児福祉金

障害のある20歳未満の児童の福祉の増進を図るため、障害児福祉金支給条例に基づき、障害児福祉金を支給している。

ア 支給対象児童

20歳未満の者であって、次の項目の一に該当する児童

- (ア) 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者障害程度等級表に掲げる1級から3級までの者
- (イ) 児童相談所または知的障害者更生相談所が判定した知的障害者（児）のうち、療育手帳の交付を受けている者であって、㉠、A、㉡の者
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、その等級が1級または2級の者

イ 支給を受けられる者

高松市に引き続き1年以上住所を有する者

ウ 支給額

児童1人につき年額20,000円

エ 支給状況（令和5年度）

支給人数 831人、支給金額 16,620,000円

(13) 心身障害者扶養共済制度

昭和45年度から、香川県心身障害者扶養共済制度条例に基づき実施されているもので、障害者（児）を扶養する保護者が死亡または重度の障害者となったとき、掛金1口につき月額2万円の年金が支給される制度である。

ア 加入資格者

身体障害者（1～3級）・知的障害者・精神障害者等で、将来独立自活することが困難な者を扶養している者

イ 加入人数 208人（令和5年4月1日現在）

(14) 心身障害者扶養共済制度掛金助成事業

昭和55年度から、障害者（児）の生活の安定を図るため、香川県心身障害者扶養共済制度の掛金の一部を低所得世帯の加入者に助成していたが、平成元年から、助成対象者をその他の世帯の加入者にも拡大し実施している。

ア 助成内容

- (ア) 低所得世帯の加入者（市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯、所得税非課税世帯）
納付した一口目の掛金の2分の1の額
- (イ) その他の世帯の加入者（所得制限世帯を除く。）
納付した一口目の掛金の3分の1の額

イ 助成の状況（令和5年度）

助成人数 71人、助成金額 3,002,979円

(15) 障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当（経過措置）

昭和61年4月1日、障害者の所得保障の確立を図るため、障害基礎年金が創設されたのに伴い、従来の福祉手当制度が再編され、次の3手当を支給している。

ア 手当支給要件

- (ア) 障害児福祉手当 月額 15,220円（令和5年4月1日改定）
 - a 20歳未満の重度の障害者で、常時介護を必要とする状態にあること

- b 障害を事由とした年金を受給していないこと
- c 在宅者であること
- (イ) 特別障害者手当 月額 27,980円 (令和5年4月1日改定)
 - a 20歳以上の重度の障害者(重複障害)で、常時特別の介護を必要とする状態にあること
 - b 在宅者であること(3カ月以上入院の場合を除く。)
- (ウ) 福祉手当(経過措置) 月額 15,220円 (令和5年4月1日改定)
 - a 昭和61年3月31日において20歳以上であること
 - b 昭和61年4月1日において従前の福祉手当の受給資格を有すること
 - c 特別障害者手当を受給していないこと
 - d 障害を事由とする年金を受給していないこと
 - e 在宅者であること

イ 支給の制限

受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が、政令で定める額以上であるときは支給されない。

ウ 受給状況

(5年度 単位：人)

区分	視覚	聴覚	肢体	内部	知的障害	精神障害	重複障害	合計
障害児福祉手当	3	9	76	22	35	100	—	245
特別障害者手当	0	0	216	3	139	74	183	615
福祉手当(経過措置)	1	—	—	2	—	—	—	3
合計	4	9	292	27	174	174	183	863

(16) 障害児放課後支援事業

保護者が就労等により、昼間家庭にいない特別支援学校小学部の児童に対し、放課後適切な遊びや生活の場を提供し、障害のある放課後児童の育成を図る事業を、平成17年度から実施している。

ア 実施場所 香川中部支援学校・高松支援学校

イ 利用定員 高松支援学校 15人 香川中部支援学校 20人

(17) 身体障害者相談員

身体障害者(児)の福祉の向上を図るため、身体障害者相談員制度を実施している。令和6年4月1日現在、本市から委嘱を受けた37人により、本人または保護者等からの相談に応じ、必要な指導・助言や、関係機関への連絡等を行っている。

(18) 知的障害者相談員

知的障害者(児)の福祉の向上を図るため、知的障害者相談員制度を実施している。令和6年4月1日現在、本市から委嘱を受けた10人により、本人または保護者等からの相談に応じ、必要な指導・助言や、関係機関への連絡等を行っている。

(19) 難聴児補聴器購入費用助成事業

平成25年4月1日から、難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の難聴児に対して、補聴器購入費用を助成している。

令和5年度助成状況 件数 13件、助成金額 872,000円

(20) 発達障害者福祉

平成18年度から20年度までは国のモデル事業を活用し、21年度からは地域生活支援事業として、乳幼児期から成人期まで一貫した、自閉症等の発達障害を有する障害児(者)への支援体制の整備を図った。

ア 実施方法

香川こだま学園に委託して実施

イ 実施状況（令和5年度）

発達障害支援コーディネーターによる相談の実施 2人配置（各種相談を延べ27回受付）

発達障害の理解のための研修の実施 2回開催（保護者、保健師、保育士、事業所職員等、延べ約140人が参加）

発達障害児・者サポーター養成講座の開催 全5回開催（延べ644人が参加、修了者100人）

関係機関との連絡会の開催 1回開催（高松市内関係機関）

ペアレントメンターによる子育て相談の実施 5回開催（ペアレントメンター延べ5人、保護者延べ24人が参加）

ペアレントトレーニングの実施 4回開催（保護者延べ38人が参加）

(21) 障害者虐待防止対策事業

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成23年6月に成立し、24年10月に施行されたことから、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援を行うため、障がい福祉課内に高松市障害者虐待防止センターを設置した。

令和5年度 相談件数 61件 うち虐待として認定した件数 6件

(22) 障害者に対する医療費の助成

障害者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図るため、昭和49年4月1日から障害者に対する医療費の助成を行っている。

ア 県補助事業と市単独事業の区分

県補助事業	市単独事業
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級から3級 ・療育手帳①、A、③ ・戦傷病者手帳特別項症から第4項症まで、かつ身体障害者手帳4級 （平成20年8月1日以降、新たに上記の手帳を取得する者は、65歳未満の者に限る。） ・所得制限あり ・平成20年8月診療分より一部負担金あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳4級 ・療育手帳B ・戦傷病者手帳特別項症から第4項症まで、かつ身体障害者手帳4級以外 ・戦傷病者手帳第5項症から第7項症まで （平成20年8月1日以降、新たに上記の手帳を取得する者は、65歳未満の者に限る。） ・平成20年8月1日以降、所得制限あり ・一部負担金なし

イ 医療費助成状況

（5年度）

区分	1カ月平均					年間助成総額 (円)
	対象人員 (人)	受診率 (%)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)	助成額 (円)	
障害者医療	7,174	247.18	48,990	121,092	100,576,344	1,206,916,132
後期高齢障害者医療	3,023	216.65	—	—	21,333,660	256,003,921

ウ 受給要件

高松市に住所を有し、医療保険各法の規定により、医療の給付を受けることができる者（生活保護法の適用を受けている者は除く。）に対し、自己負担分を助成している。

受給対象者	所得制限	資格取得日	医療証の名称	給付方法
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 1級～4級、療育手帳(A)、A、(B)、Bまたは、戦傷病者手帳全項症に該当する者 (平成20年8月1日以降、新たに上記の手帳を取得する者は、65歳未満の者に限る。) 	あり	申請した日の属する月の初日から受給資格ができる 〔ただし、転入等については特例あり〕	障害者医療証	現物給付 〔ただし、県外の病院等で受診した場合は償還給付〕
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の医療の確保に関する法律による医療受給者で、上記のいずれかに該当する者 			後期高齢障害者受給資格者証	償還給付

(23) 障害者手帳等申請用に対する診断書作成料の助成

障害者並びに障害児及びその保護者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、障害者手帳等の再認定または更新申請のため医師の診断書を必要とする者に対し、平成26年10月1日から診断書作成に要した費用の助成を行っている。

ア 助成対象者

高松市に住所があり、次のいずれかの申請のために、医療機関から診断書の交付を受けた者（ただし、生活保護を受けている者は対象外）

- (ア) 身体障害者手帳の再認定申請
- (イ) 精神障害者保健福祉手帳の更新申請
- (ウ) 自立支援医療受給者証（精神通院医療）の再認定申請

イ 助成額

診断書作成料の実費 ただし、上限(ア)(イ)については、5,000円、(ウ)については3,000円

ウ 助成状況（令和5年度）

助成人数 2,831人、 助成金額 9,706,100円

(24) 障害者就労支援促進事業

障害者の就労促進と社会的、経済的な自立促進を図るため、平成26年度から就労支援促進事業を実施している。

ア 中央商店街の空き店舗を活用した、障害者の働く店を開設する事業者へ補助金を助成する。

令和5年度実績 助成事業者 1事業者、就労者数3人

イ 市役所1階の元喫茶スペースに障害者就労訓練の場「ヨロコビ たかまつ ふれあいの店」を開設し、自立や社会参加を行う。

令和5年度実績 延べ訓練者数 481人

(25) 障害者差別解消推進事業

平成28年4月1日から、障害を理由とする差別に関する相談の受付を実施している。また、意思疎通のための合理的配慮として、障がい福祉課窓口到手話通訳者1名を配置している。

令和5年度 相談件数 6件

(26) 障がい者地域生活支援推進事業

障害者の地域での生活を支援するため、基幹相談支援センターの中核拠点1か所を、社会福祉法人高松市社会福祉協議会（福祉コミュニティセンター高松東館）内に設置した。また、同地域拠点を市内7か所の相談支援事業所に併設し、平成30年度から新たに総合的・専門的な相談や情報提供・助言、既存の障害

福祉サービス事業所等との連携調整などを行っている。

(27) 身体障害者福祉センター（コスモス園）

身体障害者に対して各種の相談に応じるとともに、日常生活訓練・社会適応訓練等の事業を行い、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的としている。平成30年4月1日からは社会福祉法人高松市社会福祉協議会（福祉コミュニティセンター高松東館）内に移転して、一部業務を委託し運営している。

利用状況

(各年度3.31現在)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
延べ利用者数（人）	8,066	6,407	5,746	6,284	7,189

(28) 手話言語・障害者コミュニケーション手段の普及促進事業

令和元年度から手話等コミュニケーション手段に関する必要な情報を提供するとともに、それらを容易に利用できるようにするため、環境整備に関する施策や、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策を実施している。

ア コミュニケーション支援アプリ搭載タブレット配置 本庁舎及び主要な出先機関窓口 16台

イ 手話通訳者育成に向けた研修の実施

ウ 手話及び障がいのある人とのコミュニケーション研修の開催（市職員対象、基幹相談支援センター職員対象）

エ 小中学校等での手話学習事業の実施 小学校3校、中学校1校、放課後児童クラブ1教室（令和5年度実績）

オ 手話言語の周知啓発動画「広げよう手話の輪」（令和2年度制作）を活用したPR

カ 店舗向けコミュニケーション支援ボード「たかまつ楽楽ボード（令和3年度制作）」の周知

キ 避難所コミュニケーション支援ボード「たかまつあんしん楽楽ボード」の制作・全指定避難所への配置及び周知

ク 避難所用バンダナ「たかまつあんしんバンダナ」の制作・全指定避難所への配置及び周知

ケ 「障がいのある方のための災害対応のてびき（令和3年度制作、5年度一部改訂制作）」の配布及び周知

コ 令和5年度障がいのある人のコミュニケーション手段の理解・啓発ポスターコンクールの開催
募集部門：小学生の部、中学生の部、高校生の部

・表彰式及び作品展の開催

・各部門最優秀作品を使用したポスター制作

サ 令和5年度高松市手話言語及び障がいのある人のコミュニケーション手段の普及促進事業「広げよう手話の輪」プロジェクトの実施

・「広げよう手話の輪」の動画募集

・表彰式及び作品展の開催

(29) 合理的配慮の提供支援に係る助成金交付

令和元年度から障害がある人に合理的配慮を提供するため、市内の民間事業者などが、点字メニュー、筆談ボード、簡易スロープ等を作成・購入等を行う場合に、その費用の一部を助成している。

ア 交付対象者

(ア) 事業者などの民間事業者

(イ) 自治会などの地域の団体

(ウ) その他市長が特に必要と認める団体

イ 助成額

- (ア) コミュニケーションツール作成費 助成限度額20,000円 助成割合 3/4
- (イ) 物品購入費 助成限度額50,000円 助成割合 3/4
- (ウ) 工事施工費 助成限度額200,000円 助成割合 3/4

ウ 助成状況 (令和5年度)

助成件数 3件 助成金額 511,000円

13 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、各種事業に取り組んだ。

(1) 障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスク等の衛生用品、抗原検査キット等を施設に配布した。

(2) 高松市医療・福祉施設等物価高騰対策支援金

利用者が安心して、障害福祉サービスが受けられる環境を維持するため、コロナ禍において原油価格や物価の高騰により、電気・ガス・燃料費等の負担が増大している、障害福祉サービス事業者を支援した。

14 生活保護

生活に困窮する世帯に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、その自立を助長するなど、生活保護制度の適正な運営に努めている。

生活保護の動向は、社会的・経済的要因などの影響を受けて推移するが、最近の本市の状況は次のとおりである。

(1) 年度別保護状況

年度	種別	被保護世帯 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率 (%)	
				世帯	人員
元		4,904	6,192	26.0	14.8
2		4,963	6,219	26.0	14.9
3		5,044	6,244	25.0	14.7
4		5,098	6,273	25.1	14.8
5		5,140	6,250	25.3	14.9

※ ‰ (パーミル) とは千分率

(2) 年度別扶助費及び構成比

(単位: 千円・%)

年度 区分 扶助別	元		2		3		4		5	
	金額	構成比								
生活扶助	3,237,389	28.8	3,186,627	29.2	3,131,857	28.3	3,153,952	27.8	3,171,482	28.1
教育扶助	40,571	0.4	42,357	0.4	35,893	0.3	30,828	0.3	25,367	0.2
住宅扶助	1,499,679	13.4	1,546,050	14.1	1,569,380	14.2	1,610,167	14.2	1,633,974	14.5
医療扶助	5,994,276	53.4	5,699,776	52.1	5,822,084	52.7	6,036,467	53.2	5,911,952	52.3
介護扶助	336,396	3.0	336,278	3.1	372,991	3.4	398,715	3.5	431,050	3.8
その他扶助	38,949	0.3	31,265	0.3	43,873	0.4	46,851	0.4	42,667	0.4
施設事務費	76,243	0.7	86,798	0.8	74,353	0.7	70,297	0.6	79,620	0.7
合計	11,223,503	100.0	10,929,151	100.0	11,050,431	100.0	11,347,277	100.0	11,296,112	100.0

(3) 年度別労働力類型状況 (平均)

区分		年度				
		元	2	3	4	5
世帯主が働いている世帯	常用勤労者	601	595	625	644	672
	日雇労働者	19	14	10	9	8
	内職者	4	4	5	3	2
	その他の就業者	8	6	9	9	9
	合計	632	619	649	665	691
世帯主は働いていないが世帯員は働いている世帯		84	70	71	74	75
働いている者のいない世帯		4,138	4,226	4,272	4,318	4,327
① 現に保護を受けた世帯数		4,854	4,915	4,992	5,057	5,093
② 停止中		50	48	52	41	47
①と②の計		4,904	4,963	5,044	5,098	5,140

(4) 年度別世帯類型状況 (平均)

区分		年度				
		元	2	3	4	5
高齢者世帯		2,455	2,544	2,608	2,651	2,632
母子世帯		268	263	258	247	224
傷病者世帯		686	643	599	576	576
障害者世帯		425	425	445	471	477
その他の世帯		1,020	1,040	1,074	1,113	1,183
合計 (停止中を除く世帯数)		4,854	4,911	4,985	5,057	5,092
(再掲) 医療支援給付単給		125	129	137	120	115
(再掲) 単身世帯		4,016	4,095	4,325	4,278	4,359

(5) 医療扶助

現在、被保護人員総数の約9割が何らかの傷病により、医療扶助を受けている。

また、入院患者を病類別に見ると、精神疾患者が最も多く入院患者全体の約6割を占めている。

ア 入院・外来の人員

(単位：円・%)

種別		年度				
		元	2	3	4	5
入院	人数	4,485	4,118	4,272	4,144	3,651
	前年度対比	97.3	91.8	103.7	97.0	88.1
外来	人数	63,421	63,979	64,000	65,026	65,162
	前年度対比	102.0	100.9	100.0	101.6	100.2

イ 年度別医療扶助費の推移

(単位：千円・%)

年度		元	2	3	4	5
金額		5,994,276	5,699,776	5,822,084	6,036,467	5,911,952
前年度対比		103.7	95.1	102.1	103.7	97.9

15 中国残留邦人生活支援

中国残留邦人等の置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定を図るため、従来の生活保護制度に変わり、世帯の収入が一定の基準に満たない中国残留邦人等に対し、支援給付を行う。

平成20年度から新たな支援策として施行された。

(1) 年度別受給状況

種別 \ 年度	元	2	3	4	5
支援給付受給世帯(世帯)	15	14	15	14	13
支援給付受給人員(人)	19	18	19	17	15

(2) 年度別支援給付費及び構成比

(単位：千円・%)

区分 \ 年度	元		2		3		4		5	
	金額	構成比								
生活支援給付	12,708	30.4	12,282	38.1	11,855	35.2	11,860	33.0	10,679	35.2
住宅支援給付	4,196	10.0	4,162	13.0	3,641	10.8	4,406	12.2	4,068	13.4
医療支援給付	23,034	55.0	13,405	41.6	16,230	48.2	17,182	47.8	12,970	42.8
介護支援給付	1,390	3.3	1,839	5.7	1,452	4.3	2,001	5.6	2,073	6.8
配偶者支援金	520	1.3	521	1.6	521	1.5	519	1.4	529	1.8
合計	41,848	100.0	32,209	100.0	33,699	100.0	35,968	100.0	30,319	100.0

※ 平成26年10月から永住帰国前からの特定配偶者に対する配偶者支援金が創設された。

16 生活困窮者自立支援事業

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、必要な事業を実施している。

(1) 自立相談支援事業(必須事業 モデル事業としては平成26年度から実施)

生活困窮者の相談に応じアセスメントを実施して、それぞれの状態にあった支援計画を作成し、必要なサービスを提供するとともに、包括的かつ継続的な支援を行う。また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労指導などを行っており、令和3年度からは相談に訪れることが困難な人に向けたアウトリーチを実施している。

ア 自立相談支援センターたかまつの開設(平成26年6月)

場所 高松市番町二丁目1番1号 NTT番町ビル1階

開館時間 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日、年末年始は休み。)

イ 自立相談支援センターたかまつでの対応件数

種別 \ 年度	元	2	3	4	5
相談受付件数	579	523	677	837	834
プラン策定件数	134	162	211	203	406

(2) 住居確保給付金の支給(必須事業 平成27年度から実施)

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を失っている者、または失うおそれのある者(賃貸住宅に入居している者に限る。)を対象として、原則3カ月間(最長9カ月間)、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労支援員による就労機会の確保に向けた支援を行う。

(3) 就労準備支援事業(任意事業 平成27年度から実施)

生活のリズムが崩れていたり、社会との関わりに不安を抱いていたり、就労意欲が低下していたりするなど、複合的な課題があり、直ちに就労することが困難な者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎的能力を形成するために、計画的な支援を行う。

(4) 子どもの学習・生活支援事業（任意事業 平成27年度から実施）

経済的な理由などにより、進学や就職が阻害されるおそれのある子供に対して、学習・生活支援に関する事業を実施し、「貧困の連鎖」の防止を図る。

ア 学習・生活支援事業参加対象者 中学生

イ 開設場所 市内5か所

ウ 開設日時 毎週土曜日の午前または午後3時間程度

(5) 就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定（平成27年度から実施）

生活困窮者に対し、事業者が自主事業として、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う場合、本市が一定の基準に適合する事業所の認定を行う。

※ 令和5年度 0事業所認定（合計8事業所）

(6) 家計改善支援事業（任意事業 令和3年度から実施）

生活困窮者のうち、複数の借金や税金等の滞納を抱える人や、収入に見合った支出の管理ができない人などを対象に、利用可能な制度の案内や家計簿作成への協力などを行う。

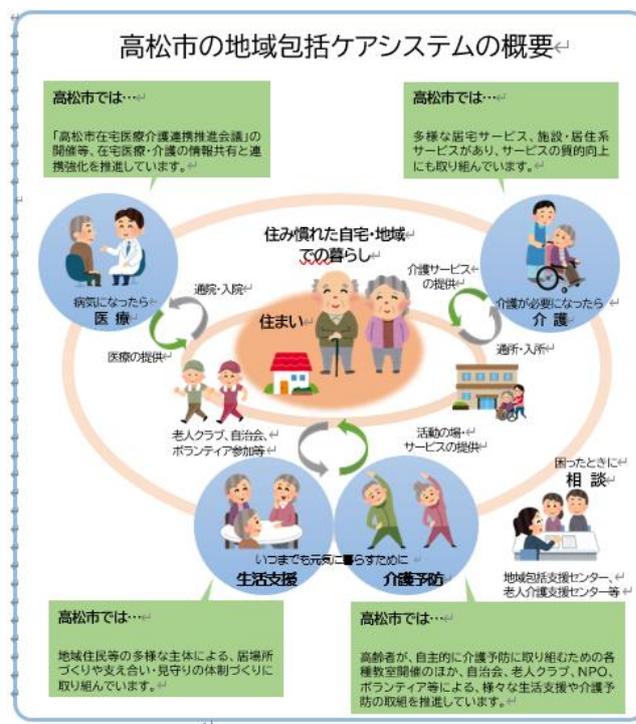
17 高齢者福祉

(1) 高齢者保健福祉計画

人口減少、超高齢社会が現実のものとなる中、令和6年3月、6年度から8年度を計画期間として、「高齢者が住み慣れた地域で希望を持って、自分らしく安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現」を基本理念とする「第9期高松市高齢者保健福祉計画」を策定した。本計画は、老人福祉法による老人福祉計画及び介護保険法による介護保険事業計画を一体化したものであり、我が国において、生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる令和22年を念頭に、中長期的な視野に立ち、介護予防と社会参加の推進、包括的な支援体制の構築、生活環境の充実等を具体的に進めていくための計画である。

(2) 高齢化の現状

本市の総人口に占める65歳以上人口の割合は、昭和60年には9.5人に1人の10.6%であったが、平成17年には、4.9人に1人の20.2%、さらに令和2年10月には、3.5人に1人の28.7%と高齢化が進み、また、寝たきりや独り暮らし高齢者などの要援護高齢者の数も高齢者人口とともに増加傾向にあることなどから、今後、これらの要援護高齢者や、その家族を支援するための福祉施策を一層充実させることが必要である。



ア 高齢者人口の推移

区分		年度				
		12	17	22	27	2
総人口(人)		332,865	337,902	419,429	420,748	417,496
65歳以上人口(人)		58,609	68,289	93,667	109,369	119,685
比率(%)		17.6	20.2	22.3	26.0	28.7
参考	香川県比率(%)	20.9	23.3	25.8	29.9	31.8
	国比率(%)	17.3	20.1	23.0	26.6	28.6

※1 国勢調査(各年度10月1日現在)

※2 総人口には、年齢不詳を含む。

※3 比率は、分母から年齢不詳を除いて算出している(平成22年度以降)。

イ 独り暮らし・寝たきり高齢者の推移

(各年度9月現在 単位:人)

区分		年度				
		元	2	3	4	5
独り暮らし高齢者		9,233	9,247	9,108	9,054	8,929
寝たきり高齢者		255	237	201	171	148

(3) 長寿社会への意識啓発

高齢者福祉に関する市民の理解と認識を深めるため、広報紙などの広報媒体の活用をはじめ、保健福祉サービスを分かりやすく紹介したパンフレットを作成するなど、保健福祉サービスをPRしている。

また、高齢者への虐待を防止するとともに、虐待を受けた高齢者の保護や養護者への支援等を迅速かつ効果的に実施するため、平成18年3月に「高松市高齢者虐待防止・対応マニュアル」(平成22年3月・31年3月に改訂)を作成し、その対応に取り組んでいる。令和5年3月に国のマニュアルが改訂されたことを受け、本市においても6年3月に改訂した。

(4) 高齢者生きがい対策

ア 老人クラブ

老人クラブは、地域社会において高齢者自身が、クラブ活動を通して健全で豊かな生活や生きがいを高め、高齢者福祉の増進に役立てることを目的とする高齢者の自主的な組織である。また、老人クラブは、全クラブを包括した高松市老人クラブ連合会を結成しており、全般的な運営についての連絡調整、高齢者の健康と福祉の増進、社会参加の促進に必要な事業等を実施している。

(ア) 結成状況

クラブ数 241

会員 10,457人(令和6年4月1日現在)

(イ) 主な活動状況

- ・教養活動 高松いきいき大学、講習会の開催、社会見学等
- ・社会奉仕活動 公共施設清掃、友愛訪問、施設友愛訪問等
- ・スポーツ振興 スポーツ大会、ゲートボール大会等

イ シルバー人材センター

シルバー人材センターは、高齢者が長年培った知識や技能などを生かし、社会の一員として社会活動への参加と生きがいを高めるため、昭和57年4月1日に、社団法人シルバー人材センター高松市高齢者事業団として、会員数211人で発足した。61年度に事務所を移転し、62年6月1日からは社団法人高松市シルバー人材センターに名称を変更、また、平成24年4月1日からは公益社団法人に移行した。

事業運営状況(独自事業を含む。)

(各年度末現在)

区分 \ 年度	3	4	5
正会員数	1,518人	1,443人	1,379人
受注件数 (うち公共団体分)	17,113件 (581件)	16,053件 (565件)	15,532件 (535件)
契約金額 (うち公共団体分)	529,371,473円 (74,177,898円)	500,346,453円 (73,415,946円)	510,578,097円 (79,975,921円)
就業人員	1,090人 (延べ133,711人)	1,026人 (延べ127,789人)	971人 (延べ128,407人)

ウ 敬老事業

市長及び市議会議長等が男女最高齢者、100歳の代表者を訪問し、祝品を贈って長寿を祝っている。また88歳については、祝品等を送付する。

実施状況

(5年度)

区分	対象者等	品物
男女最高齢者	男105歳 女111歳	保多織クッション 10,000円相当
100歳	178人	保多織膝かけ 5,000円相当
88歳	2,303人	香川県産品のカタログギフト 3,000円相当 市長直筆のメッセージカード (印刷)

※ 1 大島青松園入所者への助成 (一人当たり2,640円)

※ 2 各地域では、地域コミュニティ協議会が実施主体となり、地域独自の敬老事業を実施している。

(5) 在宅高齢者福祉

ア 高齢者短期入所事業

65歳以上の介護保険給付対象外となる虚弱な高齢者が、疾病等の理由で家庭での養護が困難となった場合に、養護老人ホームで行う短期入所事業を実施することにより、在宅高齢者とその家族の援護に努めている。

実施状況

(単位：人・日)

施設名 \ 年度	元		2		3		4		5	
	人数	利用日数	人数	利用日数	人数	利用日数	人数	利用日数	人数	利用日数
さぬき	18	457	5	322	1	22	10	386	8	436
あぜりあ園 (旧ひぐらし荘)	14	335	16	418	19	1,000	15	651	21	1,123
合計	32	792	21	740	20	1,022	25	1,037	29	1,559

イ 軽度生活援助事業

平成13年度から、日常生活上の援助が必要な65歳以上の在宅の独り暮らし高齢者、高齢者のみの世帯などを対象に、軽易な日常生活上の援助を行い、高齢者の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行防止を図っている。なお、令和6年度から、最低賃金額の引上げに伴い、1時間当たりの利用者負担を310円から350円に変更した。

実施状況

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
登録者数 (人)	2,628	1,925	1,708	1,612	1,547
延べ利用回数 (回)	12,575	11,144	11,179	10,340	10,332
委託料 (円)	24,135,227	21,315,303	20,706,212	18,982,244	19,997,930

ウ 高齢者福祉タクシー助成事業

平成13年5月から、外出をすることが難しい65歳以上の在宅の高齢者のうち、介護保険制度の「要介

「認定」を受けており、市民税非課税の者に対して、年度内有効のタクシー助成券を交付し、タクシー料金の一部を助成することにより、外出支援を図っている。令和2年から、交付対象者の要件を一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の者で本人及び配偶者が市民税非課税であることを加えた。また、令和2年9月から、郵送による申請受付を開始した。

実施状況

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
交付人数(人)	3,162	2,152	2,027	2,040	2,099
事業費(円)	13,527,160	8,413,440	8,610,420	8,816,480	10,656,790

エ 在宅寝たきり高齢者等介護見舞金

平成2年度から、65歳以上の寝たきりや認知症高齢者を6カ月以上在宅で介護している人を支援し、その労をねぎらうため、介護見舞金を支給している(月額6,000円、生計中心者の前年分所得が800万円以下の者)。なお、24年度からは、寝たきり等高齢者の身体要件を要介護4、5の重度の要介護高齢者とし、所得要件は設けないこととする見直しを行った。

給付状況

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
給付人数(人)	686	701	721	757	764
支給総額(千円)	38,508	38,742	39,066	42,378	40,800

オ 寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業

平成元年度から、65歳以上のおおむね6カ月以上寝たきり、または認知症でおむつを必要とする高齢者に紙おむつを給付している。また、17年度から、80歳以上のおおむね6カ月以上過活動膀胱による、尿失禁と夜間頻尿が継続している高齢者への給付を開始し、さらに20年度からは、尿とりパッドに夜間用を追加するなど、サービスの充実に努めている(生計中心者の前年分所得が800万円以下の者)。なお、23年度からは、寝たきり等高齢者の身体要件を要介護3～5の要介護高齢者とし、さらに24年度からは、所得要件をその世帯の生計中心者の市民税額非課税とする見直しを行った。

給付状況

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
登録人数(人)	1,881	1,863	1,889	1,846	1,938
延べ給付人数(人)	20,414	20,699	21,138	21,341	23,312

カ 高齢者機能回復訓練事業

疾病・負傷等により、心身の機能が低下している60歳または65歳以上の在宅高齢者に、瓦町健康ステーション、ふれあい福祉センター勝賀において、無料で必要な訓練等を行い、日常生活能力の回復または機能の低下を防止するなど、健康の保持・増進を図っている。

瓦町健康ステーションについては、平成27年10月に老人福祉センター茶寿荘から機能の大部分を移転したものである。

キ 共助の基盤づくり事業

令和4年度から、年齢や性別、その他置かれている生活環境などに関わらず、身近な地域において、誰もが安心して生活が維持できるよう、ボランティア活動を実施する団体(各地区社会福祉協議会)に対し、高松市共助の基盤づくり事業助成金を交付し、地域住民相互の支え合いによる共助の取組を活性化するための、地域サービスの担い手の確保・育成を支援する。また、地域サービスを支える人材養成

業務を、高松市社会福祉協議会に委託する。

区分 \ 年度	4	5
実施箇所数 (か所)	24	33

ク 高齢者住宅等安心確保事業

平成4年2月から、県営高松元山団地のシルバーハウジング（高齢者世話付住宅 28戸）、7年3月から、市営旭ヶ丘団地のシルバーハウジング（高齢者世話付住宅 27戸）、10年8月から市営香西本町団地のシルバーハウジング（高齢者世話付住宅 22戸）、また、13年11月から市営川東団地のシルバーハウジング（高齢者世話付住宅 12戸）に居住する高齢者に対し、シルバーハウジングに近接する社会福祉法人から生活援助員（各1人～2人）を派遣し、日常生活の相談指導・安否確認・緊急時の対応などのサービスを提供している。

ケ 要援護者台帳の整備促進

独り暮らし高齢者の把握、各地区民生委員・児童委員の協力による見守り体制を構築する。

コ 高松市地域で支えあう見守り活動に関する協定の締結

本市、企業・団体等及び高松市民生委員児童委員連盟が、それぞれの立場で連携・協力して、高齢者等の見守り活動及び支援活動を行うことにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備し、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とした、地域で支えあう見守り活動に関する協定を締結した。

企業・団体等の協力事業者が、通常業務の範囲内において、高齢者等支援を必要とする方の自宅を訪問した際、何らかの異変を発見した場合に、その状況を連絡していただくことで、事故等の未然防止や早期発見など、高松市民生委員児童委員連盟や関係各課等と連携し、適切な対応を図る。

協定締結事業者数 99事業者（令和5年度末現在）

サ たかまつ介護相談専用ダイヤル

高齢者に関する、介護や生活などの相談を、24時間365日相談できる電話窓口を開設し、高齢者自身や家族からの相談に介護支援専門員など介護や福祉の専門職が相談に応じる。

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
利用件数(件)	489	406	471	505	591

シ あんしん通報サービス事業（旧緊急通報装置貸与等事業）

在宅の独り暮らし高齢者等に、昭和62年度から、急病、災害そのほか緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与（給付）していた。平成27年4月から事業名をあんしん通報サービス事業と変更し、緊急時にボタンを押すとコールセンターにつながる方式に統一し、緊急時のみならず、24時間365日、健康や日常生活の相談に対応できるなどサービスを向上した。

また、対象者をおおむね65歳以上の独り暮らし高齢者から、おおむね65歳以上の者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定に基づく要介護状態区分が、要介護に該当する旨の認定を受けている者等とした。なお、従来の緊急通報装置については、27年度から3年間で順次切り替えし、29年度末であんしん通報サービス事業に移行した。

令和6年度より、従来の在宅のみで使用可能な緊急通報装置（在宅型）に加え、外出時に対応できるICTを活用した緊急通報装置（外出型）を新たに導入する。

設置台数

(単位：台)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
あんしん通報装置	1,549	1,466	1,327	1,259	1,183

ス 配食見守りサービス事業

平成28年10月から、独り暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯で、食事の支援や見守りが必要な者に対し、弁当の配達サービスを行っている。なお、市民税非課税者に対して、1食当たり200円を助成している(週2回まで)。また、令和3年2月12日より、新型コロナウイルス感染症への対応として、家族等が感染した場合、緊急的に食事サービスを必要とする場合、1日3食の利用を可能とした。

また、令和4年度から、社会福祉法人を事業者の対象に加え事業を拡充した。

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
登録者数(人)	903	961	973	1,016	958
緊急的な1日3食利用(人)			3	2	0

セ 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏高齢者セーフティネットワーク事業

警察署をはじめとした関係機関・団体等との相互連携による情報の一元化を図り、行方不明高齢者の早期発見と速やかな保護・適切な措置を行うとともに、併せて認知症高齢者を抱える家族等の不安と負担の軽減を図るため、平成12年3月から徘徊高齢者保護ネットワーク事業を実施している。しかしながら、高齢者の移動の範囲が周辺町に及ぶ場合もあることから、22年度から三木町及び綾川町、24年度からさぬき市、28年度から東かがわ市と連携し、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏高齢者セーフティネットワーク事業として、より広範囲で捜索活動を行えるようにした。

また、27年8月からネットワークを拡充し、一般市民等に電子メールを一斉配信することで、迅速かつ広範囲への情報伝達を行い、認知症が原因で行方不明となる高齢者等の早期発見・保護に取り組んでいる。

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
通報件数(件)	8	7	8	11	5
電子メール配信(件)	8	7	6	8	4

ソ 認知症等行方不明高齢者家族支援サービス

平成15年4月から、おおむね65歳以上の行方不明となるおそれが認められる認知症高齢者を在宅で介護している家族に対し、当該高齢者が行方不明となった際の位置情報を、早期に家族等に伝えるシステムの利用に係る経費の一部を助成し、高齢者の事故防止を図るとともに、家族が安心して介護できる環境の整備を進める。

なお、令和3年度から用語の見直しを行い、事業名を認知症等行方不明高齢者家族支援サービスに改めた。

実施状況

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
助成件数(件)	3	2	4	3	2
事業費(円)	35,970	23,980	47,960	34,320	22,880

タ 高齢者特別あんしん見守り事業

孤立に陥りがちな、定期的な見守りが必要な高齢者を対象に、令和元年度からシルバー人材センターの会員に替わり、老人介護支援センターの職員等が、週1回程度家庭を訪問し、安否確認や相談等を行

った。

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
利用者数(人)	9	9	4	1	2

チ 高齢者居場所づくり事業

高齢者が心身機能の衰えに伴い閉じこもりがちとなり、社会との接点をなくして孤立することなどを防ぐため、高齢者等が気軽に集える居場所の開設を推進した。

居場所はおおむね徒歩圏内に1か所を目安として、おおむね65歳以上の高齢者が気軽に集うことができるスペースで、介護予防、健康増進、地域のボランティア活動、世代間交流など、様々な活動を行っている。

実施状況

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
開設数(箇所)	238	219	208	194	187
運営助成金額(円)	10,041,000	6,653,353	6,701,078	7,586,517	7,776,151

平成30年度からは、高齢者の居場所等の活動支援と高齢者の健康増進を目的として、高松市内3医師会連合会や歯科医師会などと連携し、希望する居場所等に医師などを派遣し、専門的見地に基づく健康講話等を実施した。併せて、令和2年度は、地域包括支援センターの職員が訪問し、講話や体操指導を行った。また、高齢者の居場所に加え、認知症カフェ及び一定の要件を満たすふれあい・いきいきサロン等を広義の高齢者の居場所として位置づけ、その活動を支援した。

実施状況

(6.3月末現在)

連携者 \ 年度	2	3	4	5
医師	10件(3,7)	7件(1)	7件(2)	9件(5)
歯科医師	6件(1,5)	5件(1)	7件(1)	6件(0)
医療系大学	12件	7件	13件	23件
民間事業者	44件(7,23)	48件(5)	50件(6)	50件(14)
地域包括支援センター	36件			
合計	延べ108件(46)	延べ67件(7)	延べ77件(9)	延べ90件(19)

※ ()の数字については、令和3年度から5年度までは、医療系大学の重複件数を、2年度は、左側に医療系大学の重複件数を、右側に地域包括支援センターの重複件数を記載している。

- ※ 令和2年度連携事業実施…62居場所
- 令和3年度連携事業実施…60居場所
- 令和4年度連携事業実施…68居場所
- 令和5年度連携事業実施…71居場所

ツ 新型コロナウイルス感染症に係る高松市在宅要介護者の受入体制整備事業

令和3年3月17日より、在宅で高齢者を介護する介護者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合において、当該介護が必要な高齢者を緊急一時的に医療機関で受け入れ、必要な支援を継続し、新型コロナウイルスに対する対策を講じた。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染法上の5類感染症に位置づけが変更され、同日以降においては、在宅で介護する高齢者が新型コロナウイルス感染症に罹患しても、外出自粛や入院措置、勧告もないことから、医療機関において在宅要介護者の一時受入れを公費負担する必要がないため、本事業は5年5月7日をもって廃止した。

区分 \ 年度	2	3	4	5
利用件数 (件)	-	2	1	0

(6) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所する施設で、老人ホームさぬき等に措置している。

養護老人ホーム入所状況

(6.4.1 現在)

施設名	内訳	定員 (人)	所在地	設置主体	高松市からの入所者(人)
さぬき		100	高松市	社会福祉法人 さぬき	41
あぜりあ園		100	高松市	社会福祉法人 はつき会	72
くおん		75	丸亀市	社会福祉法人 宝樹園	1
土器川荘		80	丸亀市	社会福祉法人 鵜足津福祉会	1
ウエストガーデン		60	坂出市	社会福祉法人 和光福祉会	1
盲養護老人ホーム香東園		50	さぬき市	社会福祉法人 香東園	4
琴平老人の家		70	琴平町	社会福祉法人 琴平福祉事業団	1
合計		535			121

(7) 老人福祉施設等整備

ア 老人いこいの家

老人福祉施設として老人いこいの家を市内9か所に設置し、レクリエーション活動等を通じて高齢者の心身の健康増進を図るとともに、地域での高齢者の会合等の利用に供している。

施設名	所在地	施設名	所在地
白梅荘	扇町一丁目2-31	西二番丁荘	扇町三丁目6-15
亀阜荘	亀岡町7-7	新北荘	新北町6-15
楠上荘	楠上町二丁目5-11	栗林藤塚荘	藤塚町二丁目12-23
二番丁荘	番町二丁目13-1	牟礼	牟礼町牟礼1978-1
花畑荘	多賀町一丁目1-25		

イ いこいの広場

合併に伴い、牟礼町が高齢者のレクリエーションの場として整備していた「牟礼いこいの広場」を引き継ぎ、高齢者の心身の健康の増進を図るため「高松市牟礼いこいの広場」として高齢者等の利用の用に供している。

所在地 高松市牟礼町牟礼567番地1

ウ ふれあい福祉センター勝賀

高齢者の健康の保持・増進はもとより、各種健康相談や生活相談、機能回復訓練等の在宅保健福祉サービスのほか、レクリエーション活動等の生きがい活動、さらには、地域間交流、世代間交流等の促進機能をも有する地域拠点施設として、平成11年4月15日開館した。

(ア) 所在地 高松市香西南町476番地1

(イ) 敷地面積 7,672.48㎡ 延床面積 2,560.06㎡ (附属建物を含む。)

(ウ) 施設内容

a 老人福祉センター

地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。

- b 総合センター
地域における行政組織の総合的な窓口として、幅広い行政サービスを取り扱っている。
- c 地域包括支援センター
地域の高齢者が自分らしい生活を継続できるよう、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3分野の専門職が連携し、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行っている。
- d 保健ステーション（こども家庭センター）
乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた保健事業を総合的にやっている。
- e 児童スペース
地域の児童や子供会等の活動にスペースを提供し、児童に関わる地域組織活動の育成を図る。
- f 生きがい活動・世代間交流関連等施設
高齢者が世代をつなぐ役割を果たし、活動できるスペースとするほか、高齢者を中心に広く市民相互のふれあい交流の場とする。
- g その他
附帯的施設として、ゲートボール場、テニスコート、駐車場54台（車椅子利用者用2台を含む。）等を備える。

(エ) 使用時間及び休館日・休場日

施設名	区分	使用時間	休館日・休場日
老人福祉センター（浴室を除く。） 児童室 テニスコート ゲートボール場		午前9時～午後5時	日曜日 12月29日から翌年1月3日まで
大会議室 第1会議室 第2会議室 研修室		午前9時～午後10時 (土曜日及び休日は 午後5時まで)	
老人福祉センター浴室		午前10時～午後8時	

(オ) 利用状況

(単位：人)

区分	年度	元	2	3	4	5
入浴		8,202	3,715	6,667	6,557	6,272
会議室等		11,609	5,794	5,874	7,547	9,139
テニスコート		3,386	2,284	2,364	2,791	2,472
機能回復訓練室		20,651	14,412	13,218	16,590	16,326
図書室		1,044	1,161	1,071	1,300	1,434
児童室		825	182	16	18	13
娯楽室		2,378	0	0	0	199
生活・健康相談室		7,471	28	0	0	825
ゲートボール		2,663	2,459	2,283	1,753	1,570
健康相談		100	64	78	88	83
機能相談		3	1	1	5	8

※ 令和2年度から4年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少したが、会議室等の利用者数については回復傾向にある。

(8) 介護予防拠点施設

高松市介護予防拠点施設として、香南町より2施設を引き継ぎ、高齢者等の健康の保持増進と生きがい

づくりを支援するとともに、地域住民の世代間交流の場の提供等を行っている。

名称	所在地
香南ふれあい館	香南町横井1001番地2
香南地域ふれあいセンター	香南町西庄511番地2

(9) 瓦町健康ステーション

介護予防の拠点として、高齢者のみならず、中年期から年を重ねる意味を正しく受け止め、身体の変化等に関する知識や技能を総合的に身につけることができる「学びの場」を提供し、健康づくりや年齢に応じた社会貢献、生きがいがづくりに寄与することを目的として、瓦町FLAG 8階に平成27年10月21日に設置した施設である。

ア 所在地 高松市常磐町一丁目3-1（瓦町FLAG 8階）

イ 延床面積 1,057.8㎡

ウ 利用時間及び休館日 午前10時から午後9時まで 年末年始を除き無休

エ 施設内容

- (ア) フィットネスルーム (イ) 大会議室1 (ウ) 大会議室2 (エ) 健康相談室
 (オ) 更衣室(男・女) (カ) 談話コーナー (キ) 事務室

オ 施設の利用状況

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
利用者数(人)	72,227	21,494	35,107	40,472	41,688

※令和2年度から4年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少したが、回復傾向にある。

(10) サービス付き高齢者向け住宅登録制度

高齢者向けの賃貸住宅または有料老人ホームであって、基準を満たす設備及びサービスを提供する事業者は、サービス付き高齢者向け住宅について、都道府県知事、政令市・中核市の長の登録を受けることができ、高松市内に立地する場合は、長寿福祉課にて登録受付を行っている。

サービス付き高齢者向け住宅登録制度の実施により、構造・設備やサービスなど一定の水準が確保された、高齢者向け住宅が供給されることになり、高齢者が安心して民間賃貸住宅に居住し、必要なサービスを受けることができる。

また、事業者においても住宅の登録を受けることで、行政による周知が図られるほか、当面の間、建築費(新築・改修)に係る国の補助金、税制上の優遇措置、住宅金融支援機構の融資を受けられる可能性がある等のメリットがある。

(11) 介護施設等の職員を対象とした新型コロナウイルス感染症の一斉検査事業

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、介護施設等においては、クラスターになりやすい環境にあることを踏まえ、介護施設等の職員を対象とした定期的な検査を行う事業を令和2年度から実施した。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更等を受けて5年度をもって終了した。

実施状況

区分 \ 年度	2	3	4	5
実施施設数(延べ)	236	710	631	513

(12) 介護予防事業

要支援・要介護認定を受けていない高齢者に対して、介護予防のための教室等を実施し、介護予防意識及び運動機能・口腔機能の向上を推進している。

また、元気を広げる人の養成講座等を実施し、介護予防ボランティア人材の育成に取り組んでいる。

令和3年度から5年度までは、高齢者が健康で活動的な状態を維持するために、自ら運動を継続し、健康の維持や生活習慣の改善を行うことを応援するための助成金を支給するとともに、自宅などで新しい生活様式に基づいた介護予防に取り組むことができるよう、オンラインによる介護予防教室等を開催している。

(ア) 「元気を広げる人」の養成講座・フォローアップ事業等 (単位：回・人)

年度	内容	回数	地区	修了者	延べ人員
元	講座	5		34	
	地区活動	3,312	43		53,288
	フォローアップ事業等	39	68		724
2	講座	3		31	
	地区活動	2,131	36		26,473
	フォローアップ事業等	12	34		191
3	講座	3		19	
	地区活動	1,594	37		18,902
	フォローアップ事業等	11	39		165
4	講座	3		32	
	地区活動	2,481	38		29,498
	フォローアップ事業等	22	38		288
5	講座	4		20	
	地区活動	2,364	41		30,079
	フォローアップ事業等	14	36		212

(イ) はつらつくらぶ (介護予防教室) (単位：教室・人)

年度	3	4	5
教室数	19	18	17
参加者数	544	420	262

(ウ) フレイル予防講座 (単位：回・人)

年度	元	2	3	4	5
回数	12	8	4	4	4
参加者数	249	149	70	44	53

※ 令和2年度までは延べ数、令和3年度からは実数。

(エ) 元気支度応援金の支給 (単位：人)

年度	3	4	5
受給者数	70	94	53

(オ) オンライン介護予防教室 (単位：回)

年度	3	4	5
回数	4	10	20

18 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい人生を最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどが一体的に切れ目なく提供される状態である、地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題である。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定者等を支える制度として、NPO、ボランティア、地域団体、住民等の多様な主体により様々なサービスを充実させることで地域の支え合いの体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す制度として、平成26年の介護保険法の改正により新たに創設された。

本市では、この介護予防・日常生活支援総合事業を28年10月から実施しており、多様な主体による様々なサービスの提供体制を構築するとともに、地域の特性を生かした新たな生活支援サービスなど、柔軟な取組について検討を行っている。

そのため、27年10月から、各地区に生活支援コーディネーターを配置し、住民等で構成する「地域福祉ネットワーク会議」の立ち上げを支援することで、43地区に「地域福祉ネットワーク会議」が設置されている。また、住民が主体となって簡易な家事援助サービスを提供する、地域の支え合いの仕組みの構築は、28年10月から開始しており、令和5年度には28地区で事業を提供している。

28年10月から実施しているサービス（②、③、④については、本市の独自サービス）

	サービス種別	サービス内容・提供時間等		自己負担
訪問型サービス	①介護予防訪問介護従前相当サービス	ホームヘルパーによる掃除、洗濯、調理、買物などの生活援助と入浴介助などの身体介護		1割・2割または3割※
	②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	ホームヘルパー等（一定の研修受講者を含む。）による掃除、洗濯、調理、買物などの生活援助（対象者の状態により週1回か2回、60分程度/回）		1割・2割または3割※
	③訪問型サービスB（住民主体による支援）	地域住民等による買物代行、掃除、洗濯、ごみ出しなどの簡単な家事援助（月5回まで、60分以内/回）		サービス提供者が設定
	④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	専門職による相談指導など（6カ月間）	看護師・保健師等による生活改善のためのアドバイスなど（月2回程度、約60分/回）	なし
リハビリテーションの専門職による自宅で行う自主トレーニングの提案など（通所型サービスC利用期間中、月1回程度、3回まで、約60分/回）			なし	
通所型サービス	①介護予防通所介護従前相当サービス	食事や入浴などの日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練など（対象者の状態により週1回か2回）		1割・2割または3割※
	②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	ミニデイサービスなど（対象者の状態により週1回か2回、1回半日程度）		1割・2割または3割※
	③通所型サービスB（住民主体による支援）	自主的な通いの場（月5回まで、3時間程度/回）		サービス提供者が設定
	④通所型サービスC（短期集中予防サービス）	生活機能の改善（6カ月間）（週1回、90分以上/回）		1割・2割または3割※

※ 3割の自己負担については、平成30年8月から

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

本事業は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進することを目的としており、平成26年9月に、医療機関、介護事業者等で構成される「高松市在宅医療介護連携推進会議」を設置し、在宅医療と介護に関わる者の情報共有と連携の強化に向けた関係団体の連絡調整を行っている。

この会議では、医療・介護職等の多職種による顔の見える関係づくりや、事例検討を通じた効果的な退院支援のための研修会を開催するほか、27年度から医療現場と介護現場をつなぐ在宅医療コーディネーターの養成を行っている。

また、28年度には、市民が在宅療養を一つの選択肢として考えるきっかけや、医療・介護関係者にとって、情報共有の手段として活用するための「在宅ケア便利帳」を作成した。なお、この「在宅ケア便利帳」には、在宅療養に係る相談窓口や、病院・診療所や歯科診療所、薬局、介護事業所をはじめ、訪問理美容や配食サービスなどの一覧や地図情報を掲載しており、30年3月からは、より多くの方に活用してもらえよう、Web版の「在宅ケア便利ナビ」を開設している。

30年10月に在宅医療支援センターを長寿福祉課内に設置し、医療や介護が必要になっても、高齢者が安心して在宅で療養生活を送ることができるよう、地域の医療・介護関係者などからの相談に応じ、在宅医療・介護の連携に関する支援等を行っている。

さらに、令和2年度には、人である限りいつか来る「その時」のために、希望する生活、医療やケア等について前もって考え、家族や友人などの大切な人や医療・ケアチームと共有する取組として「人生会議」のパンフレット等を作成し、普及・啓発に努めている。

また、医療・介護関係者の情報共有の支援を目的とした、「入退院支援ルール」や「情報共有シート」を作成し、医療介護関係者に周知を図っている。

年度		3		4		5	
種別	区分	開催回数 (回)	参加者数 (人)	開催回数 (回)	参加者数 (人)	開催回数 (回)	参加者数 (人)
	高松市在宅医療連携会議		6		6		6
研修会	多職種連携研修	1	117	1	129	1	112
	医療介護連携 ミーティング	2	316	2	275	2	162

19 介護保険

(1) 介護保険

高齢社会の進展に伴い、最大の不安要因となっている高齢者介護について、老人福祉法と老人保健法の異なる制度に基づいて提供されていた高齢者介護サービスを再編成し、国民の共同連帯の理念に基づき、給付と負担の関係が明確な社会保険方式により、社会全体で支える新たな仕組みとして創設された。

利用者の選択により、保健・医療・福祉にわたる多様な主体から介護サービスを総合的に利用できることが特徴となっている。

(2) 本市の取組状況

介護保険に関する主な業務は、被保険者証の発行、保険料の賦課・徴収、介護サービスの対象者を決める要介護認定、保険給付に関する業務及び介護サービス事業者に対する指定、更新、運営指導業務などである。

介護保険制度の内容の周知については、広報高松や高松市のホームページを活用するほか、市政出前ふれあいトークの場で市民に直接説明するなど、積極的な広報活動を行っている。

ア 保険料

第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料は、所得や世帯の課税状況に応じた5段階で、平成12年10月から保険料の賦課・徴収を開始したが、国の特別対策に基づき、12年度は4分の1に、13年度は4分の3に軽減されていたため、14年度から初めて全額徴収となった。なお、低所得者対策として、15年度から保険料段階を6段階制に、さらに18年度からは7段階制にし、加えて税制改正等により保険料段階

が上昇する人については急激な増加を避けるため、保険料率を段階的に調整する経過措置を設けた。

21年度からは従来の第4段階を特例第4段階及び第4段階に分け、第5段階を第5段階及び第6段階に分けて9段階制にした。

また、合併に伴う旧牟礼町区域の不均一賦課は20年度で終了し、21年度から保険料が統一された。

24年度からは従来の第3段階を特例第3段階及び第3段階に、第7段階を第7段階・第8段階・第9段階に、第8段階を第10段階・第11段階・第12段階・第13段階に分けて15段階制にした。

さらに、27年度の保険料改定に伴い、第8段階以下については、国の基準に合わせるため、境界となる基準の判定所得段階を見直し、負担能力に応じた14段階制にした。なお、27年度からは、最も所得の低い第1段階保険料について、国により、消費税を財源とした軽減強化策が講じられており、令和元年度からは、世帯非課税である第1段階から第3段階を対象とし、保険料について、さらなる軽減が強化され、6年度においても継続されている。

保険料の徴収については、老齢・退職・遺族・障害年金が月額1万5,000円（年額18万円）以上の人は、年金から天引き（特別徴収）され、年金額が月額1万5,000円（年額18万円）未満の人は、納付書や口座振替などで納める（普通徴収）こととなっている。普通徴収の場合の保険料の納期は、7月から翌年2月までの8期となっている。

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）の保険料は、加入している医療保険によって異なり、医療保険の保険料として納めることとなっている。

(ア) 第1号被保険者の保険料の賦課状況

(5年度)

区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階
賦課対象者数(人)	17,918	12,721	12,108	10,195	15,625	18,819	16,058	8,125
保険料額(円)	23,900	34,300	53,400	71,700	79,600	95,600	103,500	119,400

区分	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	合計
賦課対象者数(人)	2,778	1,800	859	582	412	2,024	120,024
保険料額(円)	131,400	139,300	147,300	155,300	163,200	171,200	

(イ) 第1号被保険者の保険料収納状況

(5年度)

区分	普通徴収	特別徴収	合計
賦課対象者数(人)	12,659	107,365	120,024
年間調定額(円) a	734,414,000	8,344,402,100	9,078,816,100
収納済額(円) b	697,110,700	8,344,402,100	9,041,512,800
収納率 b/a (%)	94.92	100.00	99.59

イ 介護認定審査会

要介護認定については平成17年度の6町合併に伴い、18年4月からは高松市介護認定審査会として、3町（三木町、直島町、綾川町）の認定審査会業務を事務受託し、本市と3町の申請分について審査・判定を行っている。なお、18年4月審査会分から電子審査会による審査判定を開始した。

- (ア) 委員数 120人
- (イ) 合議体数 40合議体（1合議体委員3人）
- (ウ) 開催日 毎週火・水曜日 午後6時30分～
- (エ) 開催会場 高松市役所ほか8会場

(イ) 介護認定審査会審査判定状況（令和5年4月1日～6年3月31日）

判定結果	人数（人）	構成比（％）
要支援1	2,288	10.2
要支援2	3,111	13.9
要介護1	5,249	23.4
要介護2	3,739	16.7
要介護3	3,332	14.8
要介護4	2,523	11.2
要介護5	2,006	8.9
小計	22,248	99.1
再調査	0	0.0
非該当 (第2号被保険者で特定疾病に該当しなかった者を含む。)	197	0.9
合計	22,445	100.0

(※ 比率は小数点以下第2位で四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。)

(カ) 要介護認定状況（高松市分）

区分		非該当	要支援		要介護					合計
			1	2	1	2	3	4	5	
5年度 認定件数	件数	180	1,966	2,634	4,522	3,262	2,846	2,158	1,702	19,270
	比率 (%)	0.9	10.2	13.7	23.5	16.9	14.8	11.2	8.8	100.0
6年3月 末現在 実人員	人数 (人) a		2,567	4,218	5,378	5,072	4,132	2,826	1,894	26,087
	比率 (%)		9.8	16.2	20.6	19.4	15.8	10.8	7.3	100.0
介護保険 事業計画	人数 (人) b		3,031	4,324	5,982	5,278	3,841	3,056	2,308	27,820
	比率 (%)		10.9	15.5	21.5	19.0	13.8	11.0	8.3	100.0
実人員/計画 a/b (%)			84.7	97.5	89.9	96.1	107.6	92.5	82.1	93.8

(※ 比率は小数点以下第2位で四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。)

ウ 保険給付の状況

介護保険のサービスを利用した場合、原則としてかかった費用の1割、2割または3割を、利用者が直接、サービス事業者へ支払い、残りの9割、8割または7割をサービス事業者へ保険者が支払う（現物給付。本市は香川県国民健康保険団体連合会に審査・支払いを委託している。）こととなっている。

平成27年8月から、65歳以上（第1号被保険者）で一定以上の所得がある方については、これまで一律1割であった利用者負担割合が2割に変更され、また、30年8月から、2割負担者のうち特に所得の高い層の利用者負担割合が3割に変更された。

福祉用具の購入費及び住宅改修費は、利用者が、一旦、全額負担し、後から保険者に請求する償還払い方式のみとしていたが、19年2月から、利用者は対象基準額にかかる利用者負担分（1割、2割または3割）を業者に支払い、利用者負担分を除いた残りの保険給付（9割、8割または7割）については、受領する権限を業者に委任し、保険者から直接業者に支払うようにする「受領委任払い」による支払い方法も可能とした。

また、20年4月1日に施行された、高額医療・高額介護合算療養費制度に係る高額医療合算介護サービス費の支給を、21年度から開始している。

(ア) 保険給付の状況（年間の月平均）

区分		在宅サービス	在宅及び居住系サービス	施設サービス利用者			合計
				介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	
利用実績	受給者数（人） a	16,085	17,777	1,644	1,024	66	2,734
	給付額（千円） b	2,033,320	2,419,479	436,353	288,707	20,107	745,167
	1人当たり給付額（円） $b/a=c$	126,411	136,102	265,435	281,872	303,507	272,514
介護保険事業計画	受給者数（人） d	16,870	18,666	1,677	1,081	107	2,865
	給付額（千円） e	2,126,511	2,523,322	435,170	298,553	36,074	769,797
	1人当たり給付額（円） $e/d=f$	126,053	135,183	259,493	276,183	337,143	268,690
実績/計画(%)	受給者数（人） a/d	95.3	95.2	98.0	94.8	61.9	95.4
	給付額 b/e	95.6	95.9	100.3	96.7	55.7	96.8
	1人当たり給付額 c/f	100.3	100.7	102.3	102.1	90.0	101.4

(※ 利用者を重複してカウントすることを防ぐため、在宅サービスの受給者については、介護予防支援・居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の3サービスの受給者総数の総計を概数として利用する。なお、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。)

(イ) 居宅サービスの種類ごとの保険給付の状況（年間の月平均）

サービスの種類	実績		介護保険事業計画	実績/計画 a/b (%)
	利用者数・回数 ・日数 a	給付額 (千円)	利用者数・回数 ・日数 b	
訪問介護	116,600 (回)	309,055	114,041 (回)	102.2
訪問入浴介護	540 (回)	6,680	785 (回)	68.8
介護予防訪問入浴介護	4 (回)	35	5 (回)	80.0
訪問看護	28,097 (回)	115,387	26,290 (回)	106.9
介護予防訪問看護	1,050 (回)	4,086	568 (回)	184.9
訪問リハビリテーション	4,589 (回)	13,165	3,706 (回)	123.8
介護予防訪問リハビリテーション	301 (回)	861	123 (回)	244.7
居宅療養管理指導	3,775 (人)	43,089	3,420 (人)	110.4
介護予防居宅療養管理指導	106 (人)	1,067	75 (人)	141.3
通所介護	54,972 (回)	431,058	66,551 (回)	82.6
通所リハビリテーション	19,333 (回)	143,685	21,054 (回)	91.8
介護予防通所リハビリテーション	1,032 (人)	36,271	1,138 (人)	90.7
短期入所生活介護	32,621 (日)	278,897	33,949 (日)	96.1
介護予防短期入所生活介護	73 (日)	438	78 (日)	93.6
短期入所療養介護	519 (日)	5,663	781 (日)	66.5
介護予防短期入所療養介護	5 (日)	36	20 (日)	25.0
特定施設入居者生活介護	699 (人)	139,999	774 (人)	90.3
介護予防特定施設入居者生活介護	68 (人)	4,803	67 (人)	101.5
福祉用具貸与	8,692 (人)	115,725	9,156 (人)	94.9
介護予防福祉用具貸与	2,486 (人)	14,906	2,472 (人)	100.6
特定福祉用具購入費	116 (人)	3,696	139 (人)	83.5
特定介護予防福祉用具購入費	37 (人)	968	32 (人)	115.6
住宅改修費	89 (人)	6,525	100 (人)	89.0
介護予防住宅改修費	45 (人)	3,292	45 (人)	100.0
居宅介護支援	12,729 (人)	190,657	13,302 (人)	95.7
介護予防支援	3,094 (人)	14,431	3,216 (人)	96.2

(ウ) 地域密着型サービスの種類ごとの保険給付の状況（年間の月平均）

サービスの種類	実績		介護保険事業計画	実績/計画 a/b (%)
	利用者数・回数 ・日数 a	給付額 (千円)	利用者数・回数 ・日数 b	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	290 (人)	49,092	259 (人)	112.0
夜間対応型訪問介護	134 (人)	30,105	127 (人)	105.5
認知症対応型通所介護	1,248 (回)	14,117	1,945 (回)	64.2
介護予防認知症対応型通所介護	34 (回)	306	14 (回)	242.9
小規模多機能型居宅介護	202 (人)	41,072	267 (人)	75.7
介護予防小規模多機能型居宅介護	34 (人)	2,282	33 (人)	103.0
認知症対応型共同生活介護	921 (人)	240,497	939 (人)	98.1
介護予防認知症対応型共同生活介護	4 (人)	860	4 (人)	100.0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 (人)	0	12 (人)	0.0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	74 (人)	18,840	59 (人)	125.4
看護小規模多機能型居宅介護	26 (人)	7,016	52 (人)	50.0
地域密着型通所介護	19,258 (回)	149,656	18,961 (回)	101.6

(エ) 特定入所者介護サービス費（年間の平均）

低所得者が施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、ショートステイを含む。）を利用するときの食費及び居住費の負担を軽減する。

在宅利用者との公平性を高めるため、軽減の判定に当たり、平成27年8月から世帯分離をしている配偶者の所得や預貯金等の金額を勘案することが要件として追加され、さらに28年8月からは、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として算定することが追加された。

令和3年8月1日から、在宅利用者との公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、認定要件である預貯金額や食費（日額）の負担限度額について見直しが行われた。

サービス区分	支給件数（件）	支給額（円／月）
食費	2,055	27,922,799
居住費・滞在費	2,076	28,472,141
合計	4,131	56,394,940

(オ) 高額介護サービス費の支給状況

1カ月のサービス利用自己負担額が限度額を超える場合は、その超える額を高額介護サービス費として支給している。

令和3年8月1日から、負担能力に応じた負担とする観点から、医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、現行の現役並み所得者について、上限額の見直しが行われた。

（年間の月平均）

支給人数（人） a	支給額（円） b	1人当たり支給額（円） b/a
6,728	79,474,967	11,813

(カ) 高額医療合算介護サービス費の支給状況

1年間の医療と介護の自己負担額の合算額が限度額を超える場合は、その超える額を高額医療合算介護サービス費として支給している。

支給人数（人） a	支給額（円） b	1人当たり支給額（円） b/a
5,122	167,522,399	32,706

エ 低所得者対策

(ア) 社会福祉法人による利用者負担額の減額

社会福祉法人が提供するサービスを利用する低所得者（世帯全員が市民税非課税者で一定の要件に該当する方など）は、利用者負担額を本来負担すべき金額の25%または50%減額している。

また、平成23年度から、生活保護受給者の個室の居住費（滞在費）の全額を減額している。

利用者負担減額対象確認者数 140人（令和6年3月末現在）

(イ) 施設サービスを利用している低所得者（世帯全員が市民税非課税者で一定の要件に該当する方など）は、食費及び居住費を所得に応じた負担限度額（特定負担限度額※）まで軽減している。

※ 平成12年4月1日以前から特別養護老人ホームに入所している方の負担限度額については、介護保険法施行前の自己負担額を上回らないよう軽減を行っている。

（6. 3. 31現在累積認定件数）

	負担限度額		特定負担限度額	
	食費	居住費	食費	居住費
利用者負担第三段階②	1,141	1,141	0	0
利用者負担第三段階①	604	604	1	1
利用者負担第二段階	503	503	1	1
利用者負担第一段階	150	150	0	0

オ サービス事業者指導状況

本市では、平成15年9月からサービス事業者の運営指導を実施し、介護サービスが本来の目的に沿った形で提供されるよう取り組んできた。

18年度に創設された地域密着型サービス、24年度から権限移譲を受けた居宅サービスとともに、現在では市内の全ての事業者の指導・監督を行っている。

介護サービス事業者等の育成・支援を念頭において「サービスの質の確保と向上」「尊厳の保持」「適正な介護報酬の請求」等を踏まえ、運営指導を行う。また、サービス提供時の相談に応じるほか、介護サービスの質の確保を図るため、ケアプランチェックを行っている。

区分	指導件数	監査件数	区分	指導件数	監査件数
訪問介護	5	—	特定施設入居者生活介護	—	—
介護予防訪問介護相当サービス	3	—	介護予防特定施設入居者生活介護	—	—
訪問型サービスA	2	—	福祉用具貸与	1	—
訪問入浴介護	1	—	介護予防福祉用具貸与	1	—
介護予防訪問入浴介護	—	—	特定福祉用具販売	1	—
訪問看護	5	—	介護予防特定福祉用具販売	1	—
介護予防訪問看護	5	—	居宅介護支援	17	—
訪問リハビリテーション	1	—	介護予防支援	—	—
介護予防訪問リハビリテーション	1	—	夜間対応型訪問介護	—	—
通所介護	6	—	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—
地域密着型通所介護	4	—	認知症対応型通所介護	1	—
介護予防通所介護相当サービス	9	—	介護予防認知症対応型通所介護	1	—
通所型サービスA	7	—	小規模多機能型居宅介護	1	—
通所型サービスC	—	—	介護予防小規模多機能型居宅介護	1	—
通所リハビリテーション	—	—	認知症対応型共同生活介護	5	—
介護予防通所リハビリテーション	—	—	介護予防認知症対応型共同生活介護	5	—
短期入所生活介護	2	—	複合型サービス	—	—
介護予防短期入所生活介護	1	—	地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—
短期入所療養介護	—	—	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	—
介護予防短期入所療養介護	—	—	介護老人福祉施設	1	—
			介護老人保健施設	—	—
			介護療養型医療施設	1	—
			介護医療院	—	—

カ 介護サービス相談員派遣事業

平成27年度から一定の研修を受けた介護相談員を介護サービス事業所等に派遣して、利用者等の話を聞き、相談に応じるなどにより、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図っている。

令和5年度は、11月から派遣を再開し、合計8事業所等を訪問した。

キ 運営推進会議

地域密着型サービス事業所のうち、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域に開かれたサービスとして質の確保・向上を図るため、「運営推進会議の設置」が義務づけられている。利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（自治会役員、民生委員、老人クラブの代表等）、市職員及び当該サービスについて知見を有する者等により構成される。事業所はおおむね2カ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとされている。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についても同様に介護・医療連携推進会議をおおむね6カ月に1回以上開催することとされている。なお、平成28年4月1日から認知症対応型通所介護及び地域

密着型通所介護においても、同様に「運営推進会議の設置」が義務づけられ、事業所はおおむね6カ月に1回以上開催することとされている。(6.3.31現在)

区分	事業所合計(事業所)	開催事業所数(事業所)	年間開催回数(回)
認知症対応型共同生活介護	51	51	306
小規模多機能型居宅介護	13	13	73
看護小規模多機能型居宅介護	3	3	18
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	6	12
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型通所介護	85	85	154
認知症対応型通所介護	14	13	41

ク 介護保険事業計画の推進

介護保険法に基づき本市が定める、令和6年度から8年度までの3年間の計画期間とする「第9期介護保険事業計画」は、老人福祉法による老人福祉計画と一体の「第9期高松市高齢者保健福祉計画」として策定している。

本計画において、必要なサービス量やその事業費、適切なサービスが提供される体制の整備などを定め、介護保険事業を推進する。

(ア) 介護保険サービス量の見込

a 高齢者数の推計

(単位：人)

区分 \ 年度		6	7	8	12
	65～74歳 (前期高齢者)	51,016 (12.2)	49,410 (11.9)	47,749 (11.5)	46,567 (11.5)
	75歳以上 (後期高齢者)	69,448 (16.6)	71,250 (17.1)	72,666 (17.5)	74,347 (18.3)
	65歳以上 (第1号被保険者)	120,464 (28.8)	120,660 (29.1)	120,415 (29.0)	120,914 (29.8)

※ ()内の数値は、各年度における総人口に占める割合(%)

b 第1号被保険者における要介護(要支援)認定者数の推移及び推計

(単位：人)

区分 \ 年度		3	4	5	6	7	8	12
	認定者数	25,105	25,271	25,445	25,870	26,186	26,520	28,784
	要支援1	2,619	2,505	2,508	2,557	2,581	2,600	2,874
	要支援2	3,963	3,915	4,072	4,142	4,179	4,219	4,619
	要介護1	5,377	5,320	5,273	5,368	5,433	5,503	6,003
	要介護2	4,873	4,907	5,030	5,108	5,173	5,241	5,661
	要介護3	3,728	3,906	3,895	3,957	4,015	4,081	4,390
	要介護4	2,697	2,841	2,778	2,820	2,863	2,907	3,128
認定率(%)	21.0	21.1	21.2	21.5	21.7	22.0	23.8	

※ 資料：令和3年度～5年度については、介護保険事業状況報告月報(各年9月末)

c 計画期間の事業費

(単位：千円)

区分		年度	6	7	8	12
在宅サービス	居宅サービス	訪問介護	3,814,407	3,910,648	3,977,836	4,277,802
		訪問入浴介護	88,638	88,750	88,750	88,750
		訪問看護	1,566,727	1,645,498	1,666,525	1,792,469
		訪問リハビリテーション	186,928	189,338	192,662	208,619
		居宅療養管理指導	564,295	584,719	594,661	640,139
		通所介護	5,162,153	5,223,493	5,227,783	5,638,596
		通所リハビリテーション	2,151,324	2,162,514	2,173,911	2,355,236
		短期入所生活介護	3,290,058	3,317,534	3,364,334	3,616,004
		短期入所療養介護	77,563	78,361	79,393	85,748
		福祉用具貸与	1,626,424	1,684,311	1,728,319	1,864,705
		特定福祉用具購入費	53,811	54,172	54,537	58,949
	特定施設入居者生活介護	1,859,051	1,861,841	1,862,279	2,004,650	
	住宅改修費	131,844	133,648	129,902	143,183	
	介護予防支援・居宅介護支援	2,547,956	2,601,005	2,645,268	2,857,823	
小計	23,121,179	23,535,832	23,786,160	25,632,673		
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	658,945	675,557	691,948	743,077	
	夜間対応型訪問介護	372,338	381,571	390,332	421,884	
	認知症対応型通所介護	182,886	185,209	188,457	201,545	
	小規模多機能型居宅介護	551,557	550,880	560,916	601,749	
	認知症対応型共同生活介護	3,068,782	3,073,093	3,073,522	3,306,029	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	69,637	76,302	
	看護小規模多機能型居宅介護	93,778	97,223	97,223	102,855	
	地域密着型通所介護	1,845,215	1,897,183	1,935,878	2,087,938	
施設サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	358,186	359,002	449,087	479,966	
	小計	7,131,687	7,219,718	7,457,000	8,021,345	
	介護老人福祉施設	5,304,688	5,312,511	5,313,621	5,700,584	
	介護老人保健施設	3,452,403	3,457,637	3,458,501	3,717,570	
	介護医療院	415,043	560,301	708,792	762,355	
	小計	9,172,134	9,330,449	9,480,914	10,180,509	
特定入所者介護サービス等給付費		772,393	781,104	788,915	792,948	
高額介護サービス費		1,154,713	1,185,391	1,215,361	1,260,175	
審査支払手数料		56,908	58,444	60,022	61,455	
給付費合計		41,409,014	42,110,938	42,788,372	45,949,105	
地域支援事業費		1,836,903	1,845,518	1,854,730	1,898,693	
保健福祉事業費		114,034	120,000	120,000	154,608	
総事業費		43,359,951	44,076,456	44,763,102	48,002,406	

(イ) 介護保険対象サービス基盤の充実

計画期間におけるサービス見込量をもとに施設整備等を進め、必要なサービス量の確保や入所待機者の解消に努める。

20 地域包括支援センター

平成18年4月の介護保険法等の改正に伴い、地域における高齢者に対する総合的マネジメントを行う介護予防拠点として、保健所保健センター内に地域包括支援センターを設置した。介護予防マネジメント等業務については、市内8か所の拠点整備を行い、18年10月から実施している。

20年4月1日の機構改革により、保健所に課として地域包括支援センターを設置した。

21年4月1日から、各センターが管轄する地域を超えてより柔軟な対応をするために、1センターに統合し、7か所をサブセンターとして機能させるとともに、28か所ある老人介護支援センターを地域包括支援センターの窓口として連携していくことにより、高齢者等からの様々な相談に対応することとした。

22年4月1日から、地域及び関係機関とのネットワーク構築の推進と認知症対策を充実させるために、専任の係を増設した。

25年4月1日の機構改革により、高齢者に関する施策を一元的に提供し、超高齢社会の到来に効果的に対応するため、保健所から健康福祉局に新設された長寿福祉部へ所管替えとなった。

27年6月から、桜町にある保健センター1階の旧夜間急病診療所の跡に事務所を移転した。

29年1月30日の総合センター4か所の開設にあわせて、地域包括支援センターと保健センターの出先機関を統合整備し、各区域の総合センターへ移転した。これにより、行政窓口サービスの一体的・専門的な対応が可能となった。

31年3月31日に建物の老朽化に伴いサブセンター古高松を閉鎖し、同年4月1日から同サブセンターの業務をセンター、サブセンター山田、サブセンター牟礼に移転した。

令和3年4月1日の機構改革により、介護予防事業を効果的・効率的に実施するため、介護予防係が長寿福祉課へ所管替えとなった。

3年10月4日から、サブセンター一宮が担当していた川岡・円座・檀紙地区について、総合センターの所管地域区分と揃えるため、サブセンター国分寺に変更した。

4年3月1日の仏生山交流センターの開所に伴い、サブセンター仏生山を開設した。サブセンター仏生山開設に伴い、サブセンター一宮は移転後閉鎖した。また、総合センターの所管地域区分と揃えるため、サブセンター山田が担当していた林・三谷・多肥地区について、サブセンター仏生山に変更した。

5年4月1日の山田総合センターの開所に伴い、サブセンター山田を同総合センターへ移転した。また、5年4月1日から、民間の活力を用いた運營業務委託のモデル事業として、サブセンター香川の運営を、社会福祉法人はつき会へ委託した。これにより、直営6か所（地域包括支援センター1か所、サブセンター5か所）、委託運営1か所（地域包括支援センター）となった。

(1) 地域包括支援センターの設置

ア 直営（運営者：高松市）

名称	住所	窓口 (老人介護支援センター)	担当地域
地域包括支援センター	桜町一丁目9番12号	さぬき、あかね	日新・二番丁・亀阜・四番丁
		玉藻荘、はなぞの園、高松市社会福祉協議会	新塩屋町・築地・花園・松島・栗林・女木・男木
サブセンター 仏生山	仏生山町甲218番地1	法寿苑、さくら荘	木太
		西春日、おりいぶ荘	鶴尾・太田・太田南
		一宮の里	一宮
		さくら荘	林
サブセンター 山田	川島本町191番地10	竜雲舜虹苑、なでしこ香川	三谷・仏生山・多肥
		弘恩苑	前田・川添
サブセンター 勝賀	香西南町476番地1	すみれ荘	川島・十河
		高松さんさん荘	西植田・東植田
サブセンター 牟礼	牟礼町牟礼302番地1	ヨハネの里、大寿苑、ハピネス	香西・弦打・鬼無・下笠居
		香色苑	古高松
サブセンター 国分寺	国分寺町新居1298番地	逅里苑	屋島
		守里苑	牟礼
		あじの里	庵治
		岡本荘、大寿苑	川岡・円座・檀紙
		高松市社会福祉協議会国分寺	国分寺

イ 委託（運営者：社会福祉法人はつき会）

高松市地域包括支援センター 香川	香川町川東上1865番地13	高松市社会福祉協議会塩江	塩江
		高松市社会福祉協議会香川	香川
		高松市社会福祉協議会香南	香南

(2) 地域包括支援センターの業務

地域の高齢者が自分らしい生活を継続できるよう支援するため、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3分野の専門職が連携し、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行っている。

また、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症ケアパスを活用した周知啓発や、認知症に関する相談、家族支援を実施するとともに、認知症サポーター養成講座を開設し、正しい理解・知識の普及を促進している。さらに、地域で認知症の人を見守り支える団体を「チームオレンジ」として登録し、その活動を支援している。平成28年10月からは、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の人やその家族を支援できる認知症地域支援推進員とともに、認知症の早期対応に取り組んでいる。

このほか、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場となる「認知症カフェ」を設置している。

令和2年6月からは、成年後見制度の利用促進に向けて、地域ネットワークの中核となる「中核機関」を高松市社会福祉協議会の権利擁護センターに設置し、成年後見制度に関する周知・啓発や相談、市民後見人の養成など権利擁護支援のための地域連携ネットワークの整備・運営等を行っている。

ア 介護予防ケアマネジメント

「要支援1」「要支援2」認定者及び事業対象者を対象としたケアマネジメント

(単位：件)

センター別	年度	元	2	3	4	5
中央		17,769	17,156	18,373	18,345	18,816
仏生山		11,649	10,934	9,595	12,502	14,226
山田		10,184	10,539	10,022	6,206	5,834
勝賀		4,052	3,742	3,890	3,743	3,867
香川		5,591	5,920	5,898	5,626	5,169
牟礼		8,618	8,532	8,521	8,064	8,087
国分寺		2,865	2,877	4,477	5,665	5,641
合計		60,728	59,700	60,776	60,151	61,640

※ 川岡・円座・檀紙地区は、令和3年10月4日から一宮から国分寺に担当替えした。

サブセンター一宮は、4年3月1日に仏生山に移転した。

林・三谷・多肥地区は、4年3月1日に山田から仏生山に担当替えした。

イ 総合相談支援

(単位：件・人)

内容		年度	元	2	3	4	5
総合相談支援	件数		23,229 (5,392)	24,024 (5,720)	23,267 (5,861)	24,577 (5,828)	26,441 (5,924)
	実人数		12,538 (3,650)	12,294 (3,852)	11,266 (3,641)	11,784 (3,615)	12,433 (3,747)

※ ()内は老人介護支援センター対応分を再掲

ウ 権利擁護

(ア) 権利擁護に関する相談

(単位：件・人)

内容		年度	元	2	3	4	5
高齢者虐待	件数		966	650	505	299	703
	実人数		65	52	62	44	43
成年後見制度	件数		1,781	2,069	1,445	1,726	1310
	実人数		351	269	349	464	443
日常生活自立支援事業	件数		111	46	39	31	23
	実人数		29	20	5	11	11

(イ) 成年後見制度申立て

(単位：件)

内容		年度	元	2	3	4	5
市長申立て			21	22	15	23	17
その他の申立て			71	67	58	93	88
合計			92	89	73	116	105

(ウ) 成年後見制度中核機関事業

(単位：件・人)

内容		年度	2	3	4	5
相談	件数		323	379	450	434
	実人数		295	363	402	403
広報・啓発	回数		52	28	37	13
	実人数		793	487	829	891

令和2年6月より高松市社会福祉協議会権利擁護センターに中核機関を設置

《主な活動内容》

- ・高松市成年後見制度利用促進協議会の開催(年2回)
- ・受任調整会議の開催
- ・高松市市民後見人養成講座の開催2年に1度
- ・高松市市民後見人候補者名簿登録者14名(令和6年3月末日現在)

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

(ア) 介護支援専門員からの相談

(単位：件・人)

内容		年度	元	2	3	4	5
		件数	642	721	586	1,696	2,388
		実人数	393	502	372	827	1,151

(イ) 関係機関からの相談

(単位：人)

内容		年度	元	2	3	4	5
		警察	実人員	309	223	447	302
行政	実人員	528	420	367	270	367	
医療機関	実人員	652	530	486	509	546	
民生委員児童委員	実人員	340	373	294	282	254	
近隣等	実人員	116	70	70	109	118	
その他	実人員	991	700	577	748	669	
合計			2,936	2,316	2,241	2,220	2,225

(ウ) 関係機関との連携

(単位：回・人)

内容		年度	元	2	3	4	5
		地区民生委員児童委員との連絡会	回数	48	36	42	14
	人数	850	601	820	180	308	
民連理事会・民連ブロック別研修会	回数	10	4	1	4	3	
地域密着型運営推進会議	回数	252	68	21	19	262	
老人介護支援センター連絡会	回数	1	1	-	1	1	
	人数	33	28	-	26	37	
居宅介護支援事業者等との情報交換会	回数	-	3	2	2	3	
	人数	-	58	43	50	37	
居宅介護支援事業者等との合同会議	回数	13	13	13	-	-	

(エ) 地域ケア会議(多職種協働によるネットワークづくり)

(単位：回)

区分			元	2	3	4	5
多 職 種 連 携	地域ケア会議	全体会議	2	1	1	1	1
	地域ケア小会議	個別会議(ケース検討)	8	17	11	14	22
		個別会議(プラン検討)	32	32	25	35	38
		個別会議(サービス調整)	1	0	0	0	0
		個別会議(適正化検証)	3	4	4	2	0
		地域課題	232	184	132	189	219

(オ) 広報・啓発等

(単位：回・人)

内容		年度					
		30	元	2	3	4	5
市政出前ふれあいトーク	回数	113	89	43	26	25	49
	人数	4,234	3,354	1,255	875	1,256	1528

オ 認知症対策

(ア) 認知症サポーター養成講座

(単位：回・人)

内容		年度				
		元	2	3	4	5
回数		109	50	58	61	86
人数		4,042	1,677	2,006	1,979	2,519

※ ()内は県実施のうち、高松市分の再掲

(イ) 認知症の人を支える家族のつどい

(単位：回・人)

内容		年度				
		元	2	3	4	5
回数		11	10	8	12	12
人数		63	47	73	127	238

※ 平成22年11月より開始

(ウ) フォローアップ講座

(単位：回・人)

内容		年度				
		元	2	3	4	5
認知症サポーター ステップアップ講座	回数	3	2	2	2	3
	人数	49	16	13	24	17
キャラバンメイト フォローアップ講座	回数	1	1	1	1	1
	人数	40	27	29	20	32

(エ) チームオレンジ

(単位：件)

内容		年度		
		3	4	5
設置数		0	1	1

※ 令和3年度より開始

(オ) 認知症初期集中支援チーム

(単位：チーム・件)

内容		年度				
		元	2	3	4	5
設置チーム数		6	5	5	6	6
チーム対応件数		13	7	7	8	16
チーム訪問延件数		84	65	40	46	85

※ 平成28年10月より開始

(カ) 認知症カフェ

(単位：箇所・回・人)

内容		年度				
		元	2	3	4	5
設置箇所数		13	16	19	14	17
実施回数		157	121	126	163	193
参加人数		1,987	1,366	1,400	1,866	2,453

※ 平成29年10月より開始。実施回数等については、補助事業対象の認知症カフェについて計上。

令和5年度 登録認知症カフェは5か所

(キ) 認知症ケア推進事業

年度	内容	
29	8月29日～9月2日	認知症フェアの開催 延160人
30	認知症ケアパスリーフレット改訂版作成・配布	10,000部
	認知症相談窓口啓発ポスター配布	1,800枚
	8月31日～9月4日	認知症フェアの開催 延278人
元	8月27日～8月31日	認知症フェアの開催 延492人
2	8月28日～9月1日	認知症フェアの開催 延169人
3	8月28日～9月1日認知症フェアの開催 パネル展示のみ ※新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い講座等中止となる —	
4	8月27日～31日	認知症フェアの開催 認知症相談窓口啓発ポスター作成・配布 延180人 1,000枚
5	8月25日～30日	認知症フェアの開催 延298人

(ク) 認知症地域支援推進員の設置

(単位：人)

年度	元	2	3	4	5
設置人数	9	9	7	8	8

《主な活動内容》

- ・平成26年度：認知症ケアパス作成検討委員会を立ち上げ、高松市版「認知症ケアパス」を作成
「香西長寿声かけ隊」の活動支援
- ・27年度：認知症フェアの開催
- ・28年度：認知症初期集中支援チームとの連携

(カ) 高齢者等緊急一時保護事業

(単位：件)

年度	元	2	3	4	5
保護件数	1	2	1	2	0

※ 令和2年3月より開始

21 児童福祉

(1) 少子化の現状

本市の総人口に占める年少人口（0～14歳）比率は、国勢調査によると、昭和40年には24.0%であったが、60年には21.9%、令和2年には12.5%と次第に低下し、一方、老年人口（65歳以上）比率は、昭和40年の6.5%が令和2年には27.6%に上昇するなど、少子・高齢化が進行している。

少子化の進行は、労働供給の減少、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など、社会経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。

このようなことから、本市においても、多くの人が、家族を持つことや、子供を生み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会の実現を目指して、行政はもとより、個人、家庭、地域社会、市民活動団体、企業・職場など、それぞれが子育て支援に対する理解と共通の認識を持って、互いに連携を図りながら取り組むことが重要となっている。

本市の人口と年齢別人口構成の推移

(単位：人・%)

区分 年次	人口総数	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
昭和40年	257,716	61,782	24.0	179,057	69.5	16,877	6.5
45年	274,367	62,670	22.8	191,566	69.8	20,131	7.3
50年	298,999	70,611	23.6	203,757	68.1	24,543	8.2
55年	316,661	74,016	23.4	212,782	67.2	29,670	9.4
60年	326,999	71,624	21.9	220,723	67.5	34,539	10.6
平成2年	329,684	61,523	18.7	226,608	68.7	40,886	12.4
7年	331,004	53,877	16.3	227,303	68.7	49,780	15.0
12年	332,865	50,107	15.1	223,684	67.2	58,609	17.6
17年	337,902	48,671	14.4	219,861	65.1	68,289	20.2
22年	419,429	57,943	13.8	255,599	60.9	93,667	22.3
27年	420,748	55,082	13.1	240,958	57.3	109,369	26.0
令和2年	417,496	52,018	12.5	233,651	56.0	115,270	27.6

※ 数値は、国勢調査による。人口総数には年齢不詳を含む。

(2) 高松市子ども・子育て条例

次代の高松を担う子供が健やかに生まれ育つ環境を整備するため、平成25年3月、子供の成長及び子育てに関する支援の在り方を定める「高松市子ども・子育て条例」を制定した。

条例の制定に当たっては、条例に盛り込むべき内容等について検討していく場として、学識経験者や公募など15人の委員で構成する「高松市子ども条例検討委員会」を設置したほか、市民を対象とした「高松市子ども条例についての意見交換会」や「子ども条例ワークショップ」を開催するなど、市民からの幅広い意見聴取に努めた。

(3) 高松市子ども・子育て支援推進計画

ア 策定の趣旨及び計画期間

少子化の進行に一向に歯止めがかからないことや、子供や子育てを取り巻く環境が一層厳しくなっていることを受けて、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を成立させ、27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートした。

本市においては、これまで、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に「高松市子ども未来計画（前期計画）」、22年3月には「高松市子ども未来計画（後期計画）」を策定し、子ども・子育て支援施策を計画的かつ効果的に実施してきた。

27年3月には、「子ども・子育て支援法」及び「高松市子ども・子育て条例」に基づき、子供を社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「高松市子ども・子育て支援推進計画（平成27年度～令和元年度）」を策定した。

令和2年3月には、社会情勢の変化や国・県の動向、本市の子育て支援の現状を踏まえ、引き続き計画的に施策を推進するため、「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（令和2年度～6年度）」を策定した。

現計画が6年度を終期としていることから、こども基本法やこども大綱、ニーズ調査結果等を踏まえ、次期「高松市子ども・子育て支援推進計画（7年度～11年度）」の、7年3月の策定を目指し、現在、その策定作業に着手している。

イ 子育て支援対策の基本的な考え方

高松市子ども・子育て条例における「子どもを社会全体で育む」という考えのもと、保護者や地域住

民など、全ての大人が子供たちに関心を持ちながら、まち全体で子育て・子育てを支援し、子供たちの生き生きとした明るい笑顔、子育ての喜びや楽しさを実感する家族の笑顔、温かく子育てを支える地域の人たちの笑顔など、たくさんの笑顔輝くまちづくり「みんなで子育て 笑顔かがやくまち たかまつ」の実現を目指す。

また、「高松市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせる環境づくり」を本市の子育て支援の基本目標として掲げ、3つの体系により、子育て支援施策・事業の効果的展開を図る。

ウ 計画の推進

市民一人一人が、子供の健やかな成長に自覚と責任を持つとともに、子供の人間形成に極めて重要な役割を果たす家族の絆を一層強める必要がある。市民参画の推進、広報・啓発活動の推進、国・県・関係団体等との連携、市民活動団体等との連携・協働、推進体制の整備を図りながら、それぞれ適切な役割分担のもと、子供の健全育成に一体となって総合的に取り組む。

推進体制として、庁内では、子供の成長及び子育ての支援に係る計画の策定、施策・事業の総合調整・協議及び推進等を全庁横断的に実施するため、16年に「高松市子ども・子育て支援推進本部会」を設置し、25年からは、市の附属機関として、学識経験者や子供及び子育て支援に関する事業に従事する者等で組織する「高松市子ども・子育て支援会議」を設置し、計画の策定や施策の推進等について、意見を取り入れている。

(4) 子どもの貧困対策推進計画

ア 策定の趣旨及び計画期間

令和元年に厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」によると、平成30年の子供の貧困率は14.0%と、過去最悪だった24年から2.8ポイント下がり、改善したものの、依然として日本の子供の7人に1人は貧困状態にあるという、非常に厳しい状況が続いている。

このような状況を踏まえ、国においては、25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立するとともに、26年8月に、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。

また、香川県においては、27年8月に「香川県子どもの貧困対策推進計画」を、28年9月には「香川県子どもの未来応援アンケート調査」を実施し、この調査結果を踏まえ、29年3月に「香川県子どもの未来応援体制整備プラン」を策定した。

このような中、本市の未来を担う子供の将来が、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、30年3月に「高松市子どもの貧困対策推進計画」を策定した。

この計画は、30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とするが、複雑・多様化している子供の貧困に係る問題に適切に対応するため、子育て支援施策全般を一体的に捉え、効果的・効率的に推進していくため、「高松市子ども・子育て支援推進計画」の次期改定時である令和7年度に両計画を統合し、それまでの間、「高松市子どもの貧困対策推進計画」の計画期間を延長する。

イ 計画の基本理念

すべての子供が、その生まれ育った環境に左右されず、家庭や地域で豊かな愛情に包まれ、夢や希望を持って健やかに成長していける社会の実現を目指す。

ウ 計画の推進

高松市子ども・子育て支援推進計画の推進と同様に、「高松市子ども・子育て支援会議」において、施策の推進等について、意見を取り入れている。

また、貧困対策の取組をより効果的なものとするために、子供の貧困対策のためのコーディネーター（子どもの未来応援コーディネーター）を活用して、地域で活動している支援団体のネットワークを構築し、一体的に貧困対策の推進に取り組んできたが、令和5年度から、新たにヤングケアラー・コーディネーターを配置することに伴い、4年度末に子供の貧困対策のためのコーディネーターは廃止した。

(5) 病児保育事業

児童が病気の「回復期」または「回復期に至らないが当面の症状の急変が認められない場合」において、集団保育の困難な期間、その児童を病院等に付設された専用スペースで一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全育成を図る事業で、平成13年度から民間の医療機関に委託して実施している。

利用者数 (単位：人)

実施機関・施設名	年度	開設日 定員	元	2	3	4	5
トビウメ小児科医院 「子どもの家」 伏石町		H13. 10. 1 4人	1,524	273	827	848	1,583
西岡医院 「レインボーキッズ」 寺井町		H14. 3. 1 8人	2,086	542	915	1,010	2,004
小林内科小児科医院 「すこやかルーム」 屋島西町		H15. 4. 1 4人	1,632	458	855	874	1,506
へいわこどもクリニック 「はとぼっぼ」 栗林町		H22. 10. 1 4人	1,357	480	909	921	1,192
しぶやこどもクリニック 「にこにこすまいる」 牟礼町		H30. 7. 1 5人	769	339	573	486	823
わき外科・内科クリニック 「わきあいあいキッズルーム仏生山」		R元. 10. 1 4人	492	402	772	946	1,633
合計			7,860	2,494	4,851	5,085	8,741

(6) こども未来ネットワーク会議

本市で子育て支援をする関係者、当事者等が協働し、子育て支援の活動内容などの情報を共有化するとともに、子育て支援に関する課題を検討し、地域における子育て支援のネットワークを推進する。

実施状況 (単位：回・人)

区分	年度	元		2		3		4		5	
		回数	延べ参加者数								
部門別	地域子育て支援拠点部門	2	57	2	52	1	23	2	41	2	39
	病児保育部門	—	—	—	—	—	—	—	—	1	12
全体会		2	53	1	39	1	16	2	60	2	86

(7) 子育て支援総合情報発信事業

妊娠期から子育て期にある家庭に役立つ情報を、効果的・積極的に発信するため、本市が実施する各種制度・事業等の各種子育て関連情報を集約・一元化し、掲載した情報誌「子育てハンドブック」などを作成している。

ア 子育てハンドブック「たかまつ らっこ」

A4版、カラー印刷100ページ程度、年間10,000部

イ 子育て支援総合情報サイト「らっこネット」

平成19年3月に開設し、子育てハンドブック「たかまつらっこ」の内容に関する情報を随時更新して

いる。

(8) 中学生と乳幼児とのふれあい事業

家庭での親子のふれあいや地域における様々な人との出会い・コミュニケーションを活性化し、児童の健全な育成及び次代の親づくりを促進するため、中学生を対象に、乳幼児や保護者と出会い・ふれあい・交流する場を提供し、生命の大切さや家庭の大切さ・役割についての学習、赤ちゃん講座等の学習及び乳幼児の安全な抱き方や遊び方などの体験学習ができる機会を設けている。

実施状況

(単位：校)

年度	元	2	3	4	5
実施校数	14	—	12	13	17

(9) 動物とのふれあい事業

高松市内には動物園が無く、子供が動物と触れ合う機会が少ないことから、民間施設等と連携を図りながら、子供が動物と触れ合う機会を創出し、命を大切にすることを育むための事業を実施する。

実施状況

年度	5
実施内容	動物ふれあいイベント ・新屋島水族館の無料開放 ・やしまーるでの移動動物園 ・たかまつミライエでの動物ふれあいイベント ・動物関連施設のパネル展等
来場者数(人)	約7,800

(10) 地域子育て支援拠点事業

おおむね3歳未満の児童とその保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で、相互に交流を行う場を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等の緩和や、子供の健やかな育ちを支援するもので、平成16年度に事業を開始している。

実施箇所数…31か所(委託29か所、直営2か所)(令和6年4月1日現在)

利用状況

(単位：人)

年度	元	2	3	4	5
延べ利用者数	122,570	80,929	72,165	89,509	110,849

(11) 利用者支援事業(地域子育て支援コーディネーター事業)

「利用者支援事業」は、子育てを「量」と「質」の両面から社会全体で支えるために、国が平成27年に創設した「子ども・子育て支援新制度」に盛り込まれた。本市では、「利用者支援事業」を「高松市地域子育て支援コーディネーター事業」と称し、新制度に先行する形で平成25年11月にスタートした。

市内を4つのエリアに分け、地域子育て支援拠点事業者のうち当事業の委託を受けた4団体が、専任のコーディネーターを配置し、保護者に必要な子育てサービスを提供するほか、保護者と適切な機関をつないでいる。

【委託4か所】

春日こども園地域子育て支援センター、ひまわりはうす とことこ、
にしおか医院地域子育て支援センター、わはは・ひろば高松

利用状況（延べ件数）

（単位：件）

区分	元	2	3	4	5
訪問	53	35	6	10	22
同行支援	-	3	7	4	8
定期訪問	-	46	44	1,423	1,536
電話	591	803	712	460	378
面接	2552	1,821	1,846	1,177	1,173
オンライン	-	19	33	8	10
合計	3,196	2,727	2,648	3,082	3,127

(12) ファミリー・サポート・センター事業

地域の中で、「子育ての援助をしたい人」と「子育ての援助をしてほしい人」が会員登録をし、会員相互間で一時的な子育てを助け合う事業で、平成19年度から事業を開始し、NPO法人たかまつ男女共同参画ネットに事業委託をして実施している。

会員数・利用件数

（単位：人・件）

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
まかせて会員	555	545	559	584	595
おねがい会員	1,860	1,827	1,801	1,826	1,898
どっちも会員	119	106	85	80	79
利用件数	10,558	7,387	7,257	8,537	9,934

(13) 子ども食堂等支援事業

核家族や共働き、独り親家庭などの増加に伴い、独りで食事をする「孤食」となる子供が増えている中、子供の孤食を防止するほか、安らげる場所を確保するため、子供達に無料または安価で温かく栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣についての支援を行う「子ども食堂」の開設や運営に係る費用の一部を平成30年度から補助している。

令和3年度は、コロナ禍における緊急支援として子ども食堂及びフードパントリーを委託事業として実施し、子供と支援を結びつける居場所づくりを促進した。

4年度から、補助対象事業に子ども食堂での学習支援及び相談支援を追加したほか、フードパントリーの継続及び子ども食堂ネットワークを委託により開始した。5年度からは、補助期間の上限を見直し、補助対象額を増額することにより、子ども食堂の継続的・安定的な活動の支援に努めている。

子ども食堂開設状況

（単位：か所）

年度	元	2	3	4	5
子ども食堂数	17	15	22	29	32

(14) 児童厚生施設管理運営事業

18歳未満の全ての子供を対象に、子供の遊びの拠点や居場所として、遊び及び生活を通して子供の心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助する。

また、子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援するとともに、地域組織活動の育成を支援し、地域の子供を健全に育成する。

児童厚生施設利用者数

(単位：人)

施設 \ 年度	元	2	3	4	5
浅野児童館	11,977	7,469	8,630	9,534	11,453
新居東児童館	6,094	3,129	2,788	3,497	3,188
国分児童館	7,719	5,881	5,068	6,696	7,705
福家児童館	8,755	4,214	3,731	4,685	5,642
新名・柏原児童館	5,832	4,111	4,134	4,259	4,309
ししまる館	7,805	4,255	4,322	3,636	4,591
合計	49,424	29,950	29,623	32,307	36,888

※ 浅野児童館は、平成24年4月1日から指定管理者制度を導入し、浅野校区コミュニティ協議会が管理運営を行っている。

※ 川東児童館は、施設の老朽化等により、令和4年3月31日をもって閉館した。

(15) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るとともに、学童保育を実施する社会福祉法人等に補助金を交付することにより、放課後児童クラブの充実を図っている。

なお、川東放課後児童クラブの運営業務については、平成20年度から令和5年度まで川東校区コミュニティ協議会に委託している。

令和6年4月1日から、公設の放課後児童クラブ（川東校区放課後児童クラブ含む）の運営の一部を民間委託している。

ア 対象学年 小学校1～6年生

イ 開設教室数 公設クラブ 107 教室 民間クラブ 36 教室（令和6年5月1日現在）

ウ 入会児童数 公設クラブ 4,004 人 民間クラブ 1,297 人（令和6年5月1日現在）

エ 開設時間 小学校の授業日 放課後から午後6時30分まで

土曜日・長期休業日 午前8時から午後6時30分まで

延長利用 午後6時30分から午後7時まで（特別な事情がある場合）

オ 利用料 8月以外 月～金曜日 月額5,000円 月～土曜日 月額7,000円

8月 月～金曜日 月額9,000円 月～土曜日 月額11,000円

延長利用 1回100円

(16) 放課後子ども教室事業

子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的として、放課後や週末に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て実施している。

ア 放課後子ども教室実施状況

項目 \ 年度	元	2	3	4	5
開設校区数（校区）	34	34	34	34	33
実施回数（回）	1,602	1,062	594	1,353	1,362
登録人数（人）	3,040	2,053	1,881	1,995	2,569
参加人数（人）	39,808	19,338	9,235	22,997	29,689

イ 放課後子ども教室コーディネーター・サポーターの育成

放課後子ども教室の運営に必要な知識や技能を取得するための「子どもの居場所づくり指導者養成講座」を開催し、教室の運営を支援するコーディネーター・サポーターとなる人材を育成してい

る。

(17) その他

ア こどもまんなか応援サポーター宣言

令和5年11月、本市は、こども家庭庁が掲げる、こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという、「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む「こどもまんなか応援サポーター」として活動することを宣言した。

イ 讃岐おもちゃ美術館との子育て支援に関する連携協定の締結

(目的)

未来を担う全ての子供が健やかに育つよう、子供を生み、育てやすい環境づくりを推進することを目的とする。

(連携・協定事項)

- ・子育て世帯の交流の促進に関すること。
- ・子供の木育と伝統工芸に触れる機会の促進に関すること。
- ・こども未来館との連携に関すること。
- ・その他、子供・子育て支援に関すること。

(主な取組内容)

- ・3歳の誕生日までに一度、おもちゃ美術館へ無料招待
- ・魅力のあるイベントの開催等

(協定締結日)

令和6年3月27日

(18) 子育て相談

ア 相談員 1人

イ 子育て相談の状況

(単位：件)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
生活・習慣等	109	147	71	55	64
知能・言語	3	4	12	2	1
社会性	1	1	17	8	1
乳児	18	24	16	18	13
心身障害	2	0	7	9	21
虐待	0	0	4	7	6
その他	28	15	29	44	57
合計	161	191	156	143	163

(19) 児童家庭相談

ア 子ども家庭支援員及び家庭相談員 計8人 (令和5年4月1日現在)

イ 処理種別処理件数

(単位:件)

区分	年度	元	2	3	4	5
児童福祉法第22条、第23条の報告または通知		0	0	0	0	0
児童相談所へ送致または通知等		0	0	0	0	0
児童相談所の委嘱による調査の完了		0	0	0	0	0
他の機関にあっせん、紹介		10	1	4	5	17
相談、助言、その他		1,306	1,433	1,540	1,481	1,264
合計		1,316	1,434	1,544	1,486	1,281

※ 件数は、実件数

ウ 受付経路別処理件数

(単位:件)

区分	年度	元	2	3	4	5
都道府県・ 指定都市・ 中核市	児童相談所(うち事案送致)	216(60)	182(35)	248(101)	172(51)	147(17)
	福祉事務所	4	3	3	20	20
	保健センター	2	1	0	2	2
	その他	0	2	9	11	4
市町村	福祉事務所	120	146	141	158	144
	保健センター	143	195	270	209	221
	その他	29	30	8	15	27
児童福祉施 設・ 指定発達支 援医療機関	保育所	112	119	92	83	57
	児童福祉施設	5	3	1	3	2
	指定発達医療機関	3	4	4	2	9
認定こども園		33	37	21	56	33
警察等		16	23	13	2	14
保健所及び 医療機関	保健所	1	0	0	4	1
	医療機関	17	20	23	20	14
学校等	幼稚園	15	10	14	20	19
	学校	154	171	233	228	198
	教育委員会等	31	26	32	25	16
里親		0	0	2	1	1
児童委員		1	4	2	1	0
家族・親戚		339	357	326	363	245
近隣・知人		45	69	52	42	48
児童本人		6	4	2	0	2
その他		24	28	48	49	57
合計		1,316	1,434	1,544	1,486	1,281

※ 件数は、実件数

エ 児童家庭相談の状況

(単位：件)

年度		元	2	3	4	5
区分						
育成	性格・行動	17	14	10	9	4
	不登校・適性	31	23	24	11	10
	育児・しつけ	154	205	140	162	187
非行		3	2	5	4	0
養護	虐待	363	290	342	259	228
	その他	537	701	845	842	634
保健		1	0	0	3	0
障害		26	30	32	20	15
その他		184	169	146	176	203
合計		1,316	1,434	1,544	1,486	1,281

(20) 児童虐待防止に関する事業

児童虐待の予防及び早期発見と、虐待を受けた児童の保護及び自立支援に必要な体制の整備を図る。

平成21年度に、係名称を「こども安全係」から「こども女性相談係」に改称し、22年度からは、保健師を1人加配し、「こども女性相談室」として課内室体制に移行した。また、香川県子ども女性相談センターへ職員1人を派遣し人事交流を図るなど、児童虐待の初期対応において、より専門性が高く、迅速かつ適切な対応を図ることができるよう体制の強化に取り組んでいる。

30年度に、こども女性相談室をこども女性相談課に昇格するとともに、課内に子ども家庭総合支援拠点を整備した。

令和6年度に、こども女性相談課内に設置されていた「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」と、健康づくり推進課に設置されていた「子育て世代包括支援センター(母子保健)」の設立の意義や機能は維持した上で一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」をこども女性相談課内に設置し、相談支援体制の強化を図っている。

ア 児童虐待に関する相談

(単位：件)

年度		元	2	3	4	5
区分						
相談延件数		4,723	4,797	5,491	4,275	3,858

イ 高松市児童対策協議会の設置

虐待を受けている児童など、要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、情報交換を行い、支援の内容に関して協議を行うことを目的に、平成17年4月28日に高松市児童対策協議会を設置した。

活動実績

(単位：回)

年度		元	2	3	4	5
区分						
代表者会議		1	1	1	1	1
実務者会議		14	11	10	15	13
個別ケース検討会議		191	221	201	157	131

ウ 主たる虐待者別受付処理件数

(単位：件)

年度		元	2	3	4	5
区分						
実父		104	91	113	102	86
養・継父		23	8	12	26	13
実母		226	189	212	120	116
養・継母		0	1	1	0	1
その他		10	1	4	11	12
合計		363	290	342	259	228

エ 被虐待児の年齢別・種類別受付処理件数

(5年度 単位：件)

区分		種類	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
3歳未満			13	0	32	8	53
3歳～学齢前			42	0	14	8	64
小学生			40	0	25	23	88
中学生			6	0	10	4	20
高校生・その他			0	0	2	1	3
合計			101	0	83	44	228
再掲	男		68	0	43	21	132
	女		33	0	40	23	96

(21) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭や特定妊婦に対し、保健師・助産師・保育士等の資格を持つ養育支援訪問員等がその居宅を訪問するなどし、養育に関する指導、助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保し、家庭での安定した児童の養育と児童虐待防止を図る。

令和2年度から、家事・育児支援について、特定非営利活動法人に委託し事業の拡充を図った。

なお、児童福祉法の改正により、6年度から、委託事業分は、子育て世帯訪問支援事業として実施している。

支援実績

区分	年度	元	2	3	4	5
訪問等家庭数 (家庭)		60	104	86	76	56
訪問実施延回数 (回)		236	483	440	337	245
従事延人数 (人)		339	287	581	446	273

(22) 助産施設

設置状況 (委託料には審査手数料は含まない。)

施設名 高松市立みんなの病院

契約ベッド数 20床

区分	年度	元	2	3	4	5
(人) 階層別入所者数	A	21	16	8	8	9
	B	9	8	4	9	13
	C	0	0	0	0	0
	D	0	0	0	0	0
	合計	30	24	12	17	22
委託料 (円)		13,363,744	13,064,110	4,729,480	8,556,950	9,556,706

(23) 子育て短期支援事業

平成7年9月1日から、家庭で養育が一時的に困難になった児童や、保護を必要とする母子などを一定期間、養育・保護するため、短期入所生活援助事業・夜間養護事業を実施している。

年度 区分		元		2		3		4		5	
		実人数 (人)	延日数 (人日)	実人数 (人)	実人数 (人)	延日数 (人日)	延日数 (人日)	実人数 (人)	延日数 (人日)	実人数 (人)	延日数 (人日)
短期入 所生活 援助 事業	2歳未満	1	2	2	12	5	60	0	0	1	4
	2歳以上	11	87	6	24	14	118	17	204	22	324
	緊急受入の母	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	12	89	8	36	19	178	17	204	23	328
夜間養護事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託料 (円)		440,650		260,400		1,039,000		1,087,250		1,745,050	

(24) ヤングケアラー支援事業

責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ているヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐため、令和4年度から、関係機関への周知啓発に努めるとともに、世代別啓発リーフレットを作成し、小学4年生から高校生に個別配布したほか、5年度からは、新たに、ヤングケアラー・コーディネーターを1名配置し、対象者へは家事支援サービスを提供するなど、ヤングケアラーの社会的認知度の向上や相談支援に取り組んだ。

6年度からは、必要な受診や福祉サービスの利用手続等について、家族だけでは難しい場合に、同行して支援を行う体制を整備した。

ア 支援家庭数 41家庭 (5年度)

イ 訪問支援事業 (家事支援) 85回 (5年度)

(25) 児童扶養手当

ア 申請処理状況

(単位：人)

4年度	新規	転入	資格喪失	転出	5年度
受給資格者数	377	39	466	45	受給資格者数
4,058	416		511		3,963

※ 本人または扶養義務者の所得超過による支給停止分を含む。

イ 手当支給額

(5年度)

区分	全部支給	一部支給	加算		支給制限	合計
			2子加算	3子以降加算		
延月人数 (人)	20,977	18,018	15,713	4,688	1,038	60,434
金額 (円)	923,916,390	518,460,850	150,021,100	27,900,100	23,056,050	1,643,354,490

※ 支給制限…児童扶養手当法第13条の2または第13条の3に規定する制限

(26) 特別児童扶養手当

ア 受給資格児童数

(5年度)

障害程度	受給資格児童数 (人)	認定件数 (件)
1級障害児	378 (28)	21
2級障害児	793 (56)	141
合計	1,171 (84)	162

※ () 内は支給停止者数

イ 特別児童扶養手当受給資格者

(5年度)

受給者数(人)	993
支給停止者数(人)	82
受給資格者数(人)	1,075

(27) 児童手当

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。なお、平成22年4月分から24年3月分までは、児童手当に代わり子ども手当を支給した。

「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、児童手当の抜本的拡充を6年10月から実施することになった。

ア 対象児童

中学校修了前の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)

6年10月～高等学校卒業前の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)

イ 受給資格者

(ア) 日本国内に住所を有する者

(イ) 児童の養育者(養育者のうち、世帯の生計を維持する程度の高い者)

(ウ) 児童が入所または委託されている児童福祉施設等

ウ 支給の制限等

前年の所得が一定額以上の方については、支給しないこととされているが、当分の間の措置として、特例給付が支給され、令和4年10月支給分からは、所得上限限度額が設けられたことにより、その額を超過した方は、特例給付自体も支給されなくなっている。

6年10月からは所得制限が撤廃され、所得にかかわらず児童手当が支給される。

エ 手当の額(所得制限限度額未満の場合)

児童の年齢	手当月額
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	(第1子・第2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円
中学生	一律10,000円

※ 第何子の数え方について…18歳到達後、最初の3月31日までの児童数。

6年10月～

児童の年齢	手当月額
3歳未満	(第1子・第2子) 15,000円 (第3子以降) 30,000円
3歳以上高等学校卒業前	(第1子・第2子) 10,000円 (第3子以降) 30,000円

※ 第何子の数え方について…22歳到達後、最初の3月31日までの児童数。

オ 支給状況（特例給付は含まず、施設等受給者を含む。）

区分		年度	元	2	3	4	5
被用者	受給者数（人）		24,956	24,527	24,158	23,486	22,654
	対象児童数（人）		41,515	40,588	40,139	38,939	37,598
	支給金額（円）		5,521,495,000	5,420,260,000	5,329,645,000	5,197,980,000	5,008,755,000
非被用者	受給者数（人）		4,378	4,117	3,998	3,981	3,780
	対象児童数（人）		7,258	6,766	6,572	6,443	6,139
	支給金額（円）		975,825,000	905,455,000	859,355,000	846,555,000	810,315,000
合計（円）			6,497,320,000	6,325,715,000	6,189,000,000	6,044,535,000	5,819,070,000

(28) 児童手当特例給付（所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合）

所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の方については、特例給付が支給されている。

特例給付の支給対象者については、児童手当と同じである。

6年10月からは所得制限が撤廃され、所得にかかわらず児童手当が支給される。

ア 手当の額（平成24年6月分以降）

中学校修了前の児童（15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童）一律月額5,000円

イ 支給状況

区分		年度	元	2	3	4	5
受給者数（人）			2,639	2,598	2,631	1,393	1,360
対象児童数（人）			4,314	4,235	4,287	2,211	2,175
支給金額（円）			251,885,000	249,390,000	249,755,000	168,335,000	127,865,000

(29) 乳幼児等に対する医療費の助成

昭和46年4月1日 乳児（1歳未満児）に対し、市単独事業（現物給付方式、所得制限なし）で実施

48年4月1日 県補助制度として、乳児（1歳未満児）、償還給付方式、所得制限あり、補助率
県2分の1で開始

49年7月1日 幼児（2歳未満児）に対し、市単独事業（現物給付方式、所得制限なし）で実施

平成4年4月1日 幼児（3歳未満児）に対し、市単独事業（現物給付方式、所得制限なし）で実施

6年4月1日 県補助制度改正（3歳未満児に引上げ）

10月1日 入院時食事療養に係る標準負担額の助成を実施

8年4月1日 県補助制度改正（所得制限緩和）

11年10月1日 幼児（4歳未満児）に対し、市単独事業（現物給付方式、所得制限なし）で実施

13年4月1日 幼児（6歳未満児）に対し、市単独事業（現物給付方式、所得制限なし）で実施
県補助制度改正（6歳未満児に引上げ）

17年8月1日 入院時食事療養に係る標準負担額の助成を廃止

9月26日 合併により、塩江町については、対象年齢拡大分（小学校卒業時まで）を経過措
置として23年3月まで事業を継続

18年1月10日 合併により、庵治町については、対象年齢拡大分（中学校卒業時まで）を経過措
置として23年3月まで事業を継続

20年8月1日 幼児（6歳就学前まで）に対し、市単独事業（現物給付方式、所得制限なし）で実施

- 現物給付の地域を高松市内から香川県内に拡大（一部国保組合加入者は高松市内）
- 平成24年8月1日 小学生（6歳就学後の4月1日から12歳到達後最初の3月31日まで）に対し、入院のみ、市単独事業（償還給付方式、所得制限なし）で実施
- 26年4月1日 入院医療費の助成を中学生までに拡大
市単独事業（償還給付方式、所得制限なし）で実施
- 26年8月1日 小中学生の入院医療費の助成方法を償還給付方式から県内現物給付方式（県外は償還）に変更。併用レセプト方式を採用
給付方法が市内現物給付の一部の国保組合加入者を県内現物給付に変更
- 27年4月1日 通院医療費の助成を小学生（12歳到達後最初の3月31日）までに拡大。市単独事業（併用レセプト方式、所得制限なし）で実施。医療証名称を乳幼児医療証・小児医療証から子ども医療証に変更
- 令和2年4月1日 通院医療費の助成を中学生（15歳到達後最初の3月31日）までに拡大
市単独事業（併用レセプト方式、所得制限なし）で実施。
- 5年8月1日 医療費の助成を18歳到達後最初の3月31日までに拡大

ア 県補助事業と市単独事業の区分

県補助事業	市単独事業
<ul style="list-style-type: none"> ・子供（9歳（小学3年生）までの者） ・所得制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学4年生から18歳到達後最初の3月31日までの者（所得制限なし）

イ 医療費助成状況

（5年度）

区分	1カ月平均					年間受診件数（件）	年間助成総額（円）
	対象人員（人）	受診率（%）	1件当たり助成額（円）	1人当たり助成額（円）	1カ月平均助成額（円）		
乳幼児（入通院）	19,909	212.35	1,791	3,803	75,709,503	507,324	908,514,046
小学生（入通院）	20,383	149.07	2,217	3,304	67,354,446	364,626	808,253,354
中学生（入通院）	10,498	106.38	2,513	2,674	28,066,977	134,011	336,803,724
18歳の年度末まで	8,910	104.23	2,660	1,386	12,351,349	55,717	148,216,184
合計	-	-	-	-	183,482,275	1,061,678	2,201,787,308

※ただし、区分18歳の年度末までは、令和5年8月1日診療分からの医療費助成状況を記載とする。

ウ 受給要件

高松市に住所を有し、医療保険各法の規定により、医療の給付を受けることができる乳幼児等（生活保護法の適用を受けている者は除く。）に対し、自己負担分を助成している。

受給対象者	所得制限	資格取得日	医療証の名称	給付方法
6歳就学前までの乳幼児	なし	資格要件を満たした日	子ども医療証（乳幼児）	現物給付 〔ただし、県外の病院等で受診した場合は償還給付（接骨院は市外償還給付）〕
小学1年生から18歳年度末まで	なし	資格要件を満たした日 15歳から18歳については、令和5年8月診療分から	子ども医療証	現物給付 〔ただし、県外の病院等で受診した場合は償還給付（接骨院は市外償還給付）〕

(30) 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（独り親世帯分）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少に加え、食費等の物価高騰等による支出の増加の影響を勘案し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、緊急支援策として低所得の独り親子育て世帯に対し給付金を支給した。

当事業については、国の単年度事業のため、令和4年度をもって終了した。

ア 給付額

対象児童1人当たり5万円

イ 対象児童

平成16年4月2日（障害児は14年4月2日）から令和5年2月28日までに生まれた児童

ウ 給付対象者

(ア) 令和4年4月分の児童扶養手当の支給される方（児扶受給者）

(イ) 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（年金受給者）

(ウ) 令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（家計急変者）

エ 支給状況

（4年度）

		受給者数（人）		対象児童数（%）	金額（円）
			構成率（%）		
積極支給	児扶受給者	3,379	95.6	5,132	256,600,000
	申請支給	年金受給者	23	0.6	32
	家計急変者	134	3.8	213	10,650,000
計		3,536	100.0	5,377	268,850,000

(31) 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（独り親世帯以外分）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少及び、食費等の物価高騰等の影響により損害を受けた低所得の子育て世帯（独り親世帯を除く。）を見舞う観点から、緊急支援策として低所得の子育て世帯（独り親世帯を除く。）に対し給付金を支給した。

当事業については、国の単年度事業のため、令和4年度をもって終了した。

ア 給付額

対象児童1人当たり5万円

イ 対象児童

平成16年4月2日（障害児は14年4月2日）から令和5年2月28日までに生まれた児童

ウ 給付対象者

(ア) 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和4年度住民税（均等割）が非課税である方（4年5月分から5年3月分の児童手当または特別児童扶養手当を新たに受給し始めた場合も含む。）（積極支給）

(イ) 対象児童の養育者であって、令和4年度住民税（均等割）が非課税であり、(ア)に該当しない方（申請支給）

(ウ) 対象児童の養育者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年1月1日以降の収入が、住民税（均等割）が非課税である方と同様の事情にあると認められる方

(家計急変者)

エ 支給状況

(4年度)

		受給者数 (人)		対象児童数 (人)	金額 (円)
			構成率 (%)		
積極支給	児手・特児	2,174	94.0	3,970	198,500,000
申請支給	公務員・高校生等	97	4.2	122	6,100,000
	家計急変者	43	1.8	80	4,000,000
計		2,314	100.0	4,172	208,600,000

(32) 香川県子育て世帯生活支援特別給付金 (独り親世帯分)

コロナ禍における原油価格・物価高騰で厳しい状況にある低所得の子育て世帯を支援する観点から、低所得の子育て世帯 (独り世帯) に対し給付金を支給した。

当事業については、県の単年度事業のため、令和4年度をもって終了した。

ア 給付額

対象児童1人当たり2万5千円

イ 対象児童

平成16年4月2日 (障害児は14年4月2日) から令和5年1月31日までに生まれた児童

ウ 給付対象者

(ア) 令和4年10月分の児童扶養手当の支給される方 (児扶受給者)

(イ) 公的年金等を受給していることにより、令和4年10月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 (年金受給者)

(ウ) 令和4年10月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 (家計急変者)

エ 支給状況

(4年度)

		受給者数 (人)		対象児童数 (人)	金額 (円)
			構成率 (%)		
積極支給	児扶受給者	3,492	96.9	5,331	133,275,000
申請支給	年金受給者	20	0.6	27	675,000
	家計急変者	92	2.5	146	3,650,000
計		3,604	100.0	5,504	137,600,000

(33) 香川県子育て世帯生活支援特別給付金 (独り親世帯以外分)

コロナ禍における原油価格・物価高騰等で厳しい状況にある低所得の子育て世帯を支援する観点から、低所得の子育て世帯 (独り親世帯を除く。) に対し給付金を支給した。

当事業については、県の単年度事業のため、令和4年度をもって終了した。

ア 給付額

対象児童1人当たり2万5千円

イ 対象児童

平成16年4月2日 (障害児は14年10月2日) から令和5年1月31日までに生まれた児童

ウ 給付対象者

- (ア) 令和4年10月分から5年2月分までの児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、4年度住民税（均等割）が非課税である方（積極支給）
- (イ) 令和4年9月30日以降に香川県内に住所を有していたことがあり、対象児童の養育者であって、4年度住民税（均等割）が非課税であり、(ア)に該当しない方（申請支給）
- (ウ) 対象児童の養育者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年1月1日以降の収入が、住民税（均等割）が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者）

エ 支給状況

（4年度）

		受給者数（人）		対象児童数 （人）	金額（円）
			構成率（%）		
積極支給	児手・特児	1,944	94.1	3,696	92,400,000
	申請支給	公務員・高校生等	88	4.3	113
	家計急変者	33	1.6	65	1,625,000
計		2,065	100.0	3,874	96,850,000

(34) 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（独り親世帯分）

食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化する中で影響を特に受けて損害を受けた低所得の独り親世帯を見舞う観点から、緊急支援策として低所得の独り親子育て世帯に対し給付金を支給した。

ア 給付額

対象児童1人当たり5万円

イ 給付対象者

- (ア) 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている者（児扶受給者）
- (イ) 公的年金等を受給していることにより、5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（年金受給者）
- (ウ) 5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者（家計急変者）

ウ 対象児童

- (ア) 令和5年3月分の児童扶養手当の対象児童
- (イ) 18歳到達後最初の3月31日が5年3月31日以降である児童または5年3月時点において障害の状態にある20歳未満の児童
- (ウ) 18歳到達後最初の3月31日が6年3月31日以降である児童または申請時点において障害の状態にある20歳未満の者

エ 支給状況

（5年度）

		受給者数（人）		対象児童数（%）	金額（円）
			構成率（%）		
積極支給	児扶受給者	3,482	94.0	5,363	268,150,000
	申請支給	年金受給者	28	0.7	42
	家計急変者	195	5.3	304	15,200,000
計		3,705	100.0	5,709	285,450,000

③⑤ 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化する中で影響を特に受けて損害を被った低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、緊急支援策として低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）に対し給付金を支給した。

ア 給付額

対象児童1人当たり5万円

イ 給付対象者

- (ア) 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）を支給されている者（積極支給）
- (イ) 平成17年4月2日から令和6年2月29日生まれの児童、または平成15年4月2日から令和6年2月29日生まれの特別児童扶養手当対象児童の養育者であって、所得要件のいずれかを満たす者（申請支給）

【所得要件】

- ・ 令和5年度住民税均等割非課税者
- ・ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税相当の収入となっている者

ウ 対象児童

- (ア) 平成16年4月2日（特別児童扶養手当対象児童の場合は、平成14年4月2日）から令和6年2月29日までの間に出生した児童（積極支給）
- (イ) 平成17年4月2日から令和6年2月29日生まれの児童、または平成5年4月2日から令和6年2月29日生まれの特別児童扶養手当対象児童（申請支給）

エ 支給状況

（5年度）

		受給者数（人）		対象児童数（人）	金額（円）
			構成率（%）		
積極支給	児手・特児	2,082	75.5	3,888	194,400,000
申請支給	非課税	635	23.0	1,084	54,200,000
	家計急変	41	1.5	81	4,050,000
計		2,758	100.0	5,053	252,650,000

22 母子福祉等

(1) 母子生活支援施設

母子生活支援施設（高松市屋島ファミリーホーム）は、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合に、これらの者の保護及び生活支援を目的として入所する児童福祉法に基づく施設で、要保護児童の健全育成を図るとともに、母子家庭の自立に向けた支援を行っている。なお、平成20年4月1日より指定管理者制度を導入し、社会福祉法人未知の会が管理運営を行っている。

ア 高松市屋島ファミリーホームの概要

- (ア) 所在地 高松市高松町75番地15
- (イ) 定員 19世帯
- (ウ) 現員 4世帯（令和6年3月1日現在）
- (エ) 職員 施設長、母子支援員、少年指導員兼事務員、調理員等、嘱託医

(オ) 面積 敷地 1,738.39㎡ 延床 1,030.45㎡

(カ) 構造 鉄筋コンクリート造 3階建

(2) 母子・父子相談等

ア 相談員（母子・父子自立支援員） 3名

イ 母子相談等の状況

区分 年度	生活援護相談		生活一般相談		児童相談		その他		合計	
	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)
元	640	50.6	489	38.7	133	10.5	2	0.2	1,264	100.0
2	577	54.1	352	33.0	137	12.9	0	0.0	1,066	100.0
3	613	63.9	229	23.9	116	12.1	1	0.1	959	100.0
4	423	52.5	292	36.3	90	11.2	0	0.0	805	100.0
5	570	60.6	270	28.7	100	10.6	1	0.1	941	100.0

ウ ひとり親家庭等日曜出張相談

月1回、日曜日に市民サービスセンター相談室でひとり親家庭等を対象とした相談窓口を開設し、就労等の理由から平日相談が困難なひとり親家庭等に対する情報提供や就労相談を行う。

(3) 母子福祉資金等貸付事業

母子家庭の母・父子家庭の父、寡婦等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、その扶養している児童の福祉を増進するための各種資金の貸付けを行う。

ア 母子福祉資金貸付状況

内容 区分	3			4			5		
	件数 (件)		金額 (千円)	件数 (件)		金額 (千円)	件数 (件)		金額 (千円)
	新規	継続		新規	継続		新規	継続	
修学	1	22	17,214	0	22	16,923	0	14	12,156
修業	0	1	408	0	1	816	0	0	0
生活	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度	1	0	314	0	0	0	0	0	0
合計	2	23	17,936	0	23	17,739	0	14	12,156

イ 父子福祉資金貸付状況

内容 区分	3			4			5		
	件数 (件)		金額 (千円)	件数 (件)		金額 (千円)	件数 (件)		金額 (千円)
	新規	継続		新規	継続		新規	継続	
修学	0	1	474	1	1	858	0	2	564
就学支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	474	1	1	858	0	2	564

ウ 寡婦福祉資金貸付状況

年度		3			4			5		
内容	区分	件数 (件)		金額 (千円)	件数 (件)		金額 (千円)	件数 (件)		金額 (千円)
		新規	継続		新規	継続		新規	継続	
修学		0	1	597	0	0	0	0	0	0
修業		0	1	195	0	1	390	0	0	0
就学支度		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	2	792	0	1	390	0	0	0

(4) 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発を支援することを目的に、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の60%（1万2千円以上で20万円を上限）を、また、雇用保険制度一般教育訓練給付金等受給者はその受給額等を差し引いた額を支給している。

令和5年度支給状況 9件 2,086,000円

(5) 高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父が、看護師等の資格取得のため、学校などの養成機関等で1年6月以上修業する場合に、修業期間中、「高等職業訓練促進給付金」を非課税世帯の場合は月額10万円、課税世帯の場合は月額7万5000円を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にして、就職の促進と経済的自立を図る。令和元年度から最終修業年度については、月額40,000円を加算支給している。

令和5年度支給状況

高等職業訓練促進給付金 24件 25,858,000円

修了支援給付金 8件 275,000円

(6) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及びその子供が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し修了した場合と、修了日から2年以内に高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に給付金を支給し、ひとり親家庭の親及びその子供の学び直しを支援する。

令和5年度支給件数 なし

(7) 母子自立支援プログラム策定事業

母子家庭の母または父子家庭の父の経済的自立を図るため、自立目標や支援内容を定める自立支援プログラムを作成し、他の就労支援策を有機的に活用しながら、自立・就労支援を促進し、プログラムで策定した目標を達成した後も、達成後の状況が維持できるようアフターケアを実施する。

令和5年度プログラム策定件数 28件

アフターケア件数 3件

(8) ひとり親家庭無料職業紹介事業

こども家庭課内にひとり親家庭無料職業紹介所を開設し、就職が困難であるひとり親家庭の生活の安定及び福祉の向上に寄与する。

令和5年度職業紹介件数 3件

(9) ひとり親家庭子育て支援事業

たかまつファミリー・サポート・センターの援助活動の利用料の一部を補助することにより、ひとり親の就労の支援及び育児の軽減を図る。

令和5年度登録者数 63人

支給金額 678,400円

(10) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

面会交流支援事業

NPO法人面会交流支援センター香川が実施する面会交流支援事業の利用者のうち、居住地、所得水準等要件を満たす方に、利用料の一部を補助し、離婚等により親と離れて暮らす子の健やかな育ちに欠くことのできない面会交流を支援する。

令和5年度対象数 17組

(11) ひとり親家庭等日常生活支援事業

疾病や就職活動のため一時的に生活援助が必要となったひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣し、短期間の家事・介護等サービスを提供する。

令和5年度利用登録者数 13人

利用時間数 158時間

(12) ひとり親家庭等に対する医療費の助成

昭和51年4月1日 母子家庭の母・児童、及び父子家庭の児童などに対し、県補助事業（償還給付方式、所得制限あり、補助率県5分の4）で実施

57年1月1日 給付方法を現物給付方式に変更

58年2月1日 助成対象者の拡大（老人保健法老人医療の対象者で、この者に係る老人保健法による一部負担金相当額の助成を、償還給付方式で県補助事業により実施）

平成6年10月1日 入院時食事療養に係る標準負担額の助成

9年9月1日 外来薬剤一部負担金の助成

11年7月1日 老人保健法老人医療の対象者で、この者に係る外来薬剤一部負担金の助成を廃止

17年4月1日 県補助事業の補助率が10分の7に改定

8月1日 児童の対象年齢を20歳から18歳の年度末までに引下げ

入院時食事療養に係る標準負担額の助成を廃止

18年4月1日 県補助事業の補助率が10分の6に改定

19年4月1日 県補助事業の補助率が2分の1に改定

20年8月1日 県補助事業で課税所得世帯に一部負担金導入、市単独事業で助成

23年8月1日 県補助事業で助成対象者の拡大（父子家庭の父（及び親のない子を扶養する配偶者のない祖父・兄）等を新しく対象者に追加）

名称を母子医療からひとり親家庭等医療に変更

現物給付の対象医療機関（市内）に香川大学医学部附属病院を追加

医療費の請求時効を1年から5年に延長

26年8月1日 医療費の助成方法を市内現物給付方式（市外は償還）から県内現物給付方式（県外は償還）に変更

併用レセプト方式を採用（接骨院は市内現物給付）

ア 県補助事業と市単独事業の区分

県補助事業	市単独事業
一部負担金あり	一部負担金なし

イ 医療費助成状況

(5年度)

1カ月平均					年間受診件数 (件)	年間助成総額 (円)
対象人員 (人)	受診率 (%)	1件当たり 助成額 (円)	1人当たり 助成額 (円)	1カ月平均 助成額 (円)		
8,579	137.65	3,020	4,157	35,669,209	141,717	428,030,512

ウ 受給要件

高松市に住所を有し、医療保険各法の規定により、医療の給付を受けることができる者（生活保護法の適用を受けている者は除く。）に対し、自己負担分を助成している。

受給対象者	所得制限	資格取得日	医療証の名称	給付方法
<ul style="list-style-type: none"> 18歳の年度末に達していない児童を扶養するひとり親家庭の父母及びその児童 両親のない18歳の年度末に達していない児童 両親のない18歳の年度末に達していない児童を扶養する配偶者のいない扶養義務者 配偶者が一定程度の障害の状態にある父または母及び児童 	<p>あり</p> <p>〔所得制限額表に定める限度額以下の者〕</p>	<p>申請した日の属する月の初日</p> <p>〔ただし、転入等については特例あり〕</p>	ひとり親家庭等医療証	<p>現物給付</p> <p>〔ただし、県外の病院等で受診した場合は償還給付（接骨院は市外償還給付）〕</p>

(13) 養育費確保支援事業

子供の安定した養育環境を確保するため、現に子供を養育しているひとり親家庭の親が継続して養育費を受け取れるよう、令和4年度から養育費の取決めや取得に要する費用の一部を補助する。

ア 弁護士相談

香川県弁護士会と委託契約し、弁護士会が推薦する弁護士が、無料で養育費等に係る個別相談に応じる。

令和5年度利用人数 1人 委託料 10,560円

イ 公正証書等による債務名義の取得支援

養育費の取決めのために、ひとり親等が公正証書（強制執行認諾約款付きのものに限る。）や調停による債務名義取得に要した費用の一部を補助する。（上限額3万円）

令和5年度利用人数 30人 補助額 642,653円

ウ 保証契約支援

公正証書等により養育費の取決めを行っているひとり親等が保証会社と養育費保証契約を締結する場合、その初回保証料の一部を補助する。（上限額5万円）

令和5年度利用人数 1人 補助額 50,000円

(14) ひとり親家庭を支援する民間団体への補助

令和4年度から、ひとり親家庭の心身の健全な発達に寄与する事業を支援する民間団体に対し補助金（上限額20万円）を交付する。

令和5年度補助団体数 2団体 補助額 290,956円

23 女性相談

(1) 女性相談員 3人（令和5年4月1日現在）

6年度から、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、「女性相談支援員」へ名

称変更した。

(2) 処理状況

(単位：件)

区分	年度	元	2	3	4	5
助言・指導		1,977	2,882	2,979	2,353	2,268
婦人保護施設に入所		0	0	0	0	0
就職・自営		0	1	1	3	0
結婚		0	0	0	9	2
家庭へ送還		0	0	0	0	0
福祉事務所へ移送		42	29	38	28	9
婦人相談所・婦人相談員へ移送		3	0	1	0	1
他府県の婦人相談所・婦人相談員へ移送		0	3	4	2	0
その他の関係機関・施設へ移送		31	64	45	34	34
その他		1,054	1,543	1,339	1,228	1,381
合計		3,107	4,522	4,407	3,657	3,695

24 こども未来館

「こども・ふれあい・夢体験」を基本理念に、子育て支援や科学体験等の機能を持ち、子供の居場所づくりや学校等では得られない体験活動など、子供の夢や想像力を育む事業を行う施設として、平成28年11月23日、高松市こども未来館をたかまつミライエに開館した。

(1) 開館までの経過

- 平成22年度 高松市こども未来館（仮称）整備庁内検討会、基本構想検討委員会設置
- 23年度 こども未来館（仮称）基本構想策定
- 24年度 子育て支援課こども未来館整備室設置
- 25年度 こども未来館管理運営検討懇談会設置
- 26年度 高松市こども未来館（仮称）等建設工事着工
- 27年度 高松市こども未来館開館1年前イベント開催
- 28年度 高松市こども未来館（仮称）等の施設愛称を「たかまつミライエ」に決定
高松市こども未来館（仮称）等建設工事竣工
高松市こども未来館をたかまつミライエに開館

(2) 施設の概要（たかまつミライエ）

- ア 所在地 高松市松島町一丁目15番1号
- イ 構造 鉄骨造 地上7階建
- ウ 敷地面積 3,111.78 m²
- エ 建築面積 1,425.30 m²
- オ 延床面積 6,845.70 m²
- カ 総事業費 約56億円（市民文化センター解体工事費等約6.5億円を含む。）
- キ 施設内容
 - 1階 ふれあい・夢ひろば、多目的室、体験学習コーナー、怪童中西太コーナー等
 - 2階 夢みらい図書館
 - 3階 みんなのひろば、プレイルーム、ファミリー・サポート・センター、相談室等
 - 4階 科学展示室、昆虫標本展示室、科学体験ひろば
 - 5階 プラネタリウム、平和記念館
 - 6階 男女共同参画センター

(3) 事業実績

ア 子ども・子育て支援事業

子供の成長を支え合い、子供を中心とした世代が安心して過ごせる場を提供している。

みんなのひろば・プレイルーム利用状況

(単位：人)

年度 \ 区分	乳幼児	児童	保護者	合計
元	34,675	2,777	36,419	73,871
2	18,947	767	18,801	38,515
3	19,573	1,128	18,974	39,675
4	28,291	1,705	27,728	57,724
5	42,061	3,074	43,318	88,453

イ 学習体験事業

(ア) 学習事業

a こども未来館学習

こども未来館の施設を活用した体験的な学習活動を通して、子供たちの創造力と探究心を育むことで、健やかな成長に資することを目的に、高松市内の小学4年生と高松市内の中学校や連携中枢都市圏の小学校についても受入れ可能な範囲において実施している。

参加校・参加者数

(単位：校・人)

年度	参加校			参加者数
	市内小学校	連携中枢都市圏の小学校	市内中学校	
元	48	8	5	4,861
2	1	5	0	324
3	34	8	3	3,253
4	48	10	5	4,768
5	48	12	6	4,992

b チャレンジ教室

学習を通じて仲間づくりや自主性を育て、情操豊かな子供たちの育成を目的として、市内の小学生を対象に、夏休みと春休みに開催している。

参加者数

(単位：人)

年度 \ 区分	夏休み	春休み	合計
元	240	—	240
2	63	59	122
3	72	49	121
4	66	56	122
5	123	—	123

※ 令和5年度から、春休みは年度代わりで需要が少ないため、希望者の多い夏休みに統合。

(イ) 体験事業

a 科学体験教室

子供たちにもものづくりの楽しさ・大切さを伝え、科学技術に対する興味や夢を育むことを目的に科学体験教室を開催している。

b アート体験教室

廃材等の材料を用いて、子供たちが自由な発想でものづくりを行うことにより、創造力を育むことを目的にアート体験教室を開催している。

c プラネタリウム

子供たちをはじめ、広く一般市民を対象に、投影を通して天体への興味と関心を高めるとともに、こども未来館学習等の学習教材としての活用を図っている。

体験事業参加者（観覧者）数 (単位：人)

年度 \ 区分	a 科学	b アート	c プラネタリウム
元	6,861	5,360	18,370
2	730	2,277	8,298
3	1,519	2,762	10,447
4	3,622	4,432	17,317
5	3,844	4,067	19,657

ウ こども未来館わくわく体験事業

こども未来館での様々な体験を通して、子供たちの夢を広げることを目的として、市民活動団体や大学等との連携を図るとともに、ノウハウを有する民間の運営への参画を促し、魅力ある事業を継続的に提供していけるよう取り組んでいる。

参加者数 (単位：人)

年度 \ 区分	公募プログラム等	こども未来館まつり	遊び体験プログラム	合計
元	2,327	573	1,467	4,367
2	—	175	109	284
3	307	1,065	314	1,686
4	1,590	492	2,057	4,139
5	2,024	1,134	3,203	6,361

25 教育・保育施設

質の高い幼児期の学校教育・保育や、地域の子供・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立、公布され、27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行された。26年度に策定した「高松市子ども・子育て支援推進計画」及び令和2年3月に策定した「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画」を踏まえ、公立の幼稚園・保育所は、順次、幼保連携型認定こども園への移行を目指すとともに、私立の幼稚園・保育所等についても、幼保連携型認定こども園等への移行を推奨する。

また、28年3月に策定した「高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画」に基づき、市立幼稚園・保育所について、認定こども園への移行を促進することとしている。

(1) 幼稚園等

ア 指導の基本方針

夢中になって遊び豊かな心と体を育む特色ある就学前教育の推進

- a 園・地域の実態に即応した教育課程等の編成・評価・改善
- b 心身の発達を促す援助と環境構成の工夫
- c 保こ幼・小連携教育の推進
- d 幼児の成長を支えるための家庭や地域との連携

イ 安全対策

緊急時における教職員の基本的対応、日常の安全確保、不審者への具体的対応を定めた「幼稚園危機管理マニュアル」を作成し、火災、地震、風水害、不審者等を想定した避難訓練を行うことで、幼稚園の安全確保に努めている。また、危機管理マニュアルについては、定期的に見直しを行っている（保育所においても、同様に、災害時や保育中の事故、感染症発生時の対応などについて定めた保育所・こども園安全危機管理マニュアルを作成し、保育所の安全確保に努めている。）。

ウ 地域に開かれた幼稚園づくり推進事業

幼稚園等を地域に開放し、家庭への支援や地域の未就園児への遊び場や機会の提供など、幼稚園等が地域の幼児教育のセンター的役割を果たすことによって、地域の就学前教育の向上を図る。

エ 発達障がい児等支援体制構築事業

幼稚園に入園している発達障害児のみならず、全ての幼児の健やかな成長・発達を保障するため、関係機関等と連携しながら早期からの支援を行うとともに、各幼稚園に特別支援教育加配教員を配置し、特別な支援が必要な幼児に対して支援等を行っている（保育所及び認定こども園においても発達障がい児等支援員を配置し、支援等を行っている。また、平成26年度から、公立幼稚園・公私立認定こども園・公私立保育園（所）において、専門家による巡回支援訪問及び教職員に対する専門研修を行っている。）。

オ 施設の状況

(ア) 公立幼稚園

施設状況・園児・職員数

(6.5.1現在)

園名	創立年月	園舎面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	学級数	園児数 (人)	3歳児入園数	園長 (人)			職員数 (人)		合計 (人)
							本務	会任	兼務	保育教育士		
										正規	会任	
前田	S28.8	691	1,525	3	13	6		1		3	2	6
川添	28.4	969	4,055	3	24	9	1			4	4	9
三溪	29.4	520	1,966	3	25	6	1			4	3	8
香西	3.4	958	3,454	3	27	8	1			4	3	8
一宮	26.9	804	2,144	3	15	5	1			3	2	6
多肥	27.5	620	1,702	3	40	12	1			4	3	8
川岡	27.4	481	2,017	3	8	1	1			4	2	7
円座	27.4	571	2,285	3	23	5		1		4	2	7
檀紙	26.4	566	2,203	3	30	8	1			3	2	6
弦打	25.4	546	2,353	3	13	4	1			3	2	6
鬼無	8.4	593	2,112	3	11		1			2	2	5
木太	51.4	991	2,458	3	39	13	1			3	5	9
木太北部	56.4	889	2,638	3	14	5	1			3	2	6
栗山	29.4	590	1,841	3	26	7	1			4	3	8
田井	49.4		3,725	休園 R2.4 ~								
大町	53.4	R6 田井保育所内へ移転		3	1				1	2		3
大野	26.1	642	2,815	3	26	8	1			4	2	7
国分寺北部	27.5	1,189	2,991	3	41	8	1			3	4	8
国分寺南部	27.4	1,741	5,645	3	48	20	1			4	4	9
合計	19か所	13,361	47,929	54	424	125	15	2	1	61	47	126

(イ) 公立認定こども園

(6.5.1現在)

区分 施設名	所在地	利用定員 (人)	現員 (人)	設置認可年月日	建築延床面積 (㎡)	職員数 (人)				
						園長	保育教育士		調理員	
							正規	会任	正規	会任
下笠居	生島町335	40	8	H27.4.1	1,039.88	1	12	7	2	1
はら	牟礼町原570-1	63	12	27.4.1	1,197.12	1	15	11	2	3
庵治	庵治町853-1	45	6	27.4.1	1,466.28	1	12	6	2	2
香南	香南町横井865-1	75	22	27.4.1	2,257.93	1	23	12	3	3
塩江	塩江町安原下第1号887	15	3	27.4.1	1,162.45	1	8	4	2	
川東	香川町川東上1987-4	75	11	29.4.1	2,092.40	1	17	11	2	3
屋島	屋島西町1744-1	9	6	R2.4.1	719.46	1	15	15	2	3
林	林町1405-4	90	63	R2.4.1	2,176.90	1	25	17	3	4
川島	川島東町253-4	60	31	R3.4.1	2,277.23	1	22	16	2	2
浅野	香川町浅野816-1	30	16	R3.4.1	1,731.04	1	18	11	2	2
合計	10か所	502	178		16,120.69	10	167	110	22	23

※1 職員数のうち、正規は正規職員を、会任は会計年度任用職員を示す。

※2 認定こども園における利用定員及び現員は、教育認定児に係る児童数

(ウ) 私立及び国立幼稚園

(5.5.1現在)

区分	名称	所在地	園児数	学級数
国立大学法人	香大教附属高松園舎	番町五丁目1-55	118	5
私立	高松中央高	松島町一丁目14-8	58	6
私立	ときわ	飯田町138	81	5
私立	マリア	多肥下町14-3	174	7
私立	のぞみ	屋島中町30	67	13
私立	栗林	栗林町二丁目19-4	239	12
私立	二番丁	昭和町二丁目7-1	129	5
私立	高松	亀岡町1-6	150	10
私立	屋島教会	屋島西町1392-7	60	7
私立	高松聖母	番町二丁目4-31	86	6
私立	桜町聖母	桜町一丁目8-13	115	7
私立	相愛	仏生山町甲546	190	11
私立	愛育	西ハゼ町310	31	7
私立	青空	三条町498	125	7
私立	太田百華	太田上町932	140	14
私立	光華	瓦町一丁目13-8	148	7
私立	くにとう	伏石町1611	284	10
私立	まゆみ	檀紙町1541-4	83	4
合計	18か所		2,278	143

※1 所管する香川県の調査結果公表が本書の発行後になるため、前年度分を掲載

※2 香大教附属高松園舎の園児数・学級数は、香川大学教育学部附属幼稚園（坂出市）との合計数

(二) 私立認定こども園

(6.4.1 現在)

施設名	区分	所在地	経営主体	利用定員(人)	現員(人)	認可年月日 設置	延床面積 建築 (㎡)	職員数(人)							
								園長	保育 教諭等		調理員		事務員等		
									正規	非常勤	正規	非常勤	正規	非常勤	
サンシャインこどもの森		上林町502-2	学校	15	20	H27. 4. 1	891.15	1	13	15					1
いずみこども園		国分寺町国分2408	社福	15	14	27. 4. 1	1,236.50	1	21	1					
いずみこども園分園		国分寺町新居281-1	社福			27. 4. 1	853.58								
認定こども園高松東幼稚園		春日町688	学校	203	130	29. 4. 1	3,012.74	1	32	24	2		5	5	
幼保連携型認定こども園新田幼稚園		新田町甲2630-1	学校	45	13	29. 4. 1	1,081.86	1	19	5			1		
認定こども園和光こども園		川部町1561-1	社福	15	11	29. 4. 1	659.06	1	22	4	3				
認定こども園春日こども園		春日町1287-1	社福	15	15	30. 4. 1	1,925.67	1	31	9	3			2	
認定こども園花ノ宮こども園		花ノ宮町一丁目10-22	社福	15	11	30. 4. 1	618.21	1	18	10	3		1	2	
認定こども園中野保育所		中野町27-5	社福	15	3	30. 4. 1	1,391.68	1	18	15				3	
幼保連携型認定こども園カナン保育園		仏生山町甲745-2	社福	15	12	30. 4. 1	1,324.34	1	17	2	3				
幼保連携型認定こども園すまいる		三名町591-1	社福	60	21	30. 4. 1	1,583.20	1	21	16		2	2	4	
げんき・結愛・げんきこども園		六条町604-7	社福	15	8	31. 4. 1	2,247.68	1	22	12	2		1	1	
幼保連携型カナン十河こども園		十川西町546-1	社福	15	15	31. 4. 1	741.02	1	18	5	3		1		
幼保連携型認定こども園高松和貴こども園		林町2197-1	社福	15	7	R 2. 4. 1	1,331.44	1	23	12	3	2			
みらい学園		木太町3429-3	社福	15	10	3. 3. 1	747.27	1	12	7	2	1			
認定こども園西光寺保育所		前田西町167-1	社福	15	4	3. 4. 1	809.18	1	15	3	3			2	
幼保連携型認定こども園川添こども園		下田井町52	社福	15	15	3. 4. 1	1,204.17	1	17	1	2	1			
幼保連携型円座百華こども園		円座町1478-1	社福	15	8	3. 4. 1	1,665.25	1	19	8	4	2	1		
認定こども園高松くりの木学舎		花園町三丁目4-5	社福	9	22	3. 4. 1	1,334.90	1	37	5	4				
幼保連携型勅使百華こども園		勅使町955	社福	15	5	4. 4. 1	1,629.13	1	30	6	5	1	1	1	
さんさんこども園		香川町浅野834-1	社福	10		6. 4. 1	1,247.31	1	19	7	1	3		2	
幼保連携型認定こども園あさがおこども園		上林町69	社福	9	1	6. 4. 1	1,386.93	1	24	3	1		1		
認定こども園やしま幼稚園		屋島西町2477-4	学校	120	56	S52. 3. 1	2,013.70	1	24	9			4	2	
高松聖ヤコブ幼稚園		西宝町二丁目3-14	学校	130	42	27. 4. 14	1,344.20	1	6	10			1		
認定こども園亀阜幼稚園		宮脇町一丁目2-23	学校	94	34	9. 3. 29	1,681.65	1	17	3	2	3			
らく楽寺井幼稚園		寺井町1369-4	学校	105	59	53. 2. 18	1,933.87	1	27	11			2	8	
幼稚園型認定こども園つくし幼稚園		高松町1711-7	学校	150	93	53. 2. 18	2,022.86	1	16	14		4		2	
認定こども園勅使百華幼稚園		勅使町955	学校	120	66	43. 6. 28	1,344.43	1	16	8	1	1	1	2	
メリーGランド高松園		成合町796-1	株式	20	14	H30. 4. 1	367.00	1	12	12	1	3		2	
合計		28か所		1,300	709		39,629.98	28	566	237	48	23	22	39	

※1 経営主体のうち、社福は社会福祉法人を、学校は学校法人を、株式は株式会社を示す。

※2 職員数のうち、正規は正規職員を、嘱託は非常勤職員を示す。

※3 認定こども園における利用定員及び現員は、教育認定児に係る児童数。

※4 いずみこども園の職員数は分園を含む。

(2) 保育施設

ア 保育施設の現状

家族の就労や病気などの事情により、保護者に代わって保育する、また、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割を持つ保育施設は、令和6年4月1日現在、117施設（公立36、私立81）で利用定員は11,527人である。平成27年4月に、子ども・子育て支援新制度が施行され、従来の保育所に加えて、認定こども園のさらなる普及を図る。

また、保護者の多様化する保育需要に対応し、就労形態や児童の状況に応じて延長保育、一時預かり、病児保育（体調不良児対応型）、障害児保育等、様々な保育サービスを提供するほか、保育施設が地域の子育て家庭の中心的役割を果たせるよう、地域子育て支援拠点事業をはじめ、地域子育て推進事業等の機会を活用し、就学前の児童や子育て家庭への支援を行っている。

イ 芸術士派遣事業

従来の保育で行っている表現活動をベースとしながら、芸術士の感性や専門能力を活用して、子供たちの主体的な表現意欲を引き出し、子供の内面から沸き上がってくる、何かを表現したいという意欲を最大限かなえられるようにするため、芸術分野に高い知識を有する「芸術士」を公私立保育所等に派遣し、保育所児童等と創作活動を行っている。

<実施箇所>

(単位：件)

年度 区分	元	2	3	4	5
保育所	29	24	37	44	45
幼稚園	9	9	16	32	28
こども園	5	10	20	21	27
合計	43	43	73	97	100

ウ 私立保育施設職員研修費補助事業

私立保育施設の職員が研修するための経費として、1人当たり年額10,000円を上限に補助している。

年度 区分	元	2	3	4	5
人数(人)	997	1,010	1,014	1,027	1,106
金額(千円)	11,845	9,652	11,120	10,031	10,656

エ 施設等の現況

(ア) 公立保育所

(6.4.1現在)

区分 施設名	所在地	利用 定員 (人)	現員 (人)	設置認可 年 月 日	建 築 延 床 面 積 (㎡)	職 員 数 (人)				
						所 ・ 園 長	保 育 教 育 士		調 理 員	
							正 規	会 任	正 規	会 任
瀬戸内	瀬戸内町23-7	120	72	S23. 5. 1	898.93	1	8	11	2	1
扇町	扇町一丁目24-17	150	87	28. 6. 1	1,141.65	1	8	12	2	2
宮脇	宮脇町二丁目10-63	60	28	54. 4. 1	618.75	1	6	2	2	
松島	松島町三丁目13-6	130	98	37. 4. 1	688.76	1	11	12	2	2
福岡	福岡町三丁目31-3	70	50	44. 4. 1	577.49	1	7	3	2	
桜町	桜町一丁目3-15	190	161	49. 4. 1	1,139.40	1	11	16	2	3
田村	鹿角町937	70	39	23. 5. 1	769.14	1	7	6	2	1
鶴尾	東ハゼ町19-8	50	37	23. 5. 1	379.78	1	9	4	2	
太田	伏石町1062	150	94	26.10.16	685.42	1	11	9	2	2
木太	木太町3502	150	130	23. 5. 1	715.81	1	13	13	2	2
古高松	高松町423-1	200	126	25. 9. 1	1,170.93	1	11	13	2	4
下笠居東部	植松町44-4	50	24	27. 4. 1	351.04	1	2	3	1	1
香西	香西町57-9	210	163	27. 6.11	1,108.68	1	13	13	2	3
弦打	鶴市町359-1	150	138	27. 6. 1	711.01	1	11	12	2	2
鬼無	鬼無町佐藤41-1	150	142	23.11.30	802.20	1	12	12	2	2
三谷	三谷町1193-1	107	104	27. 4.28	571.53	1	10	10	2	1
多肥	多肥上町424	140	138	30. 6. 1	629.50	1	9	14	2	2
西植田	西植田町2350-1	60	35	27. 6. 1	573.84	1	4	4	2	
東植田	東植田町2023-1	30	21	26. 4. 1	389.04	1	2	3	2	
大野	香川町大野1063-1	200	181	27. 4. 1	2,011.80	1	15	14	2	4
川東南	香川町川内原574-56	45	13	53. 4. 1	579.02	1	2	4	1	1
国分寺北部	国分寺町新居1906-1	114	117	27. 4. 1	817.75	1	15	7	2	1
国分寺南部	国分寺町福家甲3106-1	105	100	23. 5. 1	808.86	1	8	8	2	1
牟礼	牟礼町牟礼1978-1	120	98	41. 5.21	857.70	1	9	11	2	1
田井	牟礼町牟礼100-1	80	41	50. 4. 1	738.35	1	7	3	2	
小計	25カ所	2,901	2,237		19,736.38	25	221	219	48	36

(イ) 公立認定こども園

(6.4.1現在)

区分 施設名	所在地	利用 定員 (人)	現員 (人)	設置認可 年 月 日	建 築 延 床 面 積 (㎡)	職 員 数 (人)				
						所 ・ 園 長	保 育 教 育 士		調 理 員	
							正 規	会 任	正 規	会 任
下笠居	生島町335	105	73	H27. 4. 1	1,039.88	1	12	7	2	1
はら	牟礼町原570-1	165	105	27. 4. 1	1,197.12	1	15	11	2	3
庵治	庵治町853-1	105	54	27. 4. 1	1,466.28	1	12	6	2	2
香南	香南町横井865-1	194	151	27. 4. 1	2,257.93	1	23	13	3	4
塩江	塩江町安原下第1号887	105	34	27. 4. 1	1,162.45	1	7	4	2	
川東	香川町川東上1987-4	168	113	29. 4. 1	2,092.40	1	17	11	2	3
屋島	屋島西町1744-1	135	108	R2. 4. 1	719.46	1	15	16	2	3
林	林町1405-4	209	162	R2. 4. 1	2,176.90	1	25	17	3	4
川島	川島東町253-4	169	155	R3. 4. 1	2,277.23	1	22	16	2	2
浅野	香川町浅野816-1	144	112	R3. 4. 1	1,731.04	1	19	12	2	2
小計	10カ所	1,499	1,067		16,120.69	10	167	113	22	24

(ウ) 公立地域型保育

(6.4.1 現在)

区分 施設名	所在地	利用 定員 (人)	現員 (人)	設置認可 年月日	建築延床 面積 (㎡)	職員数 (人)				
						所・ 園長	保育教育士		調理員	
							正規	会任	正規	会任
男木	男木町165	6	3	H28.5.1	72.37	1	1			
小計	1か所	6	3		72.37	1	1			
公立合計	36か所	4,406	3,307		35,929.44	36	389	332	70	60

※ 職員数のうち、正規は正規職員を、会任は会計年度任用職員を示す。

(エ) 私立保育所

(6.4.1 現在)

区分 施設名	所在地	経営 主体	利用 定員 (人)	現員 (人)	認可 設置 年月日	延床 面積 (㎡)	所・ 園長	職員数 (人)					
								保育士等		調理員		事務員等	
								正規	非常勤	正規	非常勤	正規	非常勤
こぶし今里	今里町一丁目7-2	社福	90	98	S50.5.1	853.26	1	25	7	3	1		1
敬愛	藤塚町三丁目18-2	社福	150	134	27.4.1	771.76	1	21	7	4	1		1
平安	上福岡町894-8	社福	130	127	51.4.1	954.99	1	20	3	2		1	
西春日	西春日町1407	社福	120	102	50.3.31	836.40	1	22	7	3		1	1
らく楽太田	鹿角町199-1	社福	80	70	R4.4.1	913.08	1	18	3	3	1	3	1
こぶし中央	木太町5089-9	社福	90	99	S52.4.1	849.22	1	15	9	3			2
あすなろ	屋島西町2453-6	社福	150	113	52.4.1	1,603.18	1	17	6	3	1		
高松南	寺井町453-1	社福	160	139	48.3.31	661.05	1	22		3			
高松西	檀紙町1521-4	社福	130	126	52.3.31	770.33	1	21		4			
若葉	亀田南町108-2	社福	130	92	48.10.1	1,152.31	1	10	10	2	1		3
白樺	元山町855-2	社福	120	105	53.4.1	937.44	1	16	9	1	3	2	
松福	松福町二丁目18-16	社福	100	73	54.3.31	695.50	1	10	5	2	1		
さくらんぼ	木太町1165-3	社福	60	58	54.3.31	436.00	1	9	5	1	1		
すみれ	十川東町556-1	社福	100	93	55.4.1	1,090.99	1	19		2	1		1
高松第二	(夜間)御坊町2-2	社福	30	30	H元.4.1	241.80	1	11	8	1	1		1
今里	今里町二丁目1-5	社福	130	138	16.4.1	1,223.06	1	28	7	2			
らく楽国分寺	国分寺町柏原80	社福	80	75	R4.4.1	1,019.56	1	17	1	3		1	
みのり	国分寺町福家甲1982	社福	150	142	S52.4.1	821.13	1	24	10	3	1	2	
八栗	牟礼町牟礼401	社福	70	70	53.4.1	753.73	1	16	4	2	2	1	
城東	城東町一丁目1-45	社福	100	68	H20.4.1	1,188.23	1	13	5	2	1		
こぶし花園	花園町一丁目9-32	社福	90	88	21.4.1	677.97	1	18	11	2	1		
れんげ	多肥上町2390-1	社福	90	95	23.4.1	768.47	1	15	2	2	1		
さくら伏石	伏石町2135-3	社福	90	93	24.4.1	835.77	1	15	5		4	1	
らく楽	春日町483-1	社福	110	94	24.4.1	889.80	1	7	13	2	2	2	3
初音	香西本町17-1	社福	180	144	24.4.1	1,322.26	1	18	7			1	
さくら木太	木太町5113-15	社福	99	95	29.4.1	1,458.66	1	12	2	2	2	1	
らく楽第二	松福町二丁目4-4	社福	72	55	30.4.1	777.17	1	11	5	3		2	1
らく楽第一	多肥下町1524-15	株式	80	82	31.4.1	790.22	1	16	8	2	3		1
さくら太田	太田下町3032-1	社福	96	93	31.4.1	1,186.05	1	13	2	1	3		
にこにこ	林町294-1	株式	90	150	R2.4.1	582.89	1	16	12	5	1	1	2
アイグラン保育園太田	太田下町3027-4	株式	90	75	2.5.1	630.39	1	11	1	2	1		
さくら福々	松福町一丁目229-55	社福	96	57	3.3.1	1,227.92	1	12		2	1		
小計	32か所		3,353	3,073		28,920.59	32	518	174	72	35	19	18

(オ) 私立認定こども園

(6.4.1現在)

施設名	区分	所在地	経営主体	利用定員(人)	現員(人)	認可 設置 年月日	延床面積 (㎡) 建築	職員数(人)							
								園長	保育 教諭等		調理員		事務員等		
									正規	非常勤	正規	非常勤	正規	非常勤	
サンシャインこどもの森		上林町502-2	学校	105	125	H27. 4. 1	891.15	1	13	15					1
いずみこども園		国分寺町国分2408	社福	85	55	27. 4. 1	1,236.50	1	21	1					
いずみこども園分園		国分寺町新居281-1	社福	20	6	27. 4. 1	853.58								
認定こども園高松東幼稚園		春日町688	学校	247	231	29. 4. 1	3,012.74	1	32	24	2			5	5
幼保連携型認定こども園新田幼稚園		新田町甲2630-1	学校	87	123	29. 4. 1	1,081.86	1	19	5				1	
認定こども園和光こども園		川部町1561-1	社福	100	107	29. 4. 1	659.06	1	22	4	3				
認定こども園春日こども園		春日町1287-1	社福	130	110	30. 4. 1	1,925.67	1	31	9	3				2
認定こども園花ノ宮こども園		花ノ宮町一丁目10-22	社福	110	84	30. 4. 1	618.21	1	18	10	3			1	2
認定こども園中野保育所		中野町27-5	社福	160	142	30. 4. 1	1,391.68	1	18	15					3
幼保連携型認定こども園カナン保育園		仏生山町甲745-2	社福	105	94	30. 4. 1	1,324.34	1	17	2	3				
幼保連携型認定こども園すまいる		三名町591-1	社福	130	153	30. 4. 1	1,583.20	1	21	16		2		2	4
げんき・結愛・げんきこども園		六条町604-7	社福	131	117	31. 4. 1	2,247.68	1	22	12	2			1	1
幼保連携型カナン十河こども園		十川西町546-1	社福	110	82	31. 4. 1	741.02	1	18	5	3			1	
幼保連携型認定こども園高松和真こども園		林町2197-1	社福	165	156	R 2. 4. 1	1,331.44	1	23	12	3	2			
みらい学園		木太町3429-3	社福	75	71	3. 3. 1	747.27	1	12	7	2	1			
認定こども園西光寺保育所		前田西町167-1	社福	107	76	3. 4. 1	809.18	1	15	3	3				2
幼保連携型認定こども園川添こども園		下田井町52	社福	105	74	3. 4. 1	1,204.17	1	17	1	2	1			
幼保連携型円座百華こども園		円座町1478-1	社福	250	196	3. 4. 1	1,665.25	1	19	8	4	2		1	
認定こども園高松くりの木学舎		花園町三丁目4-5	社福	96	119	3. 4. 1	1,334.90	1	37	5	4				
幼保連携型勅使百華こども園		勅使町955	社福	220	197	4. 4. 1	1,629.13	1	30	6	5	1		1	1
さんさんこども園		香川町浅野834-1	社福	120	110	6. 4. 1	1,247.31	1	19	7	1	3			2
幼保連携型認定こども園あさがおこども園		上林町69	社福	131	126	6. 4. 1	1,386.93	1	24	3	1			1	
認定こども園やしま幼稚園		屋島西町2477-4	学校	120	105	S52. 3. 1	2,013.70	1	24	9				4	2
高松聖ヤコブ幼稚園		西宝町二丁目3-14	学校	20	21	27. 4. 14	1,344.20	1	6	10				1	
認定こども園亀阜幼稚園		宮脇町一丁目2-23	学校	114	111	9. 3. 29	1,681.65	1	17	3	2	3			
らく楽寺井幼稚園		寺井町1369-4	学校	128	104	53. 2. 18	1,933.87	1	27	11				2	8
幼稚園型認定こども園つくし幼稚園		高松町1711-7	学校	110	104	53. 2. 18	2,022.86	1	16	14			4		2
認定こども園勅使百華幼稚園		勅使町955	学校	130	98	43. 6. 28	1,344.43	1	16	8	1	1	1	1	2
メリーGOランド高松園		成合町796-1	株式	35	35	H30. 4. 1	367.00	1	12	12	1	3			2
小計		28か所		3,446	3,132		39,629.98	28	566	237	48	23	22		39

(カ) 私立地域型保育

(6.4.1現在)

施設名	区分	所在地	経営主体	利用定員(人)	現員(人)	認可 設置 年月日	延床面積 建築 (㎡)	職員数(人)							
								所・園長	保育士等		調理員		事務員等		
									正規	非常勤	正規	非常勤	正規	非常勤	
栗林にこにこ保育園		栗林町二丁目3-2	社福	12	11	R4. 4. 1	76.96	1	4	5	2				
小規模保育所もも		春日町1176	NPO	11	12	H28. 4. 1	78.02	1	2	5	1	2			
らく楽多肥保育園		多肥上町1713	社福	12	13	29. 4. 1	109.08	1	5	3	1				1
ソラ小規模保育園たかまつ		木太町786-2	株式	19	14	29. 4. 1	165.62	1	3	3		2			
ニチキッズたひ西保育園		多肥下町1533-3	株式	19	19	29. 4. 1	119.00	1	7	2	1	1			
ニチキッズたひ西保育園		多肥下町1581-6	株式	19	16	29. 4. 1	119.00	1	5	2	2				
おるごーる		庵治町156-36	社福	11	6	29. 4. 1	60.89	1	1	10					
にじいろうさぎ保育園		多肥上町1622-13	NPO	9	10	30. 4. 1	43.06	1	2	5	1	1			
木太にこにこ保育園		木太町2321-1	社福	12	12	30. 4. 1	84.00	1	5	3		2			
伏石にこにこ保育園		伏石町2100-1	社福	12	12	30. 4. 1	102.29	1	4	4		1			
ニチキッズまちなわ保育園		松縄町1118-8	株式	19	16	30. 4. 1	119.00	1	4	2	1				
太田にこにこ保育園		太田下町3026-13	社福	19	19	31. 4. 1	133.00	1	7	5	1				1
林にこにこ保育園		林町252-1	社福	19	16	31. 4. 1	134.30	1	6	5	1				
みいろ		香川町浅野668-5	株式	12	12	31. 4. 1	62.93	1	6	1	1				
瓦町FLAG保育園		常磐町一丁目3-1	株式	18	14	R2. 4. 1	148.00	1	2	4			1		
らく楽寺井保育園		寺井町1364-25	学校	18	12	4. 4. 1	103.46	1	6	2	1				
スマイル保育園ないらstation		多肥上町1301-3	社福	18	22	4. 4. 1	106.12	1	2	10		1		1	2
にこにこ保育園セカンド園舎(伏)		太田下町2350-1	社福	19	19	4. 4. 1	128.63	1	7	5					
にこにこ保育園セカンド園舎(伏)		太田下町2350-1	社福	19	18	4. 4. 1	175.73	1	7	4	3	1			
小規模保育施設おひさま保育園		三条町494-1	個人	18	21	4. 4. 1	275.88	1	7	2					
保育所てふてふ		天神前-福松メディカルモール	一財	7	30	H27. 4. 1	281.09	1	8	7	1	2	1		
小計		21か所		322	324		2,626.06	21	100	89	17	14	2		4
私立合計		81か所		7,121	6,529		7,117,663	81	1,184	500	137	72	43		61

※1 経営主体のうち、社福は社会福祉法人を、学校は学校法人を、株式は株式会社を、NPOはNPO法人を、個人は個人立を、一財は一般財団法人を示す。

※2 職員数のうち、正規は正規職員を、嘱託は非常勤職員を示す。

※3 認定子ども園における利用定員及び現員は、保育認定児に係る児童数。

※4 いずみ子ども園の職員数は分園を含む。

※5 私立地域型保育における建築延床面積(㎡)は、事業部分の床面積。

オ 年齢別児童数

(6.4.1現在 単位:人)

区分	年齢	0	1	2	3	4	5	計
公立		138	522	623	660	658	706	3,307
私立		355	1,115	1,341	1,225	1,237	1,256	6,529
広域入所		6	12	4	0	1	1	24
合計		499	1,649	1,968	1,885	1,896	1,963	9,860

カ 入所人員の推移

(各年度4.1現在 単位:人)

年度	区分	公立		私立	
		利用定員	入所人員	利用定員	入所人員
2		4,305	3,715	6,675	6,196
3		4,283	3,574	7,015	6,354
4		4,283	3,542	7,132	6,529
5		4,406	3,435	7,139	6,517
6		4,406	3,307	7,121	6,529

※ 広域入所の入所人員は除く。

キ 令和5年度の利用者負担金額（保育料）

令和元年10月施行の幼児教育・保育の無償化により、3歳～5歳クラス及び、0歳～2歳クラスのうち、非課税世帯の保育料が無償となった。

ク 令和5年度の延長保育時間及び負担金

(ア) 公立	(保育標準時間)	午後6時31分～午後7時	日額300円
	(保育短時間)	午後4時31分～午後6時30分	日額100円
		午後4時31分～午後7時	日額400円
		午前7時30分～午前8時30分	無料

(イ) 私立 保育施設により延長保育時間及び負担金は異なる。

ケ 第2子以降保育料減免事業（市単独事業）

平成7年11月から、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、保育所に入所している第3子以降の児童の保育料の減免を行い、9年度からは、第3子以降の3歳未満児の保育料を免除し、減免の割合は、3歳未満児は全額減免、3歳以上児はその世帯の課税額に応じて全額または2分の1減免としていた。さらに、28年度からは、世帯の課税額にかかわらず、第3子以降の児童の保育料は無料としている。減免対象は、同一世帯に18歳未満の子供が3人以上いる場合で、保育施設等に入所している第3子以降の児童とする（国の制度では、28年度から、上の子の年齢にかかわらず、生計を一にする児童等を3人以上有する場合、世帯の課税額に応じて、第3子以降の児童は無料）。

また、同一世帯に保育施設等を同時に利用する子供が2人以上いる場合、第2子は第1子の年齢により無料または2分の1減免としている（国の制度では、令和元年10月施行の幼児教育・保育の無償化により、世帯の課税額に応じて無料もしくは2分の1減免。）。

第2子以降等減免実施状況（2号・3号認定子ども）

（6.3.31現在）

	延べ対象人員（人）	1人当たり軽減金額（円）	軽減額（円）
同時在園第2子以降	2,033	19,253	39,143,050
18歳未満第3子以降	6,141	30,829	189,323,650
合計	8,174	27,950	228,466,700

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う日割り部分は含んでいない。

コ 特別保育事業等の実施状況

(ア) 公立保育所

(6年度)

区分 施設名	乳児保育	延長保育	一時預かり事業	世代間交流事業	地域子育て 支援拠点事業	地域子育て 推進事業	在宅障がい児 ふれあい事業	保育体験事業
瀬戸内	○	○				○	○	○
扇町	○	○				○	○	
宮脇		○		○				○
松島	○	○				○	○	○
福岡	○					○	○	
桜町	○	○	○			○	○	○
田村	○							○
鶴尾	○							○
太田	○	○				○	○	○
木太	○	○				○	○	○
古高松	○	○				○	○	○
下笠居東部						○	○	
香西	○	○		○		○	○	○
弦打	○	○	○			○	○	
鬼無	○	○		○		○	○	○
三谷	○	○				○	○	○
多肥	○	○		○		○	○	
西植田						○	○	○
東植田								
大野	○	○		○		○	○	○
川東南		○		○				○
国分寺北部				○		○	○	○
国分寺南部				○				○
牟礼	○	○		○				○
田井	○			○				
小計	18	16	2	10	0	17	17	18

(イ) 公立認定こども園

(6年度)

区分 施設名	乳児保育	延長保育	一時預かり事業	世代間交流事業	地域子育て 支援拠点事業	地域子育て 推進事業	在宅障がい児 ふれあい事業	保育体験事業
下笠居	○		○			○	○	○
はら	○	○	○	○	○	○	○	○
庵治	○		○			○	○	○
香南	○	○	○			○	○	○
塩江	○	○	○	○		○	○	○
川東	○	○	○	○		○	○	○
屋島	○	○	○			○	○	○
林	○	○	○			○	○	○
川島	○	○	○	○		○	○	○
浅野	○	○	○	○		○	○	○
小計	10	8	10	5	1	10	10	10

(ウ) 公立地域型保育

(6年度)

区分 施設名	乳児保育	延長保育	一時預かり事業	世代間交流 事業	地域子育て 支援拠点事業	地域子育て 推進事業	在宅障がい児 ふれあい事業	保育体験事業
男木								
小計	0	0	0	0	0	0	0	0
公立合計	28	24	12	15	1	27	27	28

(エ) 私立保育所

(6年度)

区分 施設名	乳児保育	延長保育	一時預かり事業	地域活動事業 保育所等	地域子育て 支援拠点事業	地域子育て 推進事業	休日保育	応型 病児保育 (体調不良児対)	学童保育
こぶし今里	○	○	○	○	○				
敬愛	○	○		○		○			
平安	○	○			○				
西春日	○	○	○		○				
らく楽太田	○	○		○	○				
こぶし中央	○	○	○	○		○			○
あすなろ	○	○		○		○			
高松南	○	○		○		○			
高松西	○	○		○		○			
若葉	○	○		○		○			
白樺	○	○		○		○			
松福	○	○	○	○					
さくらんぼ		○		○		○			
すみれ	○	○		○	○				
高松第二	○	○			○		○		
今里	○	○							
らく楽国分寺	○	○		○	○				
みのり	○	○	○	○	○				
八栗	○	○	○	○	○				
城東	○	○	○	○					
こぶし花園	○	○		○					
れんげ	○	○							
さくら伏石	○	○		○			○		
らく楽	○	○		○					
初音	○	○	○						
さくら木太	○	○							
らく楽第二	○	○		○					○
保育園アルパジオ高松多肥下町園	○	○	○	○	○	○			○
さくら太田	○	○							
にこにこ	○	○	○			○			○
アイグラン保育園太田	○	○		○		○			
さくら福々	○	○							
小計	31	31	10	21	9	10	2	0	3

(オ) 私立認定こども園

(6年度)

区分 施設名	乳児保育	延長保育	一時預かり事業	地域活動事業 保育所等	支援拠点事業 地域子育て	地域子育て 推進事業	休日保育	応型 (体調不良児対 病児保育)	学童保育
サンシャインこどもの森 〔いずみこども園〕 〔いずみこども園分園〕	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○	○ ○					○
認定こども園高松東幼稚園 幼保連携型認定こども園新田幼稚園	○ ○	○ ○			○				
認定こども園和光こども園	○	○							○
認定こども園春日こども園	○	○	○	○	○				○
認定こども園花ノ宮こども園	○	○		○	○				○
認定こども園中野保育所	○	○	○		○			○	○
幼保連携型認定こども園カナン保育園	○	○	○	○	○				○
幼保連携型認定こども園すまいる	○	○		○		○			
げんき・結愛・げんきこども園	○	○		○		○		○	
幼保連携型カナン十河こども園	○	○	○	○		○			○
幼保連携型認定こども園高松和貴こども園	○	○		○					
みらい学園	○	○							
認定こども園西光寺保育所	○	○		○	○				○
幼保連携型認定こども園川添こども園	○	○		○	○				
幼保連携型円座百華こども園	○	○		○					
認定こども園高松くりの木学舎	○	○	○						
幼保連携型勅使百華こども園	○	○	○	○		○			
さんさんこども園	○	○	○	○	○				
幼保連携型認定こども園あさがおこども園	○	○	○	○					
認定こども園やしま幼稚園		○				○			
高松聖ヤコブ幼稚園									
認定こども園亀阜幼稚園		○							
らく楽寺井幼稚園	○	○							○
幼稚園型認定こども園つくし幼稚園		○		○					
認定こども園勅使百華幼稚園		○							
メリーGOランド高松園		○		○		○			
小計	22	27	9	17	8	6	0	2	9

(カ) 私立地域型保育

(6年度)

区分 施設名	乳児保育	延長保育	一時預かり事業	地域活動事業 保育所等	支援拠点事業 地域子育て	地域子育て 推進事業	休日保育	（体調不良児対 応型） 病児保育	学童保育
院内保育所てふてふ栗林にこにこ保育園	○	○	○			○			
小規模保育所ももらく楽多肥保育園	○	○	○						
ソラ小規模保育園たかまつ	○	○	○						
ニチキッズたひ東保育園	○	○	○						
ニチキッズたひ西保育園	○	○	○						
おるごーる	○	○	○						
にじいろうさぎ保育園	○	○	○	○					
木太にこにこ保育園	○	○	○			○			
伏石にこにこ保育園	○	○	○			○			
ニチキッズまつなわ西保育園	○	○	○						
太田にこにこ保育園	○	○	○			○			
林にこにこ保育園	○	○	○			○			
保育の家みいる	○	○	○	○		○			
瓦町 FLAG 保育園	○	○	○			○			
らく楽寺井保育園	○	○	○						
スマはび保育園ないろ station	○	○	○			○			
にこにこ保育教育センター附属保育園すくすく	○	○	○						○
にこにこ保育教育センター附属保育園わくわく	○	○	○						○
小規模保育施設おひさま保育園	○	○	○	○					
小計	21	20	11	3	0	7	0	0	2
私立合計	74	78	30	41	17	23	2	2	14

※1 一時預かり事業は、保護者の一時的・緊急的な傷病や入院、断続的及び短時間の勤務、育児疲れ解消などの理由により、一時的に乳幼児を受け入れる事業

※2 地域子育て支援拠点事業は、おおむね月～金曜日に1日5時間程度、保育所等を開放して、子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動や、子育て等に関する相談・援助等を行う事業

※3 地域子育て推進事業は、おおむね月1回、保育所等において子育て家庭に対する育児相談、子育てに関する情報提供及び子育てサークル等に対する支援を行う事業

※4 病児保育事業（体調不良児対応型）は、保育中に微熱を出すなど体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間、保育所の医務室等で看護師等が安静に保育する事業

サ 認可外保育施設助成事業

認可外保育施設へ入所している児童の福祉向上を図るための経費について、1人当たり昼間・夜間別の単価で助成している。平成25年度から、人件費及び研修費を助成対象として追加している。

区分	年度	元	2	3	4	5
施設数（所）		3	3	4	4	4
延対象児童数（人）		949	908	809	842	933
金額（円）		3,710,000	3,532,500	3,156,000	3,230,000	3,100,200

シ すこやか認定保育所助成事業

平成20年4月から、認可外保育施設における保育水準及び児童の処遇向上を図るため、施設開始後6か月以上が経過した認可外保育施設のうち、定員や職員配置、安全対策などの認定基準を満たした施設をすこやか認定保育所として認定し、1人当たり年齢別の単価で助成している。21年度から、昼間保育の0歳・1歳・2歳児の助成単価を増額するとともに、夜間保育の区分を設けた。

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
施設数 (所)	3	3	3	3	4
延対象児童数 (人)	1,485	1,434	1,228	1,238	1,629
金額 (円)	14,109,500	13,720,000	12,047,000	11,578,500	11,998,200

ス 認可外保育施設入所第2子等保育料助成事業

平成7年11月から、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、認可外保育施設に入所している第3子以降の児童の保育料を助成している。

28年度からは、世帯の課税額にかかわらず、認可外保育施設を利用している第3子以降の児童にも助成している。また、同一世帯に保育施設等を同時に利用する子供が2人以上いる場合、第2子以降の児童も助成の対象となる。なお、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まったことに伴い、助成対象者及び助成金の額を見直した。令和5年10月1日からは助成金の単価を拡充した。

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
延対象児童数 (人)	1,884	1,735	1,997	2,520	2,454
金額 (円)	29,080,943	24,218,407	27,548,198	26,462,244	35,577,723

セ 認可外保育施設入所児童健康診断助成事業

平成19年度から、認可外保育施設に入所している児童の安全管理と健康の保持増進のため、健康診断に要する費用を助成している。1施設50,000円上限。

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
施設数 (所)	5	5	5	5	5
金額 (円)	248,220	250,000	240,040	237,180	250,000

26 市内福祉施設

(1) 障害者支援施設・日中活動系サービス事業所 (6.4.1 現在)

サービスの種類	実施事業所数	定員数 (人)
生活介護	52	1,383
就労継続支援A型	16	264
就労継続支援B型	78	1,125
就労移行支援	8	114
療養介護	2	115
施設入所支援	7	333
宿泊型自立訓練	1	14
機能訓練	1	36
生活訓練	4	52
就労定着	5	—
自立生活援助	1	—
合計	175	3,436

(2) その他施設 (6.4.1 現在)

種別	施設名	設置者
視覚障害者情報提供施設	香川県視覚障害者福祉センター	香川県
聴覚障害者情報提供施設	香川県聴覚障害者福祉センター	香川県
身体障害者福祉センターA型	かがわ総合リハビリテーション福祉センター	香川県
身体障害者福祉センターB型	コスモス園	高松市

(3) 介護老人保健施設

(6.4.1 現在)

種別	施設名	設置者	定員(人)
介護老人保健施設	フローラ	医療法人	80
	明けの星	医療法人	100
	ハピネス	医療法人	80
	サンライズ屋島	社会福祉法人	80
	ヴィヴァン	医療法人	60
	虹の里	医療生活協同組合	51
	さつき荘	医療法人	80
	ロイヤル三好	医療法人	50
	サンフラワー	医療法人	60
	健祥会バーデン	社会福祉法人	100
	鮎の里	医療法人	80
	コリーナ	医療法人	80
	ハートフルこくぶんじ荘	医療法人	80
	香南苑	医療法人	80
	らく楽八栗の里	医療法人	60
	まゆみの里	医療法人	60
	渡の里	医療法人	60

(4) 老人福祉施設

(6.4.1現在)

種別	施設名	設置者	定員(人)
養護老人ホーム	さぬき	社会福祉法人	100
	あぜりあ園	社会福祉法人	100
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護)	シオンの丘ホーム	社会福祉法人	70
	弘恩苑	社会福祉法人	80
	さぬき	社会福祉法人	87
	岡本荘	社会福祉法人	90
	すみれ荘	社会福祉法人	90
	竜雲舜虹苑	社会福祉法人	50
	サマリヤ	社会福祉法人	80
	さくら荘	社会福祉法人	50
	さくら荘(ユニット型)	社会福祉法人	30
	はなぞの園	社会福祉法人	50
	大寿苑	社会福祉法人	80
	香色苑	社会福祉法人	50
	エデンの丘	社会福祉法人	60
	おりいぶ荘	社会福祉法人	50
	逅里苑	社会福祉法人	60
	高松さんさん荘	社会福祉法人	50
	一宮の里	社会福祉法人	50
	法寿苑	社会福祉法人	50
	なでしこ香川	社会福祉法人	50
	玉藻荘	社会福祉法人	80
	あかね	社会福祉法人	50
	桜樹苑	社会福祉法人	80
	さんさん荘	社会福祉法人	60
	アイムの杜	社会福祉法人	50
	守里苑	社会福祉法人	60
	あじの里	社会福祉法人	60
	扇寿	社会福祉法人	30
	きたまち苑	社会福祉法人	50
	ナウラテラス	社会福祉法人	30
	うたい鳥	社会福祉法人	29
	胡蝶の夢	社会福祉法人	29
	一樹	社会福祉法人	29
マイルドハート番町	社会福祉法人	29	
軽費老人ホーム (ケアハウス)	花みずき	社会福祉法人	50
	サンリッチ屋島	社会福祉法人	30
	ケアハウス弘恩	社会福祉法人	30
	ケアハウス大寿	社会福祉法人	20
	ケアハウスさぬき	社会福祉法人	30
	ケアハウス屋島	社会福祉法人	60
	ケアハウスおかもと	社会福祉法人	30
	ケアハウス竜雲	社会福祉法人	20
	ケアハウス櫛の実	社会福祉法人	50
	ケアハウス吉祥	社会福祉法人	48
	健祥会リブレ	社会福祉法人	50
	ケアハウス ラフォーレ国分寺	社会福祉法人	50
老人福祉センター	ふれあい福祉センター勝賀	高松市	

(5) 児童福祉施設

(6.4.1 現在)

種別	施設名	設置者	定員 (人)
児童養護施設	讃岐学園	社会福祉法人	50
児童自立支援施設	香川県立斯道学園	香川県	30
福祉型障害児入所施設	川部みどり園	香川県	35
福祉型児童発達支援センター	香川こだま学園	社会福祉法人	30
医療型障害児入所施設	かがわ総合リハビリテーション こども支援施設	香川県	25
医療型児童発達支援センター	かがわ総合リハビリテーション こども発達支援センター	香川県	35
児童心理治療施設	若竹学園	社会福祉法人	30
母子生活支援施設	高松市屋島ファミリーホーム	高松市	19世帯
助産施設	高松市立みんなの病院	高松市	20床

27 社会福祉施設等整備事業に対する助成制度

(1) 社会福祉施設等施設整備、設備整備助成制度 (国庫補助・国交付金事業・県補助事業)

社会福祉法人等の設置する施設等に対し、国の要綱（「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」）及び県の要綱（「香川県地域密着型サービス等整備事業費補助金交付要綱」「香川県子育て支援対策臨時特例基金事業費補助金交付要綱」「香川県子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」）に基づく事業費の一部を助成し、施設入所者等の福祉の向上を図っている。なお、社会福祉施設等の整備、事業予定者の選定等に当たっては、条例（高松市社会福祉施設整備等審査会条例）に基づく、学識経験者など外部委員7人により組織する審査会を設置し、適正かつ公正な選定等を行っている。

ア 助成状況

区分		年度	元	2	3	4	5
老人福祉施設	件数(件)		0	2	0	0	2
	金額(円)		0	174,330,000	0	0	151,980,000
児童福祉施設等	件数(件)		4	3	0	0	1
	金額(円)		393,490,000	61,966,000	0	0	183,000,000
障害者福祉施設	件数(件)		0	0	0	0	0
	金額(円)		0	0	0	0	0

イ 施設等整備状況

区分		年度	元	2	3	4	5
老人福祉施設	件数 (件)		0	2 (地域密着型特別 養護老人ホーム 創設 2)	0	0	2 (地域密着型特別 養護老人ホーム 創設 2)
児童福祉施設等		4 (放課後児童健 全育成事業創設 2) (保育所大規模修繕 1、耐震改築 1)	3 (保育所耐震改築 1) (放課後児童健全 育成事業創設 2)	0	0	1 (保育所耐震改築 1)	
障害者福祉施設			0	0	0	0	0

(2) 社会福祉法人等助成制度（市単独事業）

社会福祉法人等の設置する施設に対し、条例（高松市社会福祉法人等助成条例）及び要綱（高松市老人福祉施設整備費補助金交付要綱）に基づく事業費の一部を助成し、福祉の増進を図っている。

ア 助成状況

区分		年度		元	2	3	4	5
		件数 (件)	金額 (円)					
老人福祉施設	補助対象事業	件数 (件)	0	1	0	0	0	0
		金額 (円)	0	55,000,000	0	0	0	0
	貸付対象事業	件数 (件)	0	0	0	0	0	0
		金額 (円)	0	0	0	0	0	0
	利子補給対象事業	件数 (件)	16	14	10	5	4	
		金額 (円)	7,555,425	5,283,520	5,238,520	2,039,662	1,018,184	
児童福祉施設	補助対象事業	件数 (件)	4	0	1	0	0	0
		金額 (円)	44,328,000	0	50,000,000	0	0	0
	貸付対象事業	件数 (件)	0	0	0	0	0	0
		金額 (円)	0	0	0	0	0	0
	利子補給対象事業	件数 (件)	7	7	7	5	4	
		金額 (円)	2,016,210	1,807,138	1,598,067	1,388,996	1,242,228	
障害者福祉施設	補助対象事業	件数 (件)	0	0	0	0	0	0
		金額 (円)	0	0	0	0	0	0
	貸付対象事業	件数 (件)	0	0	0	0	0	0
		金額 (円)	0	0	0	0	0	0
	利子補給対象事業	件数 (件)	7	7	5	6	4	
		金額 (円)	863,179	723,625	421,641	433,650	355,023	

28 保健所

本市では、中核市への移行に伴い、疾病の予防、健康増進、環境衛生など、公衆衛生行政の専門的、技術的拠点として、高松市域を所管する高松市保健所を平成11年4月に開設した。

市保健所の開設に伴い、これまで本市が行ってきた母子保健、各種予防接種、健康診査などの身近な保健業務に加え、香川県（旧高松保健所）が行ってきた結核・エイズなど感染症対策、精神保健福祉相談などの業務の移管を受け、これまで県と市が分担していた事務を一元化することで、よりきめ細かな保健サービスを提供できるようになった。

11年11月から、屠畜検査に伴う検査施設については、郷東町の食肉センター施設内に食肉衛生検査所を整備し、同所において業務を行っている。

12年度以降は、毒物及び劇物の販売業の登録等に関する事務、病院の変更許可等に関する事務、薬局・薬局医薬品製造業の許可、医療用具販売業・賃貸業の届出受理等に関する事務等の移管を受けた。

13年度には、生涯を通じた市民の自発的な健康づくりを進めるため、健康づくり推進プラン「健やか高松21」を策定し、25年度まで実践的な事業展開に努めてきた。26年3月には、後続計画として「高松市健康都市推進ビジョン」を策定し、「健康都市」の実現に向けた取組を推進している。

26年7月には、WHO西太平洋地域事務局が呼びかける「健康都市連合」に加盟し、同連合の目的に賛同する都市と連携を図りながら健康都市の取組を発展させており、令和元年7月に、健康都市連合日本支部大会を本市において開催し、加盟都市との交流を深めるとともに健康づくりの機運を高めた。

保健所は、当初、保健総務課・生活衛生課・保健予防課・保健センターの4課体制で、そのうち保健総務課・生活衛生課・保健予防課の3課については、暫定保健所等で業務を行っていたが、平成13年8月からは桜町一丁目（保健センター東側）の新保健所で業務を行っている。

18年4月からは、組織機構の見直しにより、保健総務課と保健予防課を統合して保健対策課とし、同課内室として感染症対策室を、保健センター課内室として地域包括支援センターを設置した。

20年4月からは、保健センター課内室の地域包括支援センターを再編し、保健所に、課として位置付けた地域包括支援センターを設置した。

21年4月からは、保健対策課の課内室として地域医療対策室を設置した。

25年4月からは、組織機構の見直しにより、地域包括支援センターが保健所から長寿福祉部の所管となった。

令和2年4月からは、組織機構の見直しにより、保健対策課を保健予防課に名称変更し、保健センター内で行っていた予防接種業務を移管した。また、保健センターを健康づくり推進課に名称変更するとともに、保健医療政策課を新設した。これに伴い、感染症対策室及び地域医療対策室を廃止した。

5年4月からは、新型コロナウイルス感染症の変異株への対応をはじめとした、今後の新たな感染症への対策を見据え、感染症等に関する危機管理体制の充実を図るとともに、予防計画の策定など政策立案機能を強化するため、保健予防課を廃止し、感染症対策に重点を置く組織として、感染症対策課を新設した。また、より専門性の高い医療体制を推進するため、保健予防課が所管する、医療施設、医療従事者、その他医務などに関する業務を保健医療政策課に移管し、医療関係業務の一元化を図った。

(1) 保健所の主な業務

課名	事務区分	主な業務内容
保健医療政策課	地域保健医療	<ul style="list-style-type: none"> 健康都市推進ビジョンの策定 各地域保健活動センター及び庵治ほっとぴあんの管理運営 救急医療、休日当番医、病院群輪番制病院の体制確保 医師確保支援 夜間急病診療所の管理運営
	医務	<ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所等の医療関係施設の開設、変更許可 医療従事者の免許申請などの受付 医療相談 監視指導
	統計	<ul style="list-style-type: none"> 人口動態、国民生活基礎調査などの厚生労働統計調査
感染症対策課	予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児を主な対象とした予防接種、新型コロナワクチン、高齢者インフルエンザ 成人用肺炎球菌予防接種
	結核対策	<ul style="list-style-type: none"> 結核に関する相談、療養指導、健康診断、医療費助成など
	エイズ対策	<ul style="list-style-type: none"> エイズに関する相談、HIV抗体検査など
	その他感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> 感染症発生動向調査や感染症発生予防、対策など 感染症発生時の疫学調査や健康診断の実施など 肝炎ウイルス検査、風疹抗体検査など 新型コロナウイルス感染症については、5類感染症に移行するまで、積極的疫学調査等を実施
生活衛生課	薬事衛生	<ul style="list-style-type: none"> 薬局、医薬品販売業、医療機器販売業等の許可、監視指導など 薬剤師の免許申請及び登録販売者販売従事登録などの受付 毒物及び劇物の販売業の登録、監視指導など
	食品衛生	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店など食品営業許可、監視指導 食中毒の発生や拡大の防止 食品衛生に関する相談
	環境衛生	<ul style="list-style-type: none"> 理・美容所、クリーニング所の開設届の受理、立入指導 公衆浴場、旅館業、興行場などの営業許可、立入指導 温泉利用許可、立入指導など
	狂犬病予防・動物(ペット)の飼養	<ul style="list-style-type: none"> 犬の登録及び鑑札の交付・狂犬病予防注射 犬猫の殺処分ゼロに向けた動物愛護管理施策 野犬や所有者の分からない犬猫の収容など 犬猫などペットの飼養に関すること、動物取扱業の登録、監視指導
	食肉衛生検査	<ul style="list-style-type: none"> 食肉などの衛生検査、衛生指導など
	衛生上の試験・検査	<ul style="list-style-type: none"> 便などの食中毒原因菌の検査 加工食品などの衛生検査(微生物学、理化学) 水道・井戸水の水質検査、検便(細菌検査)など
	健康づくり推進課	母子保健事業
成人保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 各種がん検診、成人歯科健康診査、生活習慣病予防健康教室、若年がん患者助成事業、原爆被爆者健康診断、石綿による健康被害の救済給付など 	
精神保健事業	<ul style="list-style-type: none"> こころの健康相談、こころの健康セミナー、家族教室、デイケアなど 	
栄養改善事業	<ul style="list-style-type: none"> 食育・栄養改善業務 	
その他保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 難病対策、献血の推進、地域保健組織育成等 	

(2) 施設概要

ア 保健所の概要

- (ア) 所在地 高松市桜町一丁目10番27号
- (イ) 敷地面積 1,341.91㎡
- (ウ) 延床面積 3,396㎡
- (エ) 工期 平成11年7月14日～13年3月28日

- (オ) 開所年月日 平成13年8月6日
- (カ) 総事業費 22億8,000万円(用地費を含む。)
- (キ) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建一部塔屋
- (ク) 施設内容
 - 1階 相談室、展示コーナー、事務室など
 - 2階 事務室など
 - 3階 図書・資料室、教育研究室など
 - 4・5階 臨床検査、細菌検査、理化学検査を行う検査室
 - 駐車場 立体駐車場 30台(大型乗用車20台、ハイルーフ車10台)
 - 平面駐車場 2台(身体障害者用駐車スペース)

イ 各地域保健活動センター施設の概要

施設名	延床面積	構造	所在地
塩江地域保健活動センター	1,153.96㎡	鉄筋コンクリート造 地上3階建	塩江町安原上東99-1
庵治地域保健活動センター	1,885.05㎡	鉄筋コンクリート造 地上3階建	庵治町978
香川地域保健活動センター	2,939.62㎡	鉄筋コンクリート造 地上4階建一部塔屋付	香川町浅野1256-1
香南地域保健活動センター	712.30㎡	鉄筋コンクリート2階建	香南町横井1028
国分寺地域保健活動センター	767.47㎡	鉄筋コンクリート2階建	国分寺町新居1180-1

ウ 高松市庵治ほっとぴあんの概要

- (ア) 所在地 高松市庵治町978番地 庵治地域保健活動センターの2階の一部及び3階
- (イ) 設備 2階 健康増進器機室、3階 浴室、休憩室
- (ウ) 開館時間 健康増進器機室 午前10時から午後8時まで
浴室、娯楽室、休憩室 午後1時から午後9時まで
- (エ) 休業日 毎週月曜日(ただし、その日が休日の場合は翌日)
年末年始(12月29日～翌年の1月3日)
- (オ) 管理運営 平成30年4月1日から令和3年9月末まで指定管理者としてハウス美装工業株式会社が管理運営。3年10月1日から5年度末までは、指定管理者として株式会社オクトが管理運営。

(3) 高松市健康都市推進ビジョン

市民の健康づくりの指針として、平成14年3月に「健やか高松21」を策定し、26年3月には、後続計画となる「高松市健康都市推進ビジョン」を策定し、基本理念である「全ての市民が共に支えあい、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」を目指し、市民の健康づくりの推進に取り組んでいる。

31年3月には、今後の健康づくり対策の充実とより効果的な推進を図るため、今後取り組むべき健康課題を整理するとともに、目標項目の見直しや施策・事業の拡充を行い、中間見直し版を策定した。

令和5年度には、計画開始時から5年度までの活動や目標の達成状況などを検証し、開始時に設定された目標項目の達成度や関連する取組の最終評価を行った。

(4) 高松市健康づくり実践団体

市民の健康づくりに関する意識啓発と、健康づくりを推進するための環境整備を行うことを目的として、健康づくり活動を実践している地域、職域、団体またはグループを、「高松市健康づくり実践団体」として登録しており、ホームページ等で活動状況の周知に努めている。

登録団体数 (単位：件)

年度	元	2	3	4	5
登録件数	78	71	68	65	60

(5) 受動喫煙対策

望まない受動喫煙の防止を図るための必要な措置等について定めた「健康増進法の一部を改正する法律」の改正規定の一部が、平成31年1月24日より施行されたことに伴い、市民や市内の施設管理者などに対し、受動喫煙による健康影響に関する知識及び情報の普及啓発を行ったほか、本市が営業許可している全飲食店（約5,000店）に対し、法改正の概要について周知した。令和2年4月1日から、市内飲食店等は、原則屋内禁煙が義務付けられている。

市民の健康づくり及び受動喫煙防止を推進するため、希望する市内の事業所等に対し、禁煙・受動喫煙防止出前講座等を実施している。

(6) 健康危機管理体制の整備

平成13年3月に策定した高松市健康危機管理基本指針に基づき、感染症・食中毒及び毒物劇物中毒等の、いわゆる健康危機に対して迅速・適切な健康危機管理を実施するため、健康危機管理対策会議及び健康危機管理連絡会を設置している。

また、感染症危機に備えた平時からの計画的な体制整備、人材育成・確保及び関係機関との連携強化等の具体的方策を示すものとして、令和5年度に「高松市保健所健康危機対処計画（感染症編）」を策定した。

(7) 医務

病院、診療所、助産所等の施設に対し、医療法等に基づき、開設許可・届出の受理及び立入検査等を行った。また、医師、歯科医師、保健師、助産師等の医療従事者及び管理栄養士等の免許申請等の受付を行った。

ア 医療関係施設数 (単位：箇所 6.4.1現在)

年度	病院	診療所	歯科診療所	助産所	あんま等施術所	柔道整復施術所	歯科技工所	衛生検査所	合計
元	34	415	239	9	511	201	85	9	1,503
2	34	420	237	9	523	199	84	8	1,514
3	33	424	237	9	518	199	83	8	1,511
4	33	417	237	9	526	199	81	8	1,510
5	33	413	233	14	486	192	79	8	1,458

イ 医療機関病床数 (単位：床 各年翌年度4.1現在)

年度	病院						診療所
	精神	感染症	結核	一般	療養	計	
元	1,358	8	33	3,724	575	5,698	794
2	1,358	8	27	3,718	575	5,686	794
3	1,358	8	27	3,718	532	5,643	779
4	1,358	8	27	3,718	532	5,643	723
5	1,358	8	27	3,661	459	5,513	704

ウ 医療関係従事者数（隔年届出）（単位：人 各年 12.31 現在）

区分 年度	医 師	歯科医師	薬剤師
26	1,171	344	1,122
28	1,199	344	1,172
30	1,260	344	1,194
2	1,262	356	1,207
4	1,265	333	1,205

※ 従業地による数値

エ 令和5年度医療関係機関の届出・許可申請受理件数（単位：件）

区分	病院	診療所	歯科 診療所	助産所	あんま等 施術所	柔道整復 施術所	歯科 技工所	衛 生 検査所	医療法 人関係	合計
届出	38	322	106	6	126	42	13	3	689	1,345
許可申請	50	53	9	0	0	0	0	0	0	112
合計	88	375	115	6	126	42	13	3	689	1,457

オ 立入検査等件数（単位：件）

区分 年度	病院	診療所 (有床)	診療所 (無床)	歯科 診療所	小計	衛生検査所	その他	合計
元	34	18	46	21	119	4	0	123
2	0	0	0	0	0	4	0	4
3	33	0	5	9	47	5	0	52
4	33	1	6	6	46	4	0	50
5	33	2	17	5	57	4	0	61

カ 医療関係従事者等の免許申請件数（単位：件）

区分 年度	医 師	歯科 医師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	作 業 療 法 士	理 学 療 法 士	視 能 訓 練 士	管 理 栄 養 士	栄 養 士	調 理 師	受 胎 調 節 実 地 指 導 員	合 計
元	109	18	86	81	22	482	124	13	35	1	30	67	6	70	61	104	10	1,319
2	90	6	68	65	15	407	132	10	28	1	32	45	2	54	56	121	7	1,139
3	91	14	79	71	22	468	108	10	30	0	24	38	5	58	58	123	6	1,205
4	101	9	89	61	22	467	104	10	25	0	32	49	6	47	55	82	2	1,161
5	100	10	95	42	19	415	97	14	30	1	27	38	4	32	51	75	7	1,057

キ 医療相談

平成15年6月に医療相談窓口を開設して以来、医療内容や医療機関の職員に関すること等、医療に関する相談や苦情を受け付けている。

また、医療における安全・信頼の確保に加え、医療の質の向上を図るため、20年4月に、従来の医療相談窓口を組織・制度化し、医療安全支援センターを設置したことに伴い、医療安全支援センターの運営方針や地域における医療安全推進のための方策等を検討する医療安全推進会議を設置し、地域における患者・市民からの相談等に適切に対応している。

医療相談件数 (単位：件)

年度	元	2	3	4	5
相談件数	236	336	294	230	274

(8) 統計

統計法に基づき実施される保健統計調査等について、厚生労働省の受託事務として実施している。

主な調査としては、人口動態調査、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査、医療施設動態調査がある。

(9) 救急医療体制

ア 初期救急医療体制

休日昼間の救急医療については、高松市医師会等に委託している在宅当番医制により、体制を確保している。夜間については、平成26年9月1日に高松市医師会館1階部分に移転開設した夜間急病診療所により、急病患者的の初期医療を確保している。

また、歯科医療については、高松市歯科救急医療センターにおいて、高松市歯科医師会による平日夜間及び休日の救急歯科診療が実施され、歯科救急医療の充実が図られている。

(ア) 夜間急病診療所の概要

- a 所在地 高松市松島町一丁目16番20号（高松市医師会館1階部分に併設整備）
- b 施設規模 649.38㎡
- c 診療科目 内科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科
- d 診療時間 毎日（内科、小児科）、木曜日（耳鼻咽喉科）、土曜日（眼科）
午後7時30分から午後11時30分まで
- e スタッフ 医師、看護師、事務員
- f 主要施設 診察室、隔離診察室、処置室、観察室、レントゲン室、検査室等
- g 運営 平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しており、令和4年4月1日からは引き続き一般社団法人高松市医師会を指定管理者に指定し、管理運営業務を委託している。

(イ) 夜間急病診療所受診者数

区分 年度	小児科		内科		耳鼻咽喉科		眼科		合計	
	受診者数 (人)	構成比 (%)								
元	7,028	52.5	6,063	45.2	144	1.1	160	1.2	13,395	100.0
2	2,489	47.9	2,506	48.2	90	1.7	116	2.2	5,201	100.0
3	3,559	56.1	2,597	40.9	90	1.4	101	1.6	6,347	100.0
4	3,924	54.8	3,044	42.5	77	1.1	117	1.6	7,162	100.0
5	6,696	50.7	6,295	47.7	95	0.7	115	0.9	13,201	100.0

イ 第2次救急医療体制

在宅当番医制、夜間急病診療所等との役割分担と連携体制のもと、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、第2次救急医療体制としての病院群輪番制を平成6年4月1日から実施している。

ウ 第3次救急医療体制

昭和56年、県立中央病院内に救命救急センターが設置され、24時間体制の対応が図られている。

また、平成13年11月、香川大学医学部附属病院に県内2か所目となる救命救急センターが設置され、第3次救急医療に対応している。

エ 救急医療情報システム

香川県が、救急医療体制を有機的に機能させ、活用を図るため、平成7年9月に整備した。さらに、11年3月に広域災害に備えたインターネット型の広域災害・救急医療情報システムが整備された。

(10) 骨髄等移植ドナー支援事業

骨髄・末梢血管細胞移植の推進及びドナー登録の増加を図ることを目的として、移植のための骨髄等を提供した者及びドナーを雇用している事業所に対し、助成金を交付する事業を平成28年8月から開始した。

骨髄等移植ドナー支援に係る助成件数 (単位：件)

年度	元	2	3	4	5
ドナー	5	4	1	2	1
事業所	2	2	0	2	1

(11) 予防接種業務

ア 新型コロナワクチン接種（特例臨時接種）

これまでに経験したことがない大規模なワクチン接種を、円滑かつ迅速に実施するため、令和3年1月末に、「高松市新型コロナワクチン接種本部」を設置したほか、コールセンターを設置し、接種に関する問合せや相談に応じてきた。また、地元医師会や関係機関と連携し、令和3年度から4年度にかけて「個別接種」を中心に、「集団接種」を補完的に実施する体制を構築し、希望する全ての方が、円滑に接種を受けることができるよう努めてきた。

5年度は、5月8日から65歳以上及び5歳以上の基礎疾患がある方並びに医療従事者を対象とした春開始接種と、9月20日から全年齢を対象とした秋開始接種を医療機関で、個別接種により実施した。

イ 定期の予防接種

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、定期の予防接種を実施している。予防接種は、A類疾病ではジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻疹、風疹、日本脳炎、結核を、B類疾病ではインフルエンザを対象に行っていたが、平成25年度から子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンが定期の予防接種（A類疾病）として追加された。その後、子宮頸がん予防ワクチンについて、接種後に副反応が発生したことから、25年6月には積極的な勧奨を差し控えるよう勧告されたが、最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたため、令和4年4月より積極的な勧奨を再開することとなり、併せて、HPVワクチンの接種が完了していない方を対象にHPVワクチンのキャッチアップ接種を開始した。

平成26年10月1日からは、水痘ワクチンが定期の予防接種（A類疾病）に、また、成人用肺炎球菌がB類疾病としてそれぞれ追加された。

28年10月1日からは、B型肝炎ワクチンが定期の予防接種（A類疾病）に追加された。

31年4月1日からは、風疹ワクチンの定期の予防接種の対象者に、昭和37年4月2日から54年4月1日までの間に生まれた男性で、風疹に係る抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体がないことが判明した者が追加された（令和4年3月31日までの時限措置であったが、7年3月31日まで延長になった）。

2年10月1日からは、ロタウイルス感染症が定期の予防接種（A類疾病）に追加された。

6年10月1日からは、新型コロナワクチンが定期の予防接種（B類疾病）に追加される。

定期の予防接種は、市内の予防接種実施医療機関での個別接種で実施するとともに、被接種者の利便

を考慮して、居住地以外でも定期的予防接種が受けられる香川県広域予防接種を実施するなど実施体制の強化と予診の充実に努めている。

新型コロナウイルスワクチン接種状況

年度	5					
区分	全体			うち、高齢者（65歳以上）		
	A	B	B/A	a	b	b/a
	人口(人)	接種回数(回)	接種率(%)	人口(人)	接種回数(回)	接種率(%)
春開始接種 (5/8～9/19)	424,414	76,865	18.11	119,889	63,686	53.12
秋開始接種 (9/20～3/31)	422,333	83,627	19.80	119,779	60,213	50.27

その他の予防接種状況

年度 種別	区分	3			4			5		
		対象者 延人員 (人)	接種者 延人員 (人)	接種率 (%)	対象者 延人員 (人)	接種者 延人員 (人)	接種率 (%)	対象者 延人員 (人)	接種者 延人員 (人)	接種率 (%)
	ヒブ	12,477	12,120	97.1	11,706	11,648	99.5	11,100	10,998	99.1
	小児用肺炎球菌	12,477	12,125	97.2	11,706	11,649	99.5	11,100	11,007	99.2
	ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ	12,477	12,225	98.0	11,706	11,540	98.6	11,100	11,568	104.2
	三種混合 四種混合									
	ジフテリア 破傷風	3,823	2,927	76.6	3,911	2,741	70.1	3,843	2,820	73.4
	二種混合									
	急性灰白髄炎	—	0	—	—	0	—	—	0	—
	麻疹・風疹混合 (1期)	3,129	2,995	95.7	3,012	2,964	98.4	2,886	2,758	95.6
	麻疹・風疹混合 (2期)	3,603	3,510	97.4	3,621	3,475	96.0	3,448	3,327	96.5
	麻疹・風疹混合 (5期)	1,044	995	95.3	348	344	98.9	283	262	92.6
	日本脳炎	—	8,019	—	—	15,811	—	—	13,016	—
	BCG	3,116	3,030	97.2	2,898	2,845	98.2	2,722	2,824	103.7
	水痘	6,287	5,903	93.9	6,211	5,712	92.0	5,997	5,322	88.7
	B型肝炎	9,348	9,081	97.1	8,694	8,561	98.5	8,166	8,234	100.8
	ロタウイルス感染症	6,872	6,605	96.1	6,407	6,322	98.7	5,922	5,842	98.6
	ヒトパピローマ (子宮頸がん予防)	—	3,176	—	—	2,834	—	—	2,525	—
	ヒトパピローマ (キャッチアップ)	—	—	—	—	3,182	—	—	3,047	—
	成人用肺炎球菌	17,464	3,785	21.7	17,627	3,103	17.6	18,245	3,936	21.6
	インフルエンザ	123,607	70,737	57.2	119,753	71,235	59.5	120,257	66,716	55.5
	任意予防接種助成事業	—	2,654	—	—	2,484	—	—	2,467	—

抗体検査実施状況

種別	区分	対象者人員(人)	クーポン券発行人員(人)	延実施人員(人)	検査率(%)
		A	B	C	〈C/B〉
風疹		48,771	48,771	18,007	36.9

- ※1 麻疹・風疹混合の1期及び2期には、麻疹単独、風疹単独を含む。
麻疹・風疹混合の5期には、風疹単独を含む。
- ※2 日本脳炎の予防接種については、平成17年度に生じた接種後の健康被害のため、積極的勧奨が控えられていたが、21年6月には、新たなワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）を用いて接種を再開した。また、特例措置により、7年4月2日から19年4月1日生で20歳未満までの間は、未接種回数分を公費で受けられるようになった。
- ※3 25年6月14日から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨が中止となっていたが、令和2年10月、積極的な勧奨の差し控えは継続しつつ、ワクチンの情報等について周知を図ることとされた。
また、4年4月1日から7年3月31日まで、HPVワクチンの接種が完了していない方を対象にHPVワクチンのキャッチアップ接種を実施。
- ※4 平成28年10月1日からB型肝炎ワクチンが定期の予防接種（A類疾病）に追加された。
- ※5 31年4月1日から風疹第5期が定期の予防接種（A類疾病）に追加された（令和4年3月31日までの時限措置であったが、7年3月31日まで延長になった）。対象者は、昭和37年4月2日から54年4月1日までの間に生まれた男性で、風疹に係る抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体がないことが判明した者とする。
- ※6 風疹の抗体検査の対象者人員は、令和2年度のクーポン券発送対象者で、昭和39年4月2日から54年4月1日の間に生まれた男性である。
- ※7 令和2年10月1日からロタウイルスワクチンが定期の予防接種（A類疾病）に追加された。
- ※8 三種混合ワクチンまたはおたふくかぜワクチンの任意予防接種助成事業は、2年10月1日から小学校就学前の児を対象に開始した。
- ※9 2年10月1日から骨髄移植等の医療行為により定期予防接種で獲得した免疫が消失または低下した20歳未満の者を対象に、任意予防接種助成事業を開始した。

(12) 感染症予防

ア 感染症対策

(ア) 結核対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、毎月2回結核診査部会を開催し、患者に対する適正な医療と公費負担の適否について審査するとともに、患者の家族等接触者に対する健診の実施、患者の病状把握・指導等に努めるほか、結核予防のための普及啓発を実施している。

a 結核登録患者の状況

(単位：人)

年次	総数	活動性結核					不活動性結核	活動性不明	潜在性結核(別掲)
		肺結核活動性			肺外結核活動性	小計			
		登録時喀痰塗抹陽性	登録時その他の菌陽性	登録時菌陰性その他					
3	78	8	6	2	2	18	52	8	22
4	64	11	7	1	5	24	35	5	23
5	47	8	4	0	1	13	28	6	21

b 結核健康診断実施状況（令和5年度）

（単位：人）

I G R A 検 査	実施人数		93	ツ ベ ル ク リ ン 反 応 検 査	実施人数		0
	判 定 結 果	陰性者数	87		判定者数		0
		陽性者数	6		判 定 結 果	陰性者数	0
		判定保留	0			陽性者数	0
		判定不可	0			強陽性者数	0
胸 部 エ ッ ク ス 線 検 査	直接撮影		14	発 見 者 数	結核患者		0
	医療機関紹介者数 （再掲）		0		潜在性結核感染者		2
					結核発病の おそれがある者		4

(イ) エイズ予防対策

エイズの正しい知識の普及を図り、エイズ予防対策の推進を図るとともに、エイズの心配のある人を対象に、保健所で医師による個別相談・血液検査を毎月1回実施している。

エイズ相談検査実施状況

（単位：件）

年度	相談			検査		
	男	女	合計	男	女	合計
3	15	4	19	21	8	29
4	14	7	21	32	4	36
5	41	19	60	41	8	49

(ウ) B型・C型肝炎対策

感染等の不安の解消及び肝炎の早期発見、早期治療のため、肝炎相談とB型・C型肝炎検査を実施している。また、平成20年度からは保健所と委託医療機関でB型・C型肝炎検査を実施し、検査の機会を広く提供している。

B型・C型肝炎検査実施状況

（単位：件）

年度	相談	検査	結果			
			B型		C型	
			陰性	陽性	感染していない可能性が極めて高い	感染している可能性が極めて高い
3	9	90(9)	89(9)	1(0)	89(9)	1(0)
4	33	62(17)	61(17)	1(0)	62(17)	0(0)
5	22	81(8)	81(8)	0(0)	81(8)	0(0)

※（ ）内は保健所実施の内数

(エ) 新型インフルエンザ等対策

本市における新型インフルエンザ等対策は、平成25年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、26年11月に「高松市新型インフルエンザ等対策行動計画」を、27年12月には、「高松市新型インフルエンザ等対応マニュアル」を策定した。また、高松市新型インフルエンザ等対策会議及び高松市新型インフルエンザ等対策会議医療連絡会を設置し、新型インフルエンザ等発生時期における医療提供体制の整備に努めている。

コロナ禍においては、会議の開催はなかったが、令和5年度は、保健所における新型コロナウイルス

感染症対応の振り返り等について報告した。

(オ) 風しん抗体検査・風しん予防接種補助事業

平成26年8月から主に妊娠を希望する女性等（一部条件あり。）を対象に、協力医療機関において無料で受けられる「風しん抗体検査補助事業」を実施している。また、27年度からは、抗体検査の結果、風疹に対する免疫が不十分な者が一部負担で受けられる「風しん予防接種補助事業」をあわせて開始し、風疹の流行と先天性風疹症候群の発生防止に努めている。

風しん抗体検査・風しん予防接種補助事業実施状況 (単位：人)

年度	抗体検査			予防接種		
	男	女	合計	男	女	合計
3	466	416	882	186	394	582
4	493	448	941	190	538	728
5	525	440	965	189	553	742

(カ) 新型コロナウイルス感染症対策

令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症は、その後、感染が世界各国に拡大し、2年1月16日には国内で初の感染者が確認されたほか、3月30日には、本市初の感染者が確認された。

その後、新型コロナウイルス感染症は、感染拡大と縮小を繰り返し、5年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置付けが変更になった。それまでの間、市内感染者数は、111,844人となった。

本市においては、24時間体制で市民からの相談に応じ、発生の届出に基づき、速やかに積極的疫学調査を実施し、必要時、受診調整・入院調整を行うことで、感染拡大及び重度化防止に取り組んだ。

これら新型コロナへの対応を踏まえ、感染症発生・まん延時の際に、地域の実情に応じて保健所設置市においても、主体的・機動的に感染症対策に取り組む必要があるため、高松市感染症予防計画を5年度に策定した。

a 香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター

令和2年5月18日から、香川県と共同で「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター」を開設し、本市職員と県職員等が電話相談に対応していたが、4年4月1日から6年3月31日まで県により一元的に運営された。

b 妊婦のPCR検査

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊婦は、医薬品の使用が制限されることや、自らの健康のみならず、胎児への影響や出産後のことも懸念するなど、妊婦特有の不安を抱いて生活を送っていることから、かかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR検査を受けるための費用を補助する事業を令和2年7月30日から5年5月7日まで実施した。

年度	2	3	4	5 ※5月7日まで
検査者数(人)	269	390	498	74

(キ) その他感染症対策

感染症の発生状況の正確な把握と分析、その結果の市民や医療関係者への迅速な提供・公開、必要に応じた積極的疫学調査を行うなど、感染症に対する有効かつ的確な予防対策を図り、感染症の発生及びまん延防止に努めている。

感染症発生報告数

(単位：件)

類型	疾病名	年次		
		3	4	5
一類感染症		0	0	0
二類感染症	結核	49	47	46
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	10	13	17
四類感染症	A型肝炎	0	0	1
	重症熱性血小板減少症候群（SFTS）	1	1	4
	日本紅斑熱	6	4	4
	つつが虫病	0	1	0
	レジオネラ症	9	9	7
五類感染症 (全数把握対象疾患)	アメーバ赤痢	3	1	4
	ウイルス性肝炎（A、E型を除く。）	1	3	2
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	5	7	10
	急性脳炎	3	1	6
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	4	11	4
	後天性免疫不全症候群	3	3	4
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	3	0	3
	侵襲性肺炎球菌感染症	8	7	7
	水痘（入院例）	0	2	0
	梅毒	45	60	82
	播種性クリプトコックス症	0	1	2
	破傷風	2	0	0
	風疹	1	0	0
	百日咳	2	2	3
	クロイツフェルト・ヤコブ病	2	1	3
薬剤耐性アシネトバクター感染症	0	2	0	

(13) 生活衛生

ア 薬事関係監視指導

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、安全な医薬品及び医療機器の提供と適正な使用を図るため、薬局、医薬品販売業者及び医療機器販売業者等に対し、監視指導を実施している。

年度 \ 区分		許可届出施設数	立入検査施行施設数	違反発見指導施設数
元		2,233	997	29
2		2,214	1,035	19
3		2,214	981	46
4		2,215	1,208	52
5	薬局	237	170	10
	薬局製剤製造業等	48	12	0
	医薬品販売業等	125	132	8
	医薬部外品販売業等	0	572	0
	医療機器販売業等	1,484	412	9
	医療機器貸与業	356	84	1
	合計	2,250	1,382	28

イ 毒物劇物関係監視指導

毒物及び劇物取締法に基づき、保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物の販売業者及び業務上取扱者に対し、監視指導を実施している。

年度 \ 区分		登録・届出施設数	立入検査施行施設数	違反発見指導施設数
元		373	121	4
2		370	108	2
3		356	90	5
4		351	201	10
5		351	113	2

ウ 温泉に関する事業

温泉法に基づき、温泉の適正な利用を図るため、温泉利用施設に対し、監視指導を実施している。

年度 \ 区分		利用源泉数	温泉利用施設数	指導調査施設数	違反発見指導施設数
元		36	51	29	0
2		35	51	22	1
3		35	52	20	0
4		35	52	4	0
5		35	51	23	0

エ 食品衛生

食品による事故（食中毒など）を防ぎ、安全な食生活を確保するため、食品衛生法に基づき各種営業施設等に対して監視指導や食品の収去検査を実施している。

(ア) 許可を要する食品営業施設の立入監視実績

法改正前の許可を要する食品営業施設の立入監視実績

年度	区分	営業施設数	営業許可施設数(継続)	営業許可施設数(新規)	廃業施設数	処分件数	違反件数		監視指導施設数
							食品衛生法	表示	
	元	9,254	917	1,551	1,482	2	37	14	3,971
	2	9,363	1,262	1,157	1,048	1	40	12	3,754
	3	7,132	304	197	797	4	46	20	2,682
	4	5,314	0	0	1,818	2	32	9	2,420
5	飲食店営業	2,292	0	0	955	1	5	2	889
	その他製造業等	1,312	0	0	747	0	13	7	739
	合計	3,604	0	0	1,702	1	18	9	1,628

法改正後の許可を要する食品営業施設の立入監視実績

年度	区分	営業施設数	営業許可施設数(継続)	営業許可施設数(新規)	廃業施設数	処分件数	違反件数		監視指導施設数
							食品衛生法	表示	
	3	1,144	0	1,272	128	0	4	2	1,034
	4	2,702	0	1,896	338	0	12	16	1,901
5	飲食店営業	3,101	0	1,506	450	3	10	1	1,409
	その他製造業等	953	0	319	23	0	6	1	705
	合計	4,054	0	1,825	473	3	16	2	2,114

(イ) 届出を要する食品関係営業施設の立入監視実績

年度	区分	営業施設数	処分件数	違反件数		監視指導施設数
				食品衛生法	表示	
	3	2,284	0	22	19	762
	4	2,340	0	16	13	502
5	旧許可業種であった営業	1,586	0	5	1	233
	販売業	886	0	17	17	417
	製造・加工業	277	0	0	1	16
	給食施設等	173	0	0	0	28
	合計	2,922	0	22	19	694

(ウ) 乳肉衛生関係施設

年度	区分	営業施設数	処分件数	違反件数		監視指導施設数
				食品衛生法	表示	
	元	125	0	0	0	150
	2	119	0	0	0	89
	3	108	0	1	0	68
	4	96	0	2	0	59
5	魚介類行商	4	0	0	0	7
	一般ふぐ処理業	71	0	0	0	16
	特別ふぐ処理業	10	0	0	0	6
	合計	85	0	0	0	29

(エ) 食品に関する苦情・相談・指導・助言

(単位：件)

区分 年度	有症 苦情	異物 混入	腐敗 変性	カビ 発生	異味 異臭	不衛生・ 食品の 取扱い	表示	その他	合計
元	49	26	3	0	1	24	58	19	180
2	26	20	1	0	2	12	42	34	137
3	56	14	1	0	4	17	28	15	135
4	47	14	0	1	5	22	40	27	156
5	50	17	2	2	2	12	24	32	141

(オ) 食中毒

(単位：件・人)

区分 年度	件数	摂食者数	患者数	死者数
元	2	39	14	0
2	1	19	15	0
3	4	20	15	0
4	2	12	9	0
5	4	151	82	0

(カ) 食品取去・買上検査（魚介類、冷凍食品、乳製品等）

区分 年度	試験 検体数	違反 検体数	違反率 (%)	違反理由					
				成分規格 大腸菌群	成分規格 一般細菌	成分規格 その他	添加物 使用基準	残留農薬 基準	その他
元	254	0	0	0	0	0	0	0	0
2	256	0	0	0	0	0	0	0	0
3	257	7	2.72	3	3	0	1	0	0
4	235	4	1.70	3	1	0	0	0	0
5	240	2	0.83	2	0	0	0	0	0

オ 家庭用品衛生監視指導

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品による健康被害を防止するため買上げ検査を実施している。（検査項目：ホルムアルデヒド等、家庭用品の分類：繊維製品等）

(単位：件)

区分 年度	検査件数	検査成績（適）	検査成績（不適）
元	40	40	0
2	40	40	0
3	30	30	0
4	30	30	0
5	30	30	0

カ 環境衛生

旅館業、興行場、公衆浴場などの各種施設に対し、関係法に基づき許可・届出の受理及び監視指導等を行い、環境衛生の向上に努めている。

環境衛生諸営業関係施設

(単位：件)

年度		区分	旅館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	特定建築物	合計
元	施設数		262	26	90	417	1,101	417	222	2,535
	監視・指導施設数		125	16	29	76	200	100	29	575
2	施設数		271	27	84	410	1,110	390	221	2,513
	監視・指導施設数		67	16	42	33	125	31	16	330
3	施設数		267	29	81	378	1,079	384	225	2,443
	監視・指導施設数		48	10	45	25	142	5	25	300
4	施設数		289	30	80	377	1,100	378	225	2,479
	監視・指導施設数		52	2	6	10	73	18	8	169
5	施設数		306	30	82	381	1,124	355	225	2,503
	監視・指導施設数		100	9	35	28	123	36	19	350

(単位：件)

年度		区分	プール	水道施設 (専用水道)	水道施設 (簡易専用水道)
元	施設数		30	17	924
	監視・指導施設数		9	8	40
2	施設数		30	17	928
	監視・指導施設数		10	0	28
3	施設数		29	16	936
	監視・指導施設数		8	3	42
4	施設数		27	16	941
	監視・指導施設数		2	1	14
5	施設数		26	16	960
	監視・指導施設数		5	3	38

キ 衛生害虫駆除

(ア) 消毒車及び噴霧車により、市内の用排水路等への消毒及び噴霧による蚊(ボウフラ)の駆除を行い、衛生環境の向上に努めている。

a 作業内容

噴霧(暗渠)

消毒(用排水路)

b 現況

種別	時期	対象地区	備考
市直営による衛生害虫駆除	5月中旬～9月	新市地区及び五地区の一部	消毒車
業者委託による衛生害虫駆除	5月中旬～9月	旧市地区及び五地区の一部	消毒車 噴霧車
市直営による越冬害虫駆除	10月～5月中旬	全市	消毒車

(イ) 害虫駆除相談

市民からの害虫全般に対する相談に対応していたが、専門的な回答を求められることが多くなったことより、平成30年度から、用水路に発生した蚊の駆除に関する相談以外は、受け付けていない。

(単位：件)

年度	元	2	3	4	5
相談件数	33	26	26	24	17

ク 狂犬病予防と動物愛護

狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射を実施している。野犬の捕獲については、捕獲箱の活用など住民の協力を得ながら実施し、住民の犬に関する一層の理解を得るため広報等に努めている。

また、犬猫などペットの飼養に関する苦情や相談に対応するとともに、適正な飼養についてのポスター・チラシを作成し、配布している。そのほか、飼い犬飼い猫の不妊去勢手術費補助事業に加え、令和3年からは、飼い主のいない猫の不妊去勢手術支援事業及び保健所に収容された幼齢の犬猫を預り離乳するまで育てるミルクボランティア制度を開始している。高松市動物情報サイト「わんにゃん高松」において、迷い犬猫等の情報を掲載し、保健所等に保護された犬猫の返還に努めるほか、動物の愛護と適正な飼養管理の普及啓発の推進に努めている。

また、平成31年3月、香川県と共同で、さぬき動物愛護センター「しっぽの森」(東植田町1202番地1)を整備し、この施設を中心として、動物愛護精神と適正飼養の普及を図るとともに、犬猫の譲渡を推進する。さらには、犬猫一時保管施設の早期整備を図り、犬猫の殺処分ゼロを達成できるよう努めている。

今後とも、「人と動物との調和のとれた共生社会」の構築に向け、「しっぽの森」を拠点として、地域住民を始め、県や獣医師会、ボランティアなどと連携・協働しながら、引き続き、ハード事業とソフト事業を両輪として、動物愛護管理施策に積極的に取り組んでいく。

(ケ) 登録と予防注射及び犬引取り等の状況

(単位：件・匹)

区分 年度	登録 申請数	注射済票 交付数	抑留数	返還数	引取り犬 ※	返還数	引取り猫 ※	返還数	こう傷届	措置命令
元	1,788	15,700	158	34	329	18	505	11	15	0
2	2,148	15,897	102	25	203	8	367	2	22	0
3	2,182	16,593	39	13	145	15	282	2	10	0
4	2,100	17,058	64	17	145	15	355	0	15	0
5	2,118	17,120	44	11	137	12	102	0	21	0

※ 負傷動物を含む。

(イ) 譲渡事業

保健所において実施していた譲渡事業を、平成31年3月からしっぽの森において実施している。

(単位：頭)

区分 年度	犬譲渡数			猫譲渡数		
	一般	ボランティア※	計	一般	ボランティア※	計
元	91	84	175	124	43	167
2	32	105	137	60	78	138
3	24	90	114	83	37	120
4	34	44	78	87	36	123
5	21	57	78	46	10	56

※ 譲渡ボランティア：保健所に収容された犬・猫を引き受け、新しい飼い主（終生飼養者）へ譲り渡す活動を行う個人または団体

(ウ) 犬猫不妊去勢手術費補助事業等

平成8年7月1日から、飼い犬・飼い猫の不妊去勢手術を実施した所有者に対し、その手術費の一部を補助する事業を実施している。

(単位：頭)

区分 年度	犬不妊	犬去勢	小計	猫不妊	猫去勢	小計	合計
元	241	277	518	744	589	1,333	1,851
2	269	282	551	749	587	1,336	1,887
3	223	294	517	770	586	1,356	1,873
4	248	275	523	724	632	1,356	1,879
5	241	235	476	518	467	985	1,461

また、令和3年8月1日から、飼い主のいない猫の手術に対する支援事業を実施している。

(単位：頭)

区分 年度	猫不妊	猫去勢	合計
3	69	28	97
4	167	86	253
5	136	90	226

(エ) 動物愛護管理基金積立事業

飼い主のいない猫を増やさないため、また、犬猫の殺処分ワーストから脱却するため、令和3年度から、ふるさと納税の対象となるクラウドファンディングを実施している。

このクラウドファンディングにおいては、目標金額を上回る寄附受納額があったため、当該年度の事業に充てるとともに、翌年度以降の事業にも活用するため、令和3年12月、動物愛護管理基金条例を制定した。

動物愛護管理基金の状況（令和6年3月31日現在）

(単位：円)

区分 年度	条例第2条 による積立額 (A)	基金運用収 入(利子) (B)	計 (A) + (B) (C)	累計 前年の(D) + (C) (E)	処分取崩額 (F)	差引現在額 (E) - (F) (D)
3	19,405,841	0	19,405,841	19,405,841	0	19,405,841
4	5,314,101	3,108	5,317,209	24,723,050	1,500,000	23,223,050
5	1,240,321	10,071	1,250,392	24,473,442	17,708,000	6,765,442

(オ) 動物取扱業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業者に対し監視指導を行い、動物の適正な飼養の確保に努めている。

a 第一種動物取扱業

(単位：件)

区分 年度	登録 件数	業種別内訳							監視 件数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあ っせん	譲受 飼養	
元	235	120	97	3	9	6	0	0	178
2	248	121	106	4	11	6	0	0	111
3	251	117	112	5	11	6	0	0	116
4	268	128	116	6	11	7	0	0	147
5	259	118	116	6	11	8	0	0	101

b 第二種動物取扱業

(単位：件)

区分 年度	届出数	業種別内訳					監視 件数
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
元	9	6	3	0	0	0	3
2	12	8	3	1	0	0	3
3	19	12	5	1	0	1	4
4	19	12	5	1	0	1	4
5	17	11	4	1	0	1	1

ケ 化製場法に関する施設

化製場法に関する施設に対して監視指導等を実施している。(単位：件)

年度	元	2	3	4	5
施設数	1	1	1	1	1

コ 屠畜検査

食肉衛生検査所では、高松市食肉センターで処理される獣畜の屠畜検査及び屠畜場の衛生指導を実施している。また、と畜場法及び食品衛生法に基づき、疾病の排除だけでなく、枝肉の微生物汚染防止対策等について指導し、安全で衛生的な食肉の流通に努めている。また、24カ月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状等を示す牛について、屠畜検査員が必要と判断した場合は、BSE検査を実施している。

(ア) 屠畜検査頭数及び処分頭数

(単位：頭)

年度		区分	牛	とく (1年未満の 牛)	馬	合計
		元	検査頭数	10,061	4	0
処分頭数	4,630		3	0	4,633	
2	検査頭数	10,946	2	0	10,968	
	処分頭数	5,141	2	0	5,143	
3	検査頭数	11,290	4	0	11,294	
	処分頭数	5,480	3	0	5,483	
4	検査頭数	11,689	2	0	11,691	
	処分頭数	6,006	2	0	6,008	
5	検査頭数	12,015	0	0	12,015	
	処分	屠殺禁止	4	0	0	4
		解体禁止	0	0	0	0
		全部廃棄	35	0	0	35
		一部廃棄	5,683	0	0	5,683
		合計	5,722	0	0	5,722

(イ) 衛生指導

a 牛枝肉の微生物検査件数

(単位：件)

年度	区分	一般生菌数	腸内細菌科菌群数
元		150	150
2		71	71
3		60	60
4		60	60
5		60	60

サ 食鳥処理事業

食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、大規模食鳥処理場において食鳥検査を実施、また、立入検査を行い、構造設備の改善及び食鳥肉の衛生的な取扱いについて監視指導している。

(ア) 規模別指導件数

(単位：件)

年度	区分	施設数	立入 延件数	指導件数					合計
				施設設 備基準	衛生的 管理	食鳥等の衛 生的取扱い	従業者の 衛生管理	その他	
元		8(7)	23(19)	3(2)	9(6)	3(3)	0(0)	17(14)	32(25)
2		6(5)	17(13)	10(7)	4(1)	2(2)	0(0)	3(2)	19(12)
3		6(4)	28(13)	18(3)	23(9)	0(0)	0(0)	3(2)	44(14)
4		6(4)	38(15)	25(2)	25(2)	23(0)	23(0)	2(2)	98(6)
5		6(4)	42(18)	30(6)	30(6)	28(4)	28(4)	0(0)	116(20)

※ () 内は認定小規模食鳥処理場

(イ) 大規模食鳥処理場における食鳥検査状況

(単位：羽)

区分 年度	検査羽数								
	ブロイラー			成鶏			その他		
元	643,998			0			0		
2	598,832			0			0		
3	538,850			178,368			0		
4	536,973			315,581			0		
5	581,048			377,588			0		
	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄
	6,125	2,338	5,950	3,190	682	5,743	0	0	0

※ 禁止：屠殺禁止及び内臓摘出禁止 (公財) 香川県食鳥衛生検査センター資料

(ウ) 認定小規模食鳥処理場における確認状況

(単位：羽)

区分 年度	確認を行った食鳥の種類及び羽数			
	ブロイラー	成鶏	その他	合計
元	1,693 (1,693)	566,625 (550,695)	0	568,318 (552,388)
2	1,542 (1,542)	584,074 (533,977)	0	585,616 (535,519)
3	1,376 (1,376)	390,544 (374,125)	0	391,920 (375,501)
4	640 (640)	274,089 (258,540)	0	274,729 (259,180)
5	603 (603)	286,721 (272,440)	0	287,324 (273,043)

※ () 内は基準適合羽数

シ 試験検査

保健所検査室では、食品・家庭用品の検査のほか、事業者等からの検便及び家庭等で使用する井戸水の依頼検査（有料）並びに食中毒事例における原因究明の検査等を実施している。 (単位：件)

区分 年度	細菌学的検査	臨牀学的検査	飲料水検査	水質検査	食品等の検査	合計
元	930	36	144	24	483	1,617
2	1,074	28	130	8	391	1,631
3	895	30	132	1	336	1,394
4	570	25	522	0	396	1,513
5	765	2	86	0	447	1,300

29 保健センター

昭和36年7月1日、衛生業務の統合を図るため、予防衛生業務を所管していた衛生課と、環境衛生業務を所管していた清掃課を合併し、従来、衛生課が担当していた保健業務を保険課へ移管し、新たに衛生課として発足した。

その後、41年の旧山田町との合併、さらには市民生活の向上等に伴い、業務が急激に増加したため、処理の適正を期すため、43年7月10日の機構改革により、清掃及び環境衛生業務を担当する環境衛生課と、予防衛生・墓地・葬祭場業務等を担当する公衆衛生課とに分課した。

また、46年10月1日の機構改革により、衛生行政の充実強化を期し衛生部が新設され、同時に従来、公衆衛生課で取り扱っていた予防衛生関係と、保険課に属していた保健師業務を保健指導課で担当することと、

更に53年7月3日の機構改革により福祉保健部に属することとなった。そして、平成6年4月1日の組織機構の整備により、保健センターと改組するとともに、同年7月1日に市民の保健ニーズの増大・多様化に対応し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた保健事業を総合的に行う拠点として、保健センターを開館し、11年4月1日には中核市移行に伴う組織機構の整備により、健康福祉部保健所保健センターとした。

また、17年度の周辺6町との合併に伴い、旧町の各保健センターを引き継ぐほか、18年4月1日から、組織機構の整備により、精神保健業務が加わるとともに、介護保険法等の改正に伴い、地域における高齢者に対する総合的マネジメントを行う介護予防拠点として、地域包括支援センターを設置した。なお、介護予防マネジメント等業務については、市内8か所の拠点整備を行い、18年10月から実施している。

20年4月1日の機構改革により、地域包括支援センターは分課し、21年4月1日の機構改革により、特定高齢者に関する介護予防事務については、保健対策課の課内室として地域医療対策室を設置したことに伴い、夜間急病診療所や救急医療対策課に係る事務が移管された。

勝賀保健ステーションについては、28年3月に高松市ふれあい福祉センター勝賀の総合センター開所に係る改修工事に伴い移転していたが、勝賀保健ステーション・子育て世代包括支援センターとして保健業務及び相談業務の充実を図るため、29年1月、改修された高松市ふれあい福祉センター内に再度移転した。

旧町の各保健センターについても、29年1月に、牟礼、庵治保健センターは牟礼保健ステーション・子育て世代包括支援センターとして、塩江、香川及び香南保健センターは香川保健ステーション・子育て世代包括支援センターとして、国分寺保健センターは国分寺保健ステーション・子育て世代包括支援センターとして、それぞれ施設の統合整備を行い相談業務等の充実を図ることになった。旧町の各保健センターは、名称を地域保健活動センターに変更し、市民の健康の保持及び増進を図るための施設として、利用に供することになった。

古高松保健ステーションについては、仏生山総合センターの開設にあわせて、移転・統合する予定であったが、施設の老朽化が著しいことから、平成30年度末で閉所し、それぞれの担当地区ごとに、保健センター、牟礼保健ステーション、山田保健ステーションに移転統合した。

令和2年4月1日の機構改革により、保健対策課地域医療対策室を廃止し、保健医療政策課を新設したことに伴い、夜間急病診療所や救急医療対策等の地域医療政策に係る事務に加え、健康都市推進ビジョン及び地域保健活動センター等の保健政策に係る事務について保健医療政策課に移管し、また、予防接種に係る事務を保健予防課、特定保健指導に係る事務を国保・高齢者医療課へそれぞれ移管した上で、課名を保健センターから健康づくり推進課に変更した。なお、施設名は引き続き「高松市保健センター」を使用している。

4年3月1日に健診機能を有した高松市仏生山保健センターを開設したことに伴い、一宮保健ステーションを閉所するとともに、山田及び国分寺保健ステーションを含め、その管轄区域を各総合センターの管轄区域に合わせて再編した。

4年6月の児童福祉法改正（6年4月1日施行）に伴い、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体化した「こども家庭センター」を設置した。

保健センターの主な業務

課名	事務区分	主な事務内容
健康づくり 推進課	医療給付	<ul style="list-style-type: none"> ・未熟児養育医療に関する事 ・障害者自立支援医療（育成医療）に関する事 ・小児慢性特定疾病医療費助成制度に関する事 ・不妊治療費助成事業に関する事
	健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区担当保健指導用務に関する事 ・地区保健組織・保健委員会連絡協議会に関する事 ・難病対策に関する事 ・4カ月児相談・乳児相談に関する事 ・熱中症の啓発に関する事
	精神保健	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健相談業務に関する事 ・アルコール関連事業に関する事 ・自殺予防、ひきこもり、鬱病等、こころの健康に関する事
	親子支援	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センター事業に関する事 ・妊産婦・新生児訪問に関する事 ・はじめてのパパママ教室等の各種教室に関する事 ・継続看護、虐待予防に関する事
	親子健診	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳6カ月児健康診査等の各種健診に関する事 ・ことば相談等の各種相談に関する事
	成人保健	<ul style="list-style-type: none"> ・各種がん検診・健康診査・肝炎ウイルス検診等に関する事 ・生活習慣病予防事業（禁煙含む）に関する事 ・健康都市推進ビジョン・データヘルス計画に関する事 ・がん患者支援に関する事
	栄養	<ul style="list-style-type: none"> ・給食施設・特定給食施設の指導に関する事 ・食品表示に関する事 ・調理師業務従事者届出に関する事 ・保健センター、地区等での栄養指導に関する事

(1) 施設の規模及び事業

ア 高松市保健センター施設の概要

- (ア) 建設工事着工日 平成4年9月30日 (イ) 竣工日 6年3月25日
- (ウ) 開館日 6年7月1日 (エ) 所在地 高松市桜町一丁目9番12号
- (オ) 敷地面積 2,801.61㎡ (カ) 延床面積 4,425.55㎡
- (キ) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階建（5階建一部塔屋）
- (ク) 主要施設
- 6階 機械室
- 5階 研修室、X線室
- 4階 調理実習室、栄養指導室、健康相談室、歯科保健指導室
- 3階 集団保健指導室、機能訓練室、記録保存室、図書コーナー
- 2階 健診室（医科・歯科）、検査室、応接室、保健相談室、展示コーナー
- 1階 エントランスホール、事務室、地域包括支援センター
- B1 機械室、電気室
- 駐車場（立体駐車場60台 平面駐車場23台うち身体障害者用駐車場2台）

イ 各保健センター、ステーション・こども家庭センター一覧

保健センター、ステーション・こども家庭センターについては、保健師の活動拠点として設置している。

名称	所在地
高松市仏生山保健センター・こども家庭センター (令和4年3月1日開所)	仏生山町甲218番地1
牟礼保健ステーション・こども家庭センター	牟礼町牟礼302番地1
国分寺保健ステーション・こども家庭センター	国分寺町新居1298番地
香川保健ステーション・こども家庭センター	香川町川東上1865番地13
勝賀保健ステーション・こども家庭センター	香西南町476番地1
山田保健ステーション・こども家庭センター (令和5年4月1日開所)	川島本町191番地10

(2) 結核予防業務

各地区をきめ細かく巡回し胸部X線間接撮影を実施するとともに、昼間受診できない市民のため、巡回夜間撮影を行うなど、検診の充実に努めている。

(単位：箇所・人・%)

年度	実施箇所数	対象者数	受診者数	受診率	精密検査 受診者数	発見者数	
						結核患者	結核発病の おそれのある者
30	137	116,510	13,991	12.0	-	-	-
元	133	117,755	13,309	11.3	-	-	-
2	115	118,623	11,551	9.7	-	-	-
3	118	119,811	12,805	10.7	-	-	-
4	118	120,373	12,751	10.6	-	-	-
5	113	120,327	12,664	10.5			

(3) 保健指導業務

母子保健対策として、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない保健サービスの提供により、母子の健康の保持増進に努めている。特に乳児の健全な育成環境の確保を図るため、こんにちは赤ちゃん事業として、生後間もない乳児がいる全家庭を対象に助産師や保健師が個別訪問し、母子の養育環境等の把握や助言を行うとともに、支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業等の適切な育児支援サービスにつなげている。なお、平成28年4月から「高松市子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から出産、子育てにおけるワンストップ拠点として、保健師等の専門職である母子保健コーディネーターが総合相談支援を行っている。

また、成人保健対策として、脳血管疾患・心臓病・糖尿病・がん等いわゆる生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を促すため、健康手帳の交付、健康教育・健康相談の開催、がん検診を実施するとともに、食生活の改善等を行っている。さらに、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、20年度からは、従来の基本健康診査に代わり、国民健康保険加入者に特定健康診査を実施し、その結果に基づく特定保健指導の実施を行うとともに、平成20年度より健康保険未加入者への健康診査及び特定保健指導を行っている。その後、機構改革により、国保加入者及び後期高齢者への特定健診・健康診査等については、国保・高齢者医療課へ業務移管を行った。

一方、「みずからの健康は、みずからが守り高める」を基調に、市民の生涯にわたる健康づくりを推進するため、25年度から28年度まで、「健康チャレンジ事業」を実施し、地域コミュニティ協議会及び事業所、個人及びグループ等が各々の特性を生かした健康づくりに取り組んだ。29年度には、生活習慣病の発症予防・重症化予防のため、市民が継続的に運動習慣を身につけることを目的に、地域コミュニティ協議会及び地区保健委員会の協力を得て、44地域コミュニティ協議会のエリアごとに、「高松市健康づくりウォーキングマップ」を作成した。引き続き30年度において、当該マップを活用したウォーキングによる健康増進の普及に努めた。さらに、30年度からは、運動習慣の継続を図るため、地域及び企業・事業所等の職域に健康運動指導士を派遣し、運動教室を開催している。

また、保健師が各地区を担当し、地区保健組織と協力して、地域に密着したきめ細かな保健指導を行い、地域住民の生涯を通じての健康づくりの増進に努めている。

ア 親子の健康づくり

(ア) 妊婦一般健康診査

(単位：人)

区分 年度	受診延べ人員		検査結果内訳					
			異常を認めず	要訪問指導	要経過観察	要精密健診	要治療	その他
30	医療機関	38,055	33,220	0	1,054	154	3,598	29
	助産所	426	420	0	5	0	0	1
元	医療機関	37,468	32,031	0	1,157	215	4,032	33
	助産所	542	536	0	6	0	0	0
2	医療機関	36,298	30,237	0	1,622	169	4,198	72
	助産所	531	529	0	0	0	0	2
3	医療機関	35,158	29,275	0	1,839	169	3,811	64
	助産所	468	467	0	0	1	0	0
4	医療機関	34,017	28,315	0	1,887	207	3,548	60
	助産所	371	370	0	1	0	0	0
5	医療機関	31,242	25,247	0	2,228	262	3,464	41
	助産所	497	496	0	1	0	0	0

(イ) 妊婦歯科健康診査

(単位：人)

区分 年度	受診人員	健診結果			
		異常を認めず	要指導	要精密健診	要治療
30	1,594	144	104	1,346	—
元	1,636	166	125	1,345	—
2	1,485	185	177	1,183	—
3	1,562	197	157	1,208	—
4	1,575	216	202	1,157	—
5	1,324	199	185	940	—

※健診結果については重複あり

(ウ) 乳児一般健康診査

(単位：人)

区分 年度	受診 延べ人員	検査結果内訳						
		異常を 認めず	要訪問 指導	要経過 観察	要精密 健診	要治療	既医療	その他
30	5,987	5,401	6	212	57	108	203	0
元	5,759	5,120	11	257	46	161	175	0
2	5,732	5,094	12	256	46	116	208	0
3	5,729	4,976	13	226	76	176	262	0
4	5,456	4,832	11	207	50	176	180	0
5	5,156	4,477	8	218	66	182	213	0

※健診結果については重複あり

(エ) 1歳6カ月児健康診査

区分 年度	実施 回数 (回)	対象 人員 (人)	受診 人員 (人)	受診 率 (%)	一般 (人)						歯科 (人)			
					異常 なし	要 指導	要 経過 観察	要 精密 健診	要 治療	治療 中	異常 なし	要 指導	要 経過 観察	要 治療
30	62	3,675	3,459	94.1	2,301	—	854	112	18	174	2,804	596	32	26
元	58	3,323	3,172	95.5	2,127	—	728	94	11	212	2,566	534	51	21
2	12	3,186	2,976	93.4	1,147	—	1,547	82	8	192	1,922	596	60	22
3	0	3,206	3,023	94.3	1,184	—	1,578	73	12	176	1,951	622	37	30
4	0	3,093	2,990	96.7	1,118	—	1,647	64	6	155	1,964	562	24	19
5	60	2,968	2,745	92.5	1,648	—	812	116	15	154	2,162	551	22	10

※1 平成30年度と令和元年度は集団健診。なお平成30年度の歯科は、1人未受診。

※2 令和2年度は、4月から7月末まで集団健診を行い、8月からは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一時的な措置として、医療機関での個別健診に変更した。受診率は、集団+個別健診において小児科を受診した者の割合であり、歯科の受診率は81.6%。(個別健診では、一般と歯科を別に受診するため、受診率が異なる。)

※3 令和3、4年度は、年間通して、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一時的な措置として、医療機関での個別健診を実施。受診率は、小児科を受診した者の割合であり、3年度の歯科の受診率は82.3%、4年度の歯科の受診率は83.1%。

※4 令和5年度より集団健診を再開。高松市保健センター(桜町)、仏生山保健センター(仏生山町)の2会場で実施。

(オ) 3歳児健康診査

区分 年度	実施回数 (回)	対象人員 (人)	受診人員 (人)	受診率 (%)	一般 (人)						歯科 (人)			
					異常なし	要指導	要経過観察	要精密健診	要治療	治療中	異常なし	要指導	要経過観察	要治療
30	62	3,725	3,372	90.5	2,078	—	484	521	23	266	2,063	619	181	494
元	61	3,582	3,324	92.8	1,906	—	459	634	10	315	2,024	676	167	444
2	90	3,629	3,438	94.7	2,130	—	491	538	14	265	2,076	730	192	426
3	85	3,363	3,169	94.2	1,440	—	781	707	14	227	2,071	666	130	293
4	86	3,177	3,076	96.8	1,195	—	812	863	7	199	1,975	694	135	258
5	64	3,203	3,092	96.5	1,169	—	785	877	15	246	1,978	664	135	306

※1 歯科健診の未受診者は平成30年度15人、令和元年度13人、令和2年度14人、3年度9人、4年度14人、5年度9人。

※2 令和4年度より高松市保健センター(桜町)、仏生山保健センター(仏生山町)の2会場で実施。

※3 令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受診者が健診会場でソーシャルディスタンスがとれるよう、1回当たりの対象者数を減らして案内し、実施回数を増やして対応した。

※4 令和5年度より※3の対応を終了。

(カ) 幼児歯科健康診査

a 個別健康診査(医療機関へ委託)

年度	対象人員 (人)	受診人員 (人)	受診率 (%)
30	3,809	1,987	52.2
元	3,644	2,017	55.4
2	3,394	1,940	57.2
3	3,314	2,206	66.6
4	3,231	2,073	64.2
5	3,175	1,980	62.4

※ 平成27年度まで集団健康診査、28年度から個別健康診査(医療機関へ委託)となる。

(キ) 健康教育

区分 年度	妊産婦		乳幼児		思春期・女性		歯科保健		合計	
	回数 (回)	人員 (人)								
30	37	1,081	386	8,336	5	184	64	3,396	492	12,997
元	27	799	353	6,667	4	117	52	2,700	436	10,283
2	47	904	111	1,862	1	14	12	460	171	3,240
3	59	1,157	105	1,457	14	324	1	15	179	2,953
4	52	1,176	112	1,516	0	0	3	44	167	2,736
5	58	1,185	159	2,781	3	45	52	1,286	272	5,297

(ク) 乳幼児相談

年度	区分	回数 (回)	人員 (人)
30		980	6,875
元		916	6,688
2		864	4,637
3		908	5,156
4		825	4,716
5		994	5,897

(ケ) 事務所相談

(単位：人)

年度	区分	母性	乳幼児	思春期・女性	合計
30		10,767	7,633	930	19,330
元		11,217	7,528	1,003	19,748
2		10,824	9,780	1,270	21,874
3		10,687	10,477	1,666	22,830
4		10,535	10,560	970	22,065
5		12,141	10,417	722	23,280

(コ) 家庭訪問実施状況

(単位：人)

年度	区分	妊婦	産婦	新生児	未熟児	低体重児	乳児	幼児	心身障害児	長期療養児	その他	合計
30		121	3,713	2,300	80	155	1,365	561	41	2	652	8,990
元		123	3,570	2,168	75	200	1,281	560	23	1	619	8,620
2		159	3,482	1,879	48	119	1,760	578	9	4	616	8,654
3		96	3,305	1,951	57	160	1,449	590	4	5	651	8,268
4		83	3,376	1,946	46	132	1,409	424	16	1	590	8,023
5		80	3,153	1,883	40	98	1,094	426	10	5	615	7,404

※助産師、嘱託保健師による訪問を含む。

(カ) 医療給付

(5年度)

事業名	内容	給付実績
未熟児養育医療費	入院養育が必要な1歳未満の未熟児に対する医療費の給付	343件 21,076,329円
自立支援医療(育成医療費)	身体に障害のある、またはおそれのある18歳未満の児童で治療効果のある児童に対する医療費の給付	137件 4,859,507円
小児慢性特定疾病医療費	小児慢性特定疾病に罹患している18歳または20歳未満の児童に対する医療費の給付	4,169件 75,493,419円

(キ) 不妊治療費助成

不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されず、高額な費用がかかる夫婦間の不妊治療に要する費用の一部を助成していたが、令和4年度から不妊治療の保険適用が開始されたことに伴い、従来の特定不妊治療費助成事業及び一般不妊治療費助成事業は3年度末で廃止するとともに、新たな助成制度として、4年8月から、高松市こうのとりの応援事業を開始し、保険適用開始後に行われた不妊治療(体外受精・顕微授精)に係る医療費の自己負担分等に対して助成を行っている。

(5年度)

事業名	助成対象	給付実績
高松市こうのとり応援事業	生殖補助医療（体外受精・顕微授精）	391件 28,018,459円

(ヌ) 不育症検査費用助成

令和3年10月から、不育症に悩む方の経済的負担の軽減を図るため、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、検査費用の一部を助成している。（対象となる検査：流産検体を用いた染色体検査、流死産検体を用いた遺伝子検査）

令和5年度給付実績0件

(セ) 支援プランの策定

手厚い支援や継続的な支援が必要と判断される妊産婦等に対し、支援プランを策定した。

年度	区分	策定件数
30		271
元		173
2		28
3		33
4		128
5		75

(ソ) 産後ケア事業

出産後、一定期間、助産所等に入所又は日帰りで通所し、母乳管理や育児について、助産師から助言や指導を受けることができる。

年度	区分	利用日数	
		宿泊型	通所型
元		244	36
2		167	36
3		199	64
4		201	165
5		200	255

(タ) 多胎妊産婦支援事業

多胎妊婦及び多胎児を養育している家庭の負担を軽減するために、多胎妊産婦サポーターを派遣し、育児や家事の支援を行う。

年度	利用件数
2	23
3	86
4	117
5	73

(チ) 出産・子育て応援給付金事業

安心して出産・子育てができるよう、妊娠期からの出産・子育てまで、身近な伴走型支援と経済的支援を組み合わせる形で継続的に支援する。

		給付件数	
遡及分 R 4. 4～R 4. 12生まれ		2, 216	
		妊娠届出時	出生届出時
R 4年度		675	379
R 5年度		2, 713	2, 714

イ 成人の健康づくり

(ア) 健康教育

年度	区分	生活習慣病		歯科保健		高齢者の健康づくり		合計	
		回数(回)	人員(人)	回数(回)	人員(人)	回数(回)	人員(人)	回数(回)	人員(人)
30		672	19, 921	32	960	198	5, 591	902	26, 472
元		586	16, 371	29	921	133	4, 570	748	21, 862
2		165	3, 276	20	268	40	694	225	4, 238
3		116	2, 506	21	309	46	936	183	3, 751
4		231	5, 073	43	451	21	448	295	5, 972
5		250	6, 221	37	844	98	2, 932	385	9, 997

a 糖尿病予防教室

令和3年度特定健康診査の結果、糖尿病予備群に属する40歳から67歳までの方で、糖尿病の内服をしていない方（3年度糖尿病予防教室に参加した人を除く）を対象に、医師・管理栄養士・健康運動指導士の講義や実技を通じて、参加者が糖尿病について正しく理解し、主体的に糖尿予防に取り組めるよう支援している。

- ・案内状発送数 1, 049 人
- ・参加数：26人（1会場4コース、WEB参加者2名含む）

b 慢性腎臓病（CKD）予防対策

4年度特定健康診査の結果、腎機能が低下している人を対象に慢性腎臓病の進行や人工透析治療の導入を遅らせることを目的に、健康教室を開催する。

- ・案内状・リーフレット送付者数 1, 229人
- ・参加者数 126人（WEB参加者9人含む）

(イ) 健康相談

年度	区分	生活習慣病		歯科保健		高齢者の健康づくり		合計	
		回数(回)	人員(人)	回数(回)	人員(人)	回数(回)	人員(人)	回数(回)	人員(人)
30		209	6, 916	6	50	1	15	216	6, 981
元		190	6, 640	7	101	15	94	212	6, 835
2		34	644	0	0	36	234	70	878
3		28	667	0	0	22	148	50	815
4		68	2, 238	0	0	47	431	115	2, 669
5		76	1, 960	1	29	49	724	126	2, 713

(ウ) 事務所相談

(単位：人)

年度	区分	生活習慣病	高齢者の健康づくり	難病	その他の疾患	合計
30		2,061	42	449	1,246	3,798
元		2,536	39	419	1,119	4,113
2		748	20	390	1,108	2,266
3		1,161	23	504	1,165	2,853
4		643	51	544	1,394	2,632
5		805	29	447	1,065	2,346

(エ) 健康診査

医療保険非加入者対象の健康診査を実施する。

- a 対象者：当該年度に40歳以上の医療保険非加入者（長期入院者などは除く。）
 b 実施時期：8月から10月までの3カ月間
 c 実施場所：市内の実施医療機関
 d 診査内容：74歳までの方は、特定健康診査、75歳以上の方は、後期高齢者健康診査内容に準じる

(単位：人・%)

年度	対象人員	受診人員	受診率	判定区分別人員				
				異常認めず	要指導	要医療	要観察	治療中
30	4,405	716	16.3	44	59	67	99	447
元	4,524	737	16.3	46	54	87	98	452
2	4,547	706	15.5	49	44	69	69	475
3	4,572	639	14.0	46	48	57	69	419
4	4,655	647	13.9	43	43	50	65	446
5	4,660	606	13.0	31	81	40	408	46

(オ) 健康診査対象者に対する保健指導

健康診査の結果、動機づけ支援・積極的支援に階層化された方に、メタボ予防のために生活習慣改善の保健指導を行う。

(単位：人・%)

年度	積極的支援			動機づけ支援			合計		
	対象者	終了者	率	対象者	終了者	率	対象者	終了者	率
30	26	6	23.1	27	4	14.8	53	10	18.9
元	22	6	27.3	20	0	0	42	6	14.3
2	28	3	10.7	33	0	0	61	3	4.9
3	23	1	4.3	25	0	0	48	1	2.1
4	18	1	5.6	17	2	11.8	35	3	8.6
5	20	1	5.0	22	2	9.1	42	3	7.1

※1 30年度以降の動機づけ支援には、動機づけ支援相当を含む。

※2 令和5年度については暫定値です。

(カ) 肝炎ウイルス検診

a 対象者：健康診査の受診者で、次に該当する希望者

- ① 節目検診—40歳の節目の者 ② 節目検診以外の者—今までに肝炎ウイルス検診を受けたことがない者、特定健康診査等において、肝機能検査の数値に異常がみられた者

b 実施期間：7月から10月までの4カ月間・実施場所：市内の内科医院及び病院

(単位：人・%)

項目 年度	区分	対象者	受診者	受診率	C型肝炎ウイルス検査		HBs抗原検査	
					感染している 可能性が高い	感染していない 可能性が高い	陽性	陰性
30	節目	11,795	1,099	9.3	0	1,099 (100)	3 (0.3)	1,096 (99.7)
	節目以外	-	468	-	1 (0.2)	467 (99.8)	2 (0.4)	466 (99.6)
	合計	11,795	1,567	-	1 (0.1)	1,566 (99.9)	5 (0.3)	1,562 (99.7)
元	節目	5,746	660	11.5	0	660 (100.0)	1 (0.2)	658 (99.8)
	節目以外	-	426	-	1 (0.2)	425 (99.8)	3 (0.7)	423 (99.3)
	合計	5,746	1,086	-	1 (0.1)	1,085 (99.9)	4 (0.4)	1,081 (99.6)
2	節目	5,301	621	11.7	0	621 (100.0)	0	621 (100.0)
	節目以外	-	469	-	0	469 (100.0)	2 (0.4)	466 (99.4)
	合計	5,301	1,090	-	0	1,090 (100.0)	2 (0.2)	1,087 (99.7)
3	節目	5,088	462	9.1	0	462 (100.0)	0	462 (100.0)
	節目以外	-	355	-	1 (0.1)	354 (99.9)	2 (0.1)	353 (99.9)
	合計	5,088	817	-	1 (0.1)	816 (99.9)	2 (0.1)	815 (99.9)
4	節目	5,063	498	9.8	0	498 (100.0)	1 (0.2)	496 (99.8)
	節目以外	-	424	-	1 (0.2)	423 (99.8)	0	424 (100.0)
	合計	5,063	922	-	1 (0.1)	921 (99.9)	1 (0.1)	920 (99.9)
5	節目	5,373	451	8.4	0	451 (100.0)	0	450 (100.0)
	節目以外	-	278	-	0	278 (100.0)	1 (0.4)	276 (99.6)
	合計	5,373	729	-	0	729 (100.0)	1 (0.1)	726 (99.9)

(㉔) がん検診

(単位:回・人・%)

種別・年度		区分	実施回数	受診者数	受診率	要精密検査者数
胃がん	集団検診	30	120(2)	6,810(12)		438
		元	119(2)	6,468(12)		513
		2	100(2)	4,935(10)		324
		3	121(2)	6,316(15)		344
		4	117(2)	6,051(13)		322
		5	107(2)	6,052(10)		312
	個別検診	30	-	(エックス線) 85 (内視鏡) 1,351	(集団と個別) 3.2	12 143
		元	-	(エックス線) 110 (内視鏡) 1,432	(集団と個別) 3.1	13 139
		2	-	(エックス線) 100 (内視鏡) 1,339	(集団と個別) 2.4	2 128
		3	-	(エックス線) 101 (内視鏡) 1,324	(集団と個別) 3.0	8 114
		4	-	(エックス線) 101 (内視鏡) 1,300	(集団と個別) 2.8	1 127
		5	-	(エックス線) 84 (内視鏡) 1,338	(集団と個別) 2.9	6 113
子宮頸がん	集団検診	30	6	232		2
		元	8(2)	202(9)		1
		2	5(2)	160(2)	-	0
		3	5	156		3
		4	5	156		2
		5	5	155		1
	個別検診	30	-	13,529	(集団と個別) 15.1	362
		元	-	13,680	(集団と個別) 15.2	313
		2	-	13,719	(集団と個別) 15.2	270
		3	-	13,869	(集団と個別) 15.4	266
		4	-	13,918	(集団と個別) 15.5	278
		5	-	13,801	(集団と個別) 15.4	321
肺がん	集団検診	30	137(2)	19,056(28)	7.4	197
		元	133(2)	17,999(24)	7.0	214
		2	115(2)	15,528(25)	6.0	359
		3	118(2)	17,326(27)	6.6	212
		4	118(2)	17,153(32)	6.5	199
		5	113(2)	16,877(25)	6.4	223
乳がん	集団検診	30	8(2)	215(8)		11
		元	8(2)	191(8)		7
		2	5(2)	156(8)		5
		3	7(2)	146(10)	-	14
		4	7(2)	144(4)		8
		5	7(2)	146(7)		4
	個別検診	30	-	11,810	(集団と個別) 17.5	462
		元	-	12,076	(集団と個別) 17.7	500
		2	-	11,512	(集団と個別) 16.8	427
		3	-	11,763	(集団と個別) 17.1	452
		4	-	12,141	(集団と個別) 17.6	540
		5	-	12,070	(集団と個別) 17.5	489
大腸がん	個別検診	30	-	34,172	13.3	3,202
		元	-	34,749	13.4	3,374
		2	-	33,739	13.0	3,242
		3	-	32,143	12.3	2,633
		4	-	32,166	12.3	2,688
		5	-	30,980	11.8	2,609

種別・年度		区分	実施回数	受診者数	受診率	要精密検査者数
前立腺がん	個別検診	30	-	14,065	16.2	576
		元		14,561	16.6	571
		2		14,167	16.0	598
		3		13,304	14.8	639
		4		13,793	15.2	626
		5		13,118	14.3	579

※1 胃がん集団検診・肺がん集団検診・乳がん集団検診の実施回数・受診者数の()内は、瀬戸内海巡回診療船済生丸での検診実績

※2 がん検診の対象者を高松市住民全体とする。

(ク) がん患者支援に関すること

a 若年がん患者在宅療養支援事業

20歳から39歳の若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう、在宅における生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とし、介護保険法に規定された居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具）の助成をしている。

令和5年度 1件

b 若年がん患者医療用補整具助成事業

20歳から39歳の若年のがん患者ががん治療による外見変貌を補完する補整具の購入費用を助成することにより、がん患者の心理的負担を軽減するとともに、治療と就労、社会参加等との両立を支援し、療養生活の質の向上を図っている。

令和5年度 7件

(ケ) 成人歯科健康診査

歯科保健の意識啓発及び8020運動の推進を図る。

a 対象者：毎年4月1日現在で満30歳・40歳・50歳・60歳・65歳・70歳の全市民

b 実施期間：7月から2月までの8カ月間

c 実施場所：市内の歯科医療機関

d 診査内容：問診・診察・口腔保健指導

(単位：人・%)

年度	対象者数	受診者数	受診率	判定区分		
				異常なし	要指導	要精検
30	34,087	5,206	15.3	429	1,681	3,096
元	34,410	5,441	15.8	430	1,846	3,165
2	32,716	5,055	15.5	367	1,555	3,133
3	31,486	5,026	16.0	406	1,848	2,772
4	31,048	5,080	16.4	420	1,904	2,756
5	30,649	5,226	17.1	461	1,973	2,792

※ 令和3年度以降の受診者数は、前年度未受診で当該年度に受診した方を含む。

(コ) 訪問指導

対象者の心身の状況、その置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要であると認めた者（精神症状・行動異常を有する者を除く。）に対し、在宅で適切な保健指導を行う。

- a 対象者
- ・ 各種健康診査の結果、要事後指導者
 - ・ 在宅寝たきり者及び虚弱高齢者
 - ・ 心身障害者
 - ・ 他市町及び医療機関からの依頼による者
 - ・ その他保健指導が必要な者
- b 従事者：保健師、栄養士、歯科衛生士等
- c 訪問指導延べ人員 (単位：人)

年度	区分	生活習慣病	閉じこもり予防	介護家族	寝たきり者	認知症	難病	心身障害者	その他の疾患	(再掲)独居	合計
30		970	192	153	7	12	207	26	29	124	1,596
元		1,116	224	140	5	20	211	16	24	122	1,756
2		30	169	104	1	8	133	16	23	13	484
3		25	67	57	1	9	137	5	32	8	333
4		39	41	87	7	1	128	8	72	23	383
5		44	49	93	2	0	96	5	96	16	385

(イ) COPD重症化予防事業 (受診勧奨)

COPDの医療費が全国と比較して高いため、COPDの治療中断者の治療再開による重症化予防、ハイリスク者への疾患啓発及び受診勧奨による早期治療につなげることを目的に、株式会社キャンサーズキヤンとCOPD事業に関する協定を締結し、令和3年度から5年度まで、後期高齢者に係る部分を高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係るハイリスクアプローチとして実施した。

- a 対象者
- ・ 2年度特定健診の質問票で「喫煙習慣あり」と回答し、かつ、レセプトにCOPDの傷病名・COPD治療薬の処方歴がない者
 - ・ 国保及び後期高齢者で過去5年間にCOPDの治療歴があり、かつ、直近6か月のレセプトにCOPDの傷病名がなく、COPD治療薬の処方歴のない者
- b 方法
- ・ 対象者に受診勧奨通知を送付し、COPDに対する啓発及び受診勧奨を実施する。
 - ・ その後、受診勧奨通知を送付したが受診確認の取れない者のうち、後期高齢者でフレイルリスクの高い者に訪問等で保健指導を実施する。

c 受診勧奨結果 (単位：人・%)

区分	項目	対象者数	医療機関受診者数	受診率	未受診者数	(再掲)保健指導
国保	ハイリスク者	1,664	61	3.7	1,603	-
国保	治療中断者	312	19	6.1	293	-
後期高齢者	治療中断者	161	15	9.3	146	23

ウ こころの健康

(ア) 健康教育

こころの健康づくりに関する普及・啓発や相談、精神障害者の社会参加への支援を実施している。また、近年の自殺者の増加に伴い、平成21年度から自殺対策推進事業として、自殺予防のための啓発事業や相談の充実に取り組み、庁内関係課の連絡会を開催し、庁内での連携に努めている。

さらに、31年3月「高松市自殺対策計画」、令和6年3月「第2期高松市自殺対策計画」を策定し、健康づくり推進課や庁内だけでなく、他の関係機関や民間団体とも連携しながら、市全体が一丸となって自殺対策に取り組んでいく体制を整えた。

また、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響で啓発関係の機会が激減したため、3年度にゲー
トキーパー動画を作成し啓発の機会として活用している。

(単位：回・人)

種別	元		2		3		4		5	
	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員
こころの健康セミナー	7	299	7	230	5	182	7	148	7	328
統合失調症家族教室	5	80	5	85	3	63	5	24	4	65
アルコール問題を考える家族のつどい	12	87	9	64	9	46	10	79	10	66
うつ病家族教室	5	80	4	67	3	27	4	41	4	97
こころの健康づくり啓発等(自殺予防等)	125	5,660	60	1,302	※341	※1,489	※210	※1,634	※200	※3,674
合計	154	6,206	85	1,748	361	1,807	236	1,926	225	4,230

※は、動画視聴回数を含む。

(イ) デイケア

(単位：回・人)

実施場所	元		2		3		4		5	
	回数	参加延人数								
さくらクラブ(保健所)	43	395	39	279	24	206	33	303	36	249

(ウ) こころの健康相談・訪問指導実施状況

年度	区分	来所相談(人)		訪問指導(人)		電話相談(件)	相談等延べ人員(人)
		実人員	延べ人員	実人員	延べ人員		
元		226	676	263	863	6,885	8,424
2		142	401	272	931	7,592	8,924
3		152	461	252	784	7,231	8,476
4		136	338	213	678	6,281	7,297
5		148	485	264	728	6,624	7,837

エ 難病対策

(ア) 難病患者地域支援ネットワーク事業

難病患者に対し、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図っている。

a 保健師等による指導(延べ人員)

(単位：人)

区分	訪問指導	相談	電話相談
30	207	29	420
元	212	27	390
2	133	37	352
3	137	21	483
4	128	28	516
5	96	35	412

b 来所相談内容内訳

(単位：人)

区分 年度	実 人員	延べ人員									
		申請等 の相談	医療	家庭 看護	福祉 制度	就労	就学	食事 栄養	歯科	その他	合計
30	11	5	10	9	7	2	0	3	0	6	42
元	11	3	9	4	5	1	0	1	0	7	30
2	5	5	9	11	13	5	0	5	0	9	57
3	3	2	3	6	3	1	0	2	0	19	36
4	7	4	10	3	4	0	0	0	0	10	31
5	10	3	7	7	9	1	0	0	0	17	44

c 医療講演会・相談会事業 (5年度)

(単位：人)

テーマ	相談担当者	回数	参加人員
脊髄小脳変性症・多系統萎縮症について	医師	1	21
在宅医療の方の防災	大学教授	1	18
ロービジョンケアについて、見やすくするための補助具活用法	医師・視能訓練士	1	20

d 難病患者・家族の交流会 (5年度)

(単位：人)

内 容	講 師	回数	参加人員
医療講演会と同時開催（脊髄小脳変性症・多系統萎縮症について、ロービジョンケアについて）		2	41

e 訪問看護師等育成事業 (5年度)

(単位：人)

内 容	講 師	回数	参加人員
在宅難病患者を支える家族の支援	臨床心理士	1	37

f 訪問指導(診療)事業 (5年度)

(単位：人)

対象疾患	従 事 者	回数
実施なし		0

(イ) 関係者会議 (5年度)

難病患者の在宅療養を支援するため、ケアマネジメント会議・ケース会議等に参加し、保健・医療・福祉関係者の連携を図るとともに、処遇等を検討している。

(単位：回・人)

対象疾患	回数	出席人員
筋萎縮性側索硬化症	7	85
筋ジストロフィー	1	25
脊髄小脳変性症	2	13
脊髄性筋萎縮症	1	8
網膜色素変性症	14	6

(ウ) 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性疾患のうち、特定疾患で治療が長期にわたり、児童の健全な育成を阻害する疾患に罹患している児童を対象に、医療の給付を行っている。また、対象患者に対して、一貫した治療・指導を行うとともに、緊急時の医療機関への連絡などのため、小児慢性特定疾病児童手帳を交付している。

a 小児慢性特定疾病医療費助成制度対象者

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4	5	年度	30	元	2	3	4	5
悪性新生物	47	51	52	51	48	47	血液疾患	9	12	11	13	10	10
慢性腎疾患	29	22	25	23	21	22	免疫疾患	4	3	3	3	1	2
慢性呼吸器疾患	5	6	7	8	10	11	神経・筋疾患	35	33	38	38	36	32
慢性心疾患	36	39	43	42	39	37	慢性消化器疾患	34	38	36	35	33	34
内分泌疾患	144	139	150	148	113	99	染色体また遺伝子に 変化を伴う症候群	2	3	5	4	5	3
膠原病	11	9	7	7	7	7	皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
糖尿病	23	22	26	26	26	24	骨系統疾患	7	6	5	5	3	3
先天性代謝異常	18	17	18	16	14	10	脈管系疾患	2	1	1	1	2	2
							合計	406	401	427	420	368	343

b 令和5年度小児慢性特定疾病児童手帳交付数

34冊

オ その他保健事業

(ア) 健康教育

(単位：回・人)

年度	結核		感染症		医事・薬事		地区組織活動		合計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
30	1	50	24	883	10	491	5	225	40	1,649
元	2	150	36	1,217	9	254	6	323	53	1,944
2	0	0	25	566	8	150	5	102	38	818
3	0	0	10	204	2	44	11	370	23	618
4	0	0	2	45	6	157	8	168	16	370
5	0	0	14	426	0	0	9	394	23	820

(イ) 事務所相談

(単位：人)

年度	区分	結核	感染症	肝炎ウイルス
30		0	4	2
元		0	84	0
2		0	264	2
3		0	78	0
4		0	53	0
5		3	36	0

(ウ) 訪問指導

(単位：人)

年度	区分	結核	感染症
30		0	0
元		0	0
2		0	0
3		0	0
4		0	0
5		0	1

(エ) 栄養指導

特定多数の者に、継続的に食事を提供する施設で従事する管理栄養士等に対して、栄養効果の十分な食事を提供するために、研修会の開催や、個別の巡回指導を実施するほか、調理師等を対象に、衛生管理等の知識を習得するための研修会等を実施している。

令和5年度は、健康増進を目的とした施設を中心に、病院の巡回指導も実施した。併せて、電話での指導の実施やホームページで給食施設の栄養衛生管理に関する情報発信等を実施した。

栄養指導・給食施設指導実施状況

(令和5年度)

区分	栄養指導		給食管理指導延べ施設数
	個別指導延べ人員(人)	集団指導延べ人員(人)	
実績	93	214	77

(オ) 原爆被爆者健康診断

原子爆弾被爆者の健康の保持増進を図るため、医療機関で健康診断を実施している。

(5年度 単位：人・%)

区分		対象人員	受診人員	受診率
定期健診	第1回	99	14	14.1
	第2回	97	10	10.3
希望健診	一般検査	-	7	-
	がん検査	-	15	-

(カ) 献血状況

献血思想の普及及び献血事業の推進を図るため、献血を実施する。献血に対する市民の理解を深めるとともに、献血に参加しやすい環境づくりを進め、病気やけがに必要な輸血用血液の安定確保を図るため、昭和57年7月1日から毎月第1土曜日を「高松市民献血の日」と制定している。また、献血量の少なくなる1月から3月には「高松市民献血の日」に合わせ、献血ルーム『オリーブ』において献血協力者へ粗品を配布することで参加しやすい環境づくりや献血事業推進に努めた。また、各地区で開催される献血では、地区内での広報活動や、当日の呼び込みの支援等、献血者数の確保に協力している。

(単位：人)

年度	区分	地区献血		市民献血の日
		回数	採血者数	採血者数
30		21回	955	70
元		20回	890	78
2		10回	673	537
3		11回	755	465
4		13回	842	489
5		16回	915	477